

長野自動車道  
一本松トンネル補強工事

交付図書正誤表

東日本高速道路株式会社 関東支社

長野管理事務所



対象	特記仕様書 (5/78) 8. 作業日及び作業期間に関する事項 8-1作業期間																																													
誤	<p>8. 作業日及び作業期間に関する事項</p> <p>8-1 作業期間</p> <p>共通仕様書1－1 3「作業日」の規定による他、下表に示す期間は作業を行ってはならない。やむを得ず作業を行う必要がある場合は、受注者は理由を付した書面を監督員に提出し、確認を得なければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期間 (予定)</th> <th>区間</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年12月27日～令和3年1月8日の13日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和3年4月26日～令和3年5月9日の14日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和3年8月5日～令和3年8月19日<del>14日間</del></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和3年9月18日～令和3年9月26日の9日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和3年12月27日～令和4年1月3日の8日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和4年4月26日～令和4年5月8日の14日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和4年8月6日～令和4年8月18日の13日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和4年9月17日～令和4年9月25日の9日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和4年12月24日～令和5年1月8日の16日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和5年4月22日～令和5年5月7日の16日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和5年8月5日～令和5年8月17日の13日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和5年9月16日～令和5年9月24日の9日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事期間中の3連休、10月の土日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>11月21日から翌年4月30日まで</td> <td>安曇野IC～ 更埴IC</td> <td>高速道路の昼夜連続車線規制を伴う作業</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、記載している期間は現時点での予定であり、詳細については別途監督員から指示するものとする。</p> <p>8-2 昼夜連続作業・夜間作業</p> <p>本特記仕様書2-3-2に示す昼夜連続作業及び夜間作業と指定した項目、昼夜連続車線規制及び夜間通行止め規制については、共通仕様書1－1 3「作業日」の規定にかかわらず昼夜間連続又は夜間にて作業を行うことができるものとする。ただし、一般道路を経由して場外搬出等を行う作業を行ってはならない。</p> <p>8-3 作業時間</p> <p>本特記仕様書1-3-1に示す番号③、④の工事用道路を使用して行う土運搬は、9時～17時以外の時間に行ってはならない。</p> <p>トンネル補強工については、昼夜連続作業で行うことを基本とする。なお、昼夜連続作業及び夜間通行止め以外の作業は夜間作業を行ってはならない。やむを得ず作業を行う必要がある場合、受注者は理由を付した夜間作業確認書面にて監督員に提出し、その確認を得なければならない。監督員は提出された夜間作業確認書面の内容を確認後、その結果を書面にて通知するものとする。</p> <p style="text-align: center;">5</p>	期間 (予定)	区間	摘要	令和2年12月27日～令和3年1月8日の13日間			令和3年4月26日～令和3年5月9日の14日間			令和3年8月5日～令和3年8月19日 <del>14日間</del>			令和3年9月18日～令和3年9月26日の9日間			令和3年12月27日～令和4年1月3日の8日間			令和4年4月26日～令和4年5月8日の14日間			令和4年8月6日～令和4年8月18日の13日間			令和4年9月17日～令和4年9月25日の9日間			令和4年12月24日～令和5年1月8日の16日間			令和5年4月22日～令和5年5月7日の16日間			令和5年8月5日～令和5年8月17日の13日間			令和5年9月16日～令和5年9月24日の9日間			工事期間中の3連休、10月の土日			11月21日から翌年4月30日まで	安曇野IC～ 更埴IC	高速道路の昼夜連続車線規制を伴う作業
期間 (予定)	区間	摘要																																												
令和2年12月27日～令和3年1月8日の13日間																																														
令和3年4月26日～令和3年5月9日の14日間																																														
令和3年8月5日～令和3年8月19日 <del>14日間</del>																																														
令和3年9月18日～令和3年9月26日の9日間																																														
令和3年12月27日～令和4年1月3日の8日間																																														
令和4年4月26日～令和4年5月8日の14日間																																														
令和4年8月6日～令和4年8月18日の13日間																																														
令和4年9月17日～令和4年9月25日の9日間																																														
令和4年12月24日～令和5年1月8日の16日間																																														
令和5年4月22日～令和5年5月7日の16日間																																														
令和5年8月5日～令和5年8月17日の13日間																																														
令和5年9月16日～令和5年9月24日の9日間																																														
工事期間中の3連休、10月の土日																																														
11月21日から翌年4月30日まで	安曇野IC～ 更埴IC	高速道路の昼夜連続車線規制を伴う作業																																												
正	<p>8. 作業日及び作業期間に関する事項</p> <p>8-1 作業期間</p> <p>共通仕様書1－1 3「作業日」の規定による他、下表に示す期間は作業を行ってはならない。やむを得ず作業を行う必要がある場合は、受注者は理由を付した書面を監督員に提出し、確認を得なければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期間 (予定)</th> <th>区間</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年12月27日～令和3年1月8日の13日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和3年4月26日～令和3年5月9日の14日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和3年8月5日～令和3年8月18日<del>14日間</del></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和3年9月18日～令和3年9月26日の9日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和3年12月27日～令和4年1月3日の8日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和4年4月26日～令和4年5月8日の14日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和4年8月6日～令和4年8月18日の13日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和4年9月17日～令和4年9月25日の9日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和4年12月24日～令和5年1月8日の16日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和5年4月22日～令和5年5月7日の16日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和5年8月5日～令和5年8月17日の13日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和5年9月16日～令和5年9月24日の9日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事期間中の3連休、10月の土日<del>12月1日～1月31日</del></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>11月21日から翌年4月30日まで</td> <td>安曇野IC～ 更埴IC</td> <td>高速道路の昼夜連続車線規制を伴う作業</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、記載している期間は現時点での予定であり、詳細については別途監督員から指示するものとする。</p> <p>8-2 昼夜連続作業・夜間作業</p> <p>本特記仕様書2-3-2に示す昼夜連続作業及び夜間作業と指定した項目、昼夜連続車線規制及び夜間通行止め規制については、共通仕様書1－1 3「作業日」の規定にかかわらず昼夜間連続又は夜間にて作業を行うことができるものとする。ただし、一般道路を経由して場外搬出等を行う作業を行ってはならない。</p> <p>8-3 作業時間</p> <p>本特記仕様書1-3-1に示す番号③、④の工事用道路を使用して行う土運搬は、9時～17時以外の時間に行ってはならない。</p> <p>トンネル補強工については、昼夜連続作業で行うことを基本とする。なお、昼夜連続作業及び夜間通行止め以外の作業は夜間作業を行ってはならない。やむを得ず作業を行う必要がある場合、受注者は理由を付した夜間作業確認書面にて監督員に提出し、その確認を得なければならない。監督員は提出された夜間作業確認書面の内容を確認後、その結果を書面にて通知するものとする。</p> <p style="text-align: center;">5</p>	期間 (予定)	区間	摘要	令和2年12月27日～令和3年1月8日の13日間			令和3年4月26日～令和3年5月9日の14日間			令和3年8月5日～令和3年8月18日 <del>14日間</del>			令和3年9月18日～令和3年9月26日の9日間			令和3年12月27日～令和4年1月3日の8日間			令和4年4月26日～令和4年5月8日の14日間			令和4年8月6日～令和4年8月18日の13日間			令和4年9月17日～令和4年9月25日の9日間			令和4年12月24日～令和5年1月8日の16日間			令和5年4月22日～令和5年5月7日の16日間			令和5年8月5日～令和5年8月17日の13日間			令和5年9月16日～令和5年9月24日の9日間			工事期間中の3連休、10月の土日 <del>12月1日～1月31日</del>			11月21日から翌年4月30日まで	安曇野IC～ 更埴IC	高速道路の昼夜連続車線規制を伴う作業
期間 (予定)	区間	摘要																																												
令和2年12月27日～令和3年1月8日の13日間																																														
令和3年4月26日～令和3年5月9日の14日間																																														
令和3年8月5日～令和3年8月18日 <del>14日間</del>																																														
令和3年9月18日～令和3年9月26日の9日間																																														
令和3年12月27日～令和4年1月3日の8日間																																														
令和4年4月26日～令和4年5月8日の14日間																																														
令和4年8月6日～令和4年8月18日の13日間																																														
令和4年9月17日～令和4年9月25日の9日間																																														
令和4年12月24日～令和5年1月8日の16日間																																														
令和5年4月22日～令和5年5月7日の16日間																																														
令和5年8月5日～令和5年8月17日の13日間																																														
令和5年9月16日～令和5年9月24日の9日間																																														
工事期間中の3連休、10月の土日 <del>12月1日～1月31日</del>																																														
11月21日から翌年4月30日まで	安曇野IC～ 更埴IC	高速道路の昼夜連続車線規制を伴う作業																																												

対象	特記仕様書 (9/78) 13. 工事用道路に関する事項 13-1 工事用道路の指定																																																																															
誤	<p>1 3. 工事用道路に関する事項 1 3-1 工事用道路の指定 共通仕様書 1-22-1 「工事用道路の指定」の規定に基づき指定する工事用道路は、「土運搬路図」に示すとおりとし、その路線名、区間、幅員及び延長等は、下表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>路線名又は場所</th> <th>幅員</th> <th>延長</th> <th>路面</th> <th>用地</th> <th>使用開始時期</th> <th>施工者</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>長野自動車道 安曇野 IC～更埴 JCT</td> <td>3.5m ×2車線</td> <td>19.5km</td> <td>舗装</td> <td>無償</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>既設</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>上信越自動車道 坂城 IC～更埴 JCT</td> <td>3.5m ×2車線</td> <td>14.2km</td> <td>舗装</td> <td>無償</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>既設</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>県道 91 号</td> <td>3.5m</td> <td>0.1km</td> <td>舗装</td> <td>無償</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>既設</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>町道 0286、0640、 0639、0167、0641 号 (全巾)</td> <td>4m</td> <td>2.5km</td> <td>舗装</td> <td>無償</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>既設</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 3-2 工事用道路の使用条件 上記の工事用道路の使用条件は以下のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>路線名又は場所</th> <th>土運搬 可能時間</th> <th>資機材搬入出作業 可能時間</th> <th>土曜日、日曜日及び 祝日の使用及び時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>長野自動車道</td> <td>24 時間</td> <td>24 時間</td> <td>可能</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>上信越自動車道</td> <td>24 時間</td> <td>24 時間</td> <td>可能</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>県道 91 号</td> <td>日中 (9 時～17 時)</td> <td>日中 (9 時～17 時)</td> <td>不可</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>坂城町道 0286、0640、 0639、0167、0641 号</td> <td>日中 (9 時～17 時)</td> <td>日中 (9 時～17 時)</td> <td>不可</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 3-3 工事用道路の共同使用 本特記仕様書 1-3-1 に示す工事用道路のうち、共通仕様書 1-22-5 「工事用道路等の共同使用」に規定する工事用道路は、下表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>共同使用する工事名</th> <th>受注者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>③</td> <td>上信越自動車道 蓼平工事</td> <td>株フジタ・エム・エムブリッジ開 J V</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>1 3-4 工事用道路の維持・補修 (1) 本特記仕様書 1-3-3 に示す番号③及び④の工事用道路について補修の必要が生じ監督員 が指示した場合は、受注者は、その指示に従わなければならない。なお、これに要する費用 については、別途監督員と受注者とで協議し定めるものとする。</p> <p>9</p>	番号	路線名又は場所	幅員	延長	路面	用地	使用開始時期	施工者	備考	①	長野自動車道 安曇野 IC～更埴 JCT	3.5m ×2車線	19.5km	舗装	無償	—	—	既設	②	上信越自動車道 坂城 IC～更埴 JCT	3.5m ×2車線	14.2km	舗装	無償	—	—	既設	③	県道 91 号	3.5m	0.1km	舗装	無償	—	—	既設	④	町道 0286、0640、 0639、0167、0641 号 (全巾)	4m	2.5km	舗装	無償	—	—	既設	番号	路線名又は場所	土運搬 可能時間	資機材搬入出作業 可能時間	土曜日、日曜日及び 祝日の使用及び時間	①	長野自動車道	24 時間	24 時間	可能	②	上信越自動車道	24 時間	24 時間	可能	③	県道 91 号	日中 (9 時～17 時)	日中 (9 時～17 時)	不可	④	坂城町道 0286、0640、 0639、0167、0641 号	日中 (9 時～17 時)	日中 (9 時～17 時)	不可	番号	共同使用する工事名	受注者	③	上信越自動車道 蓼平工事	株フジタ・エム・エムブリッジ開 J V	④		
番号	路線名又は場所	幅員	延長	路面	用地	使用開始時期	施工者	備考																																																																								
①	長野自動車道 安曇野 IC～更埴 JCT	3.5m ×2車線	19.5km	舗装	無償	—	—	既設																																																																								
②	上信越自動車道 坂城 IC～更埴 JCT	3.5m ×2車線	14.2km	舗装	無償	—	—	既設																																																																								
③	県道 91 号	3.5m	0.1km	舗装	無償	—	—	既設																																																																								
④	町道 0286、0640、 0639、0167、0641 号 (全巾)	4m	2.5km	舗装	無償	—	—	既設																																																																								
番号	路線名又は場所	土運搬 可能時間	資機材搬入出作業 可能時間	土曜日、日曜日及び 祝日の使用及び時間																																																																												
①	長野自動車道	24 時間	24 時間	可能																																																																												
②	上信越自動車道	24 時間	24 時間	可能																																																																												
③	県道 91 号	日中 (9 時～17 時)	日中 (9 時～17 時)	不可																																																																												
④	坂城町道 0286、0640、 0639、0167、0641 号	日中 (9 時～17 時)	日中 (9 時～17 時)	不可																																																																												
番号	共同使用する工事名	受注者																																																																														
③	上信越自動車道 蓼平工事	株フジタ・エム・エムブリッジ開 J V																																																																														
④																																																																																
正	<p>1 3. 工事用道路に関する事項 1 3-1 工事用道路の指定 共通仕様書 1-22-1 「工事用道路の指定」の規定に基づき指定する工事用道路は、「土運搬路図」に示すとおりとし、その路線名、区間、幅員及び延長等は、下表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>路線名又は場所</th> <th>幅員</th> <th>延長</th> <th>路面</th> <th>用地</th> <th>使用開始時期</th> <th>施工者</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>長野自動車道 安曇野 IC～更埴 IC</td> <td>3.5m ×2車線</td> <td>18.6km</td> <td>舗装</td> <td>無償</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>既設</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>長野自動車道 上信越自動車道 更埴 IC～坂城 IC</td> <td>3.5m ×2車線</td> <td>15.1km</td> <td>舗装</td> <td>無償</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>既設</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>県道 91 号</td> <td>3.5m</td> <td>0.1km</td> <td>舗装</td> <td>無償</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>既設</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>町道 0286、0640、 0639、0167、0641 号 (全巾)</td> <td>4m</td> <td>2.5km</td> <td>舗装</td> <td>無償</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>既設</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 3-2 工事用道路の使用条件 上記の工事用道路の使用条件は以下のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>路線名又は場所</th> <th>土運搬 可能時間</th> <th>資機材搬入出作業 可能時間</th> <th>土曜日、日曜日及び 祝日の使用及び時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>長野自動車道</td> <td>24 時間</td> <td>24 時間</td> <td>可能</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>長野自動車道 上信越自動車道</td> <td>24 時間</td> <td>24 時間</td> <td>可能</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>県道 91 号</td> <td>日中 (9 時～17 時)</td> <td>日中 (9 時～17 時)</td> <td>不可</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>坂城町道 0286、0640、 0639、0167、0641 号</td> <td>日中 (9 時～17 時)</td> <td>日中 (9 時～17 時)</td> <td>不可</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 3-3 工事用道路の共同使用 本特記仕様書 1-3-1 に示す工事用道路のうち、共通仕様書 1-22-5 「工事用道路等の共同使用」に規定する工事用道路は、下表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>共同使用する工事名</th> <th>受注者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>③</td> <td>上信越自動車道 蓼平工事</td> <td>株フジタ・エム・エムブリッジ開 J V</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>1 3-4 工事用道路の維持・補修 (1) 本特記仕様書 1-3-3 に示す番号③及び④の工事用道路について補修の必要が生じ監督員 が指示した場合は、受注者は、その指示に従わなければならない。なお、これに要する費用 については、別途監督員と受注者とで協議し定めるものとする。</p> <p>9</p>	番号	路線名又は場所	幅員	延長	路面	用地	使用開始時期	施工者	備考	①	長野自動車道 安曇野 IC～更埴 IC	3.5m ×2車線	18.6km	舗装	無償	—	—	既設	②	長野自動車道 上信越自動車道 更埴 IC～坂城 IC	3.5m ×2車線	15.1km	舗装	無償	—	—	既設	③	県道 91 号	3.5m	0.1km	舗装	無償	—	—	既設	④	町道 0286、0640、 0639、0167、0641 号 (全巾)	4m	2.5km	舗装	無償	—	—	既設	番号	路線名又は場所	土運搬 可能時間	資機材搬入出作業 可能時間	土曜日、日曜日及び 祝日の使用及び時間	①	長野自動車道	24 時間	24 時間	可能	②	長野自動車道 上信越自動車道	24 時間	24 時間	可能	③	県道 91 号	日中 (9 時～17 時)	日中 (9 時～17 時)	不可	④	坂城町道 0286、0640、 0639、0167、0641 号	日中 (9 時～17 時)	日中 (9 時～17 時)	不可	番号	共同使用する工事名	受注者	③	上信越自動車道 蓼平工事	株フジタ・エム・エムブリッジ開 J V	④		
番号	路線名又は場所	幅員	延長	路面	用地	使用開始時期	施工者	備考																																																																								
①	長野自動車道 安曇野 IC～更埴 IC	3.5m ×2車線	18.6km	舗装	無償	—	—	既設																																																																								
②	長野自動車道 上信越自動車道 更埴 IC～坂城 IC	3.5m ×2車線	15.1km	舗装	無償	—	—	既設																																																																								
③	県道 91 号	3.5m	0.1km	舗装	無償	—	—	既設																																																																								
④	町道 0286、0640、 0639、0167、0641 号 (全巾)	4m	2.5km	舗装	無償	—	—	既設																																																																								
番号	路線名又は場所	土運搬 可能時間	資機材搬入出作業 可能時間	土曜日、日曜日及び 祝日の使用及び時間																																																																												
①	長野自動車道	24 時間	24 時間	可能																																																																												
②	長野自動車道 上信越自動車道	24 時間	24 時間	可能																																																																												
③	県道 91 号	日中 (9 時～17 時)	日中 (9 時～17 時)	不可																																																																												
④	坂城町道 0286、0640、 0639、0167、0641 号	日中 (9 時～17 時)	日中 (9 時～17 時)	不可																																																																												
番号	共同使用する工事名	受注者																																																																														
③	上信越自動車道 蓼平工事	株フジタ・エム・エムブリッジ開 J V																																																																														
④																																																																																

対象	特記仕様書 (52/78) 23. 工事細部に関する事項 23-11-4-2 材料及び施工等 (5) インバート掘削						
誤	<p>鉄筋の加工は、常温で加工するものとする。ただし、鉄筋をやむを得ず熱して加工するときには、全作業についてその内容を監督員に提出し、監督員の確認を得なければならない。</p> <p>b) 鉄筋の組立て</p> <p>①鉄筋の組立てに際しては、点付け溶接を行ってはならない。</p> <p>②組立ての完了した鉄筋は、コンクリート打設前に監督員の検査を受けなければならない。なお、型わく設置後に検査が困難な箇所においては、型わくの設置前に監督員の検査を受けるものとする。</p> <p>c) 鉄筋の継手</p> <p>設計図書に示されていない鉄筋の継手を設けるときには、継手の位置及び方法について設計計算を行ってこれを定め、その内容を監督員に提出し、監督員の確認を得なければならない。</p> <p>(5) インバート掘削</p> <p>1) 定義</p> <p>インバート掘削とは、インバート掘削部の土砂及び岩の掘削及び積込み作業を行うことをいう。</p> <p>2) インバート掘削方法</p> <p>掘削は、機械掘削方式とする。インバート掘削は、設計図書及び監督員の指示に従って岩を掘削し、更埴IC資機材置場に搬入、一時仮置き、本特記仕様書6-1自工区外盛土場へ搬入する作業をいう。</p> <p>3) インバート掘削の分類</p> <p>a) インバート掘削の図面に表記する項目の分類は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>図面に表記する項目</th> <th>作業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○-K-I (T1)</td> <td>1) 機械掘削方式によるの覆工受台掘削 (掘削は大型油圧ブレーカ (チルト付 1,000 kg級)、人力による施工) 2) 掘削箇所における仮置き</td> </tr> <tr> <td>○-K-I (T2)</td> <td>機械掘削方式によるのインバート掘削 (ドラムカッター (1,000 kg以上) と大型油圧ブレーカ (チルト付 1,000 kg級) 併用による施工) ※断面方向における片側最大掘削延長は 30mとする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) ○はインバート掘削の分類を示す。</p> <p>b) インバート掘削の分類は、次のとおりとする。</p> <p>① トンネル掘削CII：地山の岩質は、凝灰岩、凝灰質礫岩で一部硬い部分がみられるが、全体的に強い風化・変質を受けたものや、層状をなす岩で層理・片理が非常に顕著なもの。割れ目は細かく、狭い粘土が多く見られ開口幅は大きいもの。あるいは転石を多く</p> <p style="text-align: center;">52</p> <p style="text-align: right;">及び積込み</p> <p style="text-align: right;">し、更埴IC資機材置場に搬入、一時仮置き、本特記仕様書6-1自工区外盛土場へ搬入</p>	図面に表記する項目	作業内容	○-K-I (T1)	1) 機械掘削方式によるの覆工受台掘削 (掘削は大型油圧ブレーカ (チルト付 1,000 kg級)、人力による施工) 2) 掘削箇所における仮置き	○-K-I (T2)	機械掘削方式によるのインバート掘削 (ドラムカッター (1,000 kg以上) と大型油圧ブレーカ (チルト付 1,000 kg級) 併用による施工) ※断面方向における片側最大掘削延長は 30mとする。
図面に表記する項目	作業内容						
○-K-I (T1)	1) 機械掘削方式によるの覆工受台掘削 (掘削は大型油圧ブレーカ (チルト付 1,000 kg級)、人力による施工) 2) 掘削箇所における仮置き						
○-K-I (T2)	機械掘削方式によるのインバート掘削 (ドラムカッター (1,000 kg以上) と大型油圧ブレーカ (チルト付 1,000 kg級) 併用による施工) ※断面方向における片側最大掘削延長は 30mとする。						
正	<p>鉄筋の加工は、常温で加工するものとする。ただし、鉄筋をやむを得ず熱して加工するときには、全作業についてその内容を監督員に提出し、監督員の確認を得なければならない。</p> <p>b) 鉄筋の組立て</p> <p>①鉄筋の組立てに際しては、点付け溶接を行ってはならない。</p> <p>②組立ての完了した鉄筋は、コンクリート打設前に監督員の検査を受けなければならない。なお、型わく設置後に検査が困難な箇所においては、型わくの設置前に監督員の検査を受けるものとする。</p> <p>c) 鉄筋の継手</p> <p>設計図書に示されていない鉄筋の継手を設けるときには、継手の位置及び方法について設計計算を行ってこれを定め、その内容を監督員に提出し、監督員の確認を得なければならない。</p> <p>(5) インバート掘削</p> <p>1) 定義</p> <p>インバート掘削とは、インバート掘削部の土砂及び岩の掘削作業を行うことをいう。</p> <p>2) インバート掘削方法</p> <p>掘削は、機械掘削方式とする。インバート掘削は、設計図書及び監督員の指示に従って岩を掘削する作業をいう。</p> <p>3) インバート掘削の分類</p> <p>a) インバート掘削の図面に表記する項目の分類は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>図面に表記する項目</th> <th>作業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○-K-I (T1)</td> <td>1) 機械掘削方式によるの覆工受台掘削 (掘削は大型油圧ブレーカ (チルト付 1,000 kg級)、人力による施工) 2) 掘削箇所における仮置き</td> </tr> <tr> <td>○-K-I (T2)</td> <td>機械掘削方式によるのインバート掘削 (ドラムカッター (1,000 kg以上) と大型油圧ブレーカ (チルト付 1,000 kg級) 併用による施工) ※断面方向における片側最大掘削延長は 30mとする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) ○はインバート掘削の分類を示す。</p> <p>b) インバート掘削の分類は、次のとおりとする。</p> <p>① トンネル掘削CII：地山の岩質は、凝灰岩、凝灰質礫岩で一部硬い部分がみられるが、全体的に強い風化・変質を受けたものや、層状をなす岩で層理・片理が非常に顕著なもの。割れ目は細かく、狭い粘土が多く見られ開口幅は大きいもの。あるいは転石を多く</p> <p style="text-align: right;">掘削作業を行うことをいう。</p> <p style="text-align: right;">掘削する作業をいう。</p>	図面に表記する項目	作業内容	○-K-I (T1)	1) 機械掘削方式によるの覆工受台掘削 (掘削は大型油圧ブレーカ (チルト付 1,000 kg級)、人力による施工) 2) 掘削箇所における仮置き	○-K-I (T2)	機械掘削方式によるのインバート掘削 (ドラムカッター (1,000 kg以上) と大型油圧ブレーカ (チルト付 1,000 kg級) 併用による施工) ※断面方向における片側最大掘削延長は 30mとする。
図面に表記する項目	作業内容						
○-K-I (T1)	1) 機械掘削方式によるの覆工受台掘削 (掘削は大型油圧ブレーカ (チルト付 1,000 kg級)、人力による施工) 2) 掘削箇所における仮置き						
○-K-I (T2)	機械掘削方式によるのインバート掘削 (ドラムカッター (1,000 kg以上) と大型油圧ブレーカ (チルト付 1,000 kg級) 併用による施工) ※断面方向における片側最大掘削延長は 30mとする。						

対象	特記仕様書 (55/78) 23. 工事細部に関する事項 23-11-4-2 材料及び施工等 (8) ずり処理工						
誤	<p>なお、これに要する費用については関連する契約単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。</p> <p>(8) ずり処理工 1) 定義 ずり処理工とは、トンネル掘削により生じたずりを処理することをいい、図面に表記する項目の分類は次のとおりとする。</p> <p>ずり処理工 C (T1) : 撮工受台掘削により生じたずりの掘削切羽から更埴 IC 資機材置場までの運搬、積替え、自工区外盛土場への運搬、敷均し ずり処理工 C (T2) : インバート掘削により生じたずりの掘削切羽から更埴 IC 資機材置場までの運搬、積替え、自工区外盛土場への運搬、敷均し</p> <p>(9) インバート埋戻し工 1) 定義 インバート埋戻し工とは、インバート完成後に施工する路床の施工を行うことをいう。 2) インバート埋戻し工の分類 インバート埋戻し工の図面に表記する項目の分類は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>図面に表記する項目</th> <th>区分 内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>インバート埋戻し工 A (T1)</td> <td>撮工受台埋戻し、敷均し、締固め、整形</td> </tr> <tr> <td>インバート埋戻し工 A (T2)</td> <td>インバート埋戻し、敷均し、締固め、整形</td> </tr> </tbody> </table> <p>3) 材 料 インバート埋戻し工の材料は、共通仕様書 12-10-2 「材料」によらず、次のとおりとする。インバート埋戻し工 A (T2) に使用する材料は、堅硬で耐久的な碎石、破碎砂利、鉱さい、砂等又はこれらの混合物で、粘土塊、有機物、ごみ等を有害量含んではならない。材料の <math>420 \mu m</math> (No. 40) ふるい通過材料の塑性指数は、6以下のものとし、粒度は、JIS A 5001 (道路用碎石) クラッシャーラン C-40 に適合しなければならない。なお、インバート埋戻し工 A (T2) の材料は、購入材によるものとし「土工施工管理要領」の規定に適合するものとする。 インバート埋戻し工 A (T1) の材料は、インバート掘削にて仮置きした掘削残土にて埋戻しを行うものとする。</p> <p style="text-align: right;">55</p> <p>積替え、自工区外盛土場への運搬、</p> <p>積替え、自工区外盛土場への運搬、</p>	図面に表記する項目	区分 内容	インバート埋戻し工 A (T1)	撮工受台埋戻し、敷均し、締固め、整形	インバート埋戻し工 A (T2)	インバート埋戻し、敷均し、締固め、整形
図面に表記する項目	区分 内容						
インバート埋戻し工 A (T1)	撮工受台埋戻し、敷均し、締固め、整形						
インバート埋戻し工 A (T2)	インバート埋戻し、敷均し、締固め、整形						
正	<p>なお、これに要する費用については関連する契約単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。</p> <p>(8) ずり処理工 1) 定義 ずり処理工とは、トンネル掘削により生じたずりを処理することをいい、図面に表記する項目の分類は次のとおりとする。</p> <p>ずり処理工 C (T1) : 撮工受台掘削により生じたずりの掘削切羽から更埴 IC 資機材置場までの運搬、搬入、敷均し ずり処理工 C (T2) : インバート掘削により生じたずりの掘削切羽から更埴 IC 資機材置場までの運搬、搬入、敷均し</p> <p>(9) インバート埋戻し工 1) 定義 インバート埋戻し工とは、インバート完成後に施工する路床の施工を行うことをいう。 2) インバート埋戻し工の分類 インバート埋戻し工の図面に表記する項目の分類は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>図面に表記する項目</th> <th>区分 内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>インバート埋戻し工 A (T1)</td> <td>撮工受台埋戻し、敷均し、締固め、整形</td> </tr> <tr> <td>インバート埋戻し工 A (T2)</td> <td>インバート埋戻し、敷均し、締固め、整形</td> </tr> </tbody> </table> <p>3) 材 料 インバート埋戻し工の材料は、共通仕様書 12-10-2 「材料」によらず、次のとおりとする。インバート埋戻し工 A (T2) に使用する材料は、堅硬で耐久的な碎石、破碎砂利、鉱さい、砂等又はこれらの混合物で、粘土塊、有機物、ごみ等を有害量含んではならない。材料の <math>420 \mu m</math> (No. 40) ふるい通過材料の塑性指数は、6以下のものとし、粒度は、JIS A 5001 (道路用碎石) クラッシャーラン C-40 に適合しなければならない。なお、インバート埋戻し工 A (T2) の材料は、購入材によるものとし「土工施工管理要領」の規定に適合するものとする。 インバート埋戻し工 A (T1) の材料は、インバート掘削にて仮置きした掘削残土にて埋戻しを行うものとする。</p> <p>搬入</p> <p>搬入</p>	図面に表記する項目	区分 内容	インバート埋戻し工 A (T1)	撮工受台埋戻し、敷均し、締固め、整形	インバート埋戻し工 A (T2)	インバート埋戻し、敷均し、締固め、整形
図面に表記する項目	区分 内容						
インバート埋戻し工 A (T1)	撮工受台埋戻し、敷均し、締固め、整形						
インバート埋戻し工 A (T2)	インバート埋戻し、敷均し、締固め、整形						

対象	特記仕様書 (65/78) 23. 工事細部に関する事項 23-11-4-2 材料及び施工等 (19) 撤去工																																		
誤	<table border="1"> <tr> <td>監視員通路 (T)</td><td>既設監視員通路 (有筋) の撤去、積込み、仮置き場への運搬、積替え、運搬、処分をいう</td></tr> <tr> <td>中央排水工A (T)</td><td>既設中央排水工A の撤去、積込み、仮置き場への運搬、積替え、運搬、処分をいう</td></tr> <tr> <td>横断排水工A (T)</td><td>既設横断排水工A の撤去、積込み、仮置き場への運搬、積替え、運搬、処分をいう</td></tr> <tr> <td>横断排水工C (T)</td><td>既設横断排水工C の撤去、積込み、仮置き場への運搬、積替え、運搬、処分をいう</td></tr> <tr> <td>覆工切欠き (T)</td><td>既設覆工とインパート接合のために覆工の一部を切欠き、その切欠き部の撤去、積込み、仮置き場への運搬、積替え、運搬、処分をいう (無筋コンクリート構造)</td></tr> <tr> <td>コンクリート縁石A (T)</td><td>円形水路上の既設コンクリート縁石の撤去、積込み、仮置き場への運搬、積替え、運搬、処分をいう (無筋コンクリート構造)</td></tr> <tr> <td>コンクリート縁石B (T)</td><td>集水ます上の既設コンクリート縁石の撤去、積込み、仮置き場への運搬、積替え、運搬、処分をいう (無筋コンクリート構造)</td></tr> <tr> <td>監査廊 (T)</td><td>既設監査廊 (中詰砂含む) の撤去、積込み、仮置き場への運搬、積替え、運搬、処分をいう (無筋コンクリート構造)</td></tr> <tr> <td>集水ますφ400 (T)</td><td>既設集水ますφ400 の撤去、積込み、仮置き場への運搬、積替え、運搬、処分をいう (無筋コンクリート構造)</td></tr> <tr> <td>集水ますφ200 (T)</td><td>既設集水ますφ200 の撤去、積込み、仮置き場への運搬、積替え、運搬、処分をいう (無筋コンクリート構造)</td></tr> <tr> <td>ハンドレール (T)</td><td>ハンドレールの撤去、積込み、仮置き場への運搬、積替え、運搬、処分をいう (金属)</td></tr> <tr> <td>T 1 - V E 5 4 (2) (T)</td><td>既設トンネル部管路 T 1 - V E 5 4 (2) の撤去、積込み、仮置き場への運搬、積替え、運搬、処分をいう (硬質塩化ビニール管)</td></tr> <tr> <td>T 1 - C P 5 4 (4) (T)</td><td>既設トンネル部管路 T 1 - C P 5 4 (4) の撤去、積込み、仮置き場への運搬、積替え、運搬、処分をいう (多孔陶管)</td></tr> <tr> <td>T 1 - C P 5 4 (6) (T)</td><td>既設トンネル部管路 T 1 - C P 5 4 (6) (T) の撤去、積込み、仮置き場への運搬、積替え、運搬、処分をいう (多孔陶管)</td></tr> <tr> <td>T 1 - C P 7 5 (2) (T)</td><td>既設トンネル部管路 T 1 - C P 7 5 (2) (T) の撤去、積込み、仮置き場への運搬、積替え、運搬、処分をいう (多孔陶管)</td></tr> <tr> <td>T 1 - C P 7 5 (4) (T)</td><td>既設トンネル部管路 T 1 - C P 7 5 (4) (T) の撤去、積込み、仮置き場への運搬、積替え、運搬、処分をいう (多孔陶管)</td></tr> <tr> <td>仮設アスファルト舗装 (T)</td><td>舗装構成 (基層混合物 <math>t = 10</math> cm、粒度調整路盤工 <math>t = 15</math> cm) の仮設舗装工 加熱アスファルト基層工 (<math>t = 10</math> cm) の撤去、積込み、仮置き場への運搬、積替え、運搬、処分をいう (アスファルトコンクリート構造)</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">65</p>	監視員通路 (T)	既設監視員通路 (有筋) の撤去、積込み、仮置き場への運搬、積替え、運搬、処分をいう	中央排水工A (T)	既設中央排水工A の撤去、積込み、仮置き場への運搬、積替え、運搬、処分をいう	横断排水工A (T)	既設横断排水工A の撤去、積込み、仮置き場への運搬、積替え、運搬、処分をいう	横断排水工C (T)	既設横断排水工C の撤去、積込み、仮置き場への運搬、積替え、運搬、処分をいう	覆工切欠き (T)	既設覆工とインパート接合のために覆工の一部を切欠き、その切欠き部の撤去、積込み、仮置き場への運搬、積替え、運搬、処分をいう (無筋コンクリート構造)	コンクリート縁石A (T)	円形水路上の既設コンクリート縁石の撤去、積込み、仮置き場への運搬、積替え、運搬、処分をいう (無筋コンクリート構造)	コンクリート縁石B (T)	集水ます上の既設コンクリート縁石の撤去、積込み、仮置き場への運搬、積替え、運搬、処分をいう (無筋コンクリート構造)	監査廊 (T)	既設監査廊 (中詰砂含む) の撤去、積込み、仮置き場への運搬、積替え、運搬、処分をいう (無筋コンクリート構造)	集水ますφ400 (T)	既設集水ますφ400 の撤去、積込み、仮置き場への運搬、積替え、運搬、処分をいう (無筋コンクリート構造)	集水ますφ200 (T)	既設集水ますφ200 の撤去、積込み、仮置き場への運搬、積替え、運搬、処分をいう (無筋コンクリート構造)	ハンドレール (T)	ハンドレールの撤去、積込み、仮置き場への運搬、積替え、運搬、処分をいう (金属)	T 1 - V E 5 4 (2) (T)	既設トンネル部管路 T 1 - V E 5 4 (2) の撤去、積込み、仮置き場への運搬、積替え、運搬、処分をいう (硬質塩化ビニール管)	T 1 - C P 5 4 (4) (T)	既設トンネル部管路 T 1 - C P 5 4 (4) の撤去、積込み、仮置き場への運搬、積替え、運搬、処分をいう (多孔陶管)	T 1 - C P 5 4 (6) (T)	既設トンネル部管路 T 1 - C P 5 4 (6) (T) の撤去、積込み、仮置き場への運搬、積替え、運搬、処分をいう (多孔陶管)	T 1 - C P 7 5 (2) (T)	既設トンネル部管路 T 1 - C P 7 5 (2) (T) の撤去、積込み、仮置き場への運搬、積替え、運搬、処分をいう (多孔陶管)	T 1 - C P 7 5 (4) (T)	既設トンネル部管路 T 1 - C P 7 5 (4) (T) の撤去、積込み、仮置き場への運搬、積替え、運搬、処分をいう (多孔陶管)	仮設アスファルト舗装 (T)	舗装構成 (基層混合物 $t = 10$ cm、粒度調整路盤工 $t = 15$ cm) の仮設舗装工 加熱アスファルト基層工 ( $t = 10$ cm) の撤去、積込み、仮置き場への運搬、積替え、運搬、処分をいう (アスファルトコンクリート構造)
監視員通路 (T)	既設監視員通路 (有筋) の撤去、積込み、仮置き場への運搬、積替え、運搬、処分をいう																																		
中央排水工A (T)	既設中央排水工A の撤去、積込み、仮置き場への運搬、積替え、運搬、処分をいう																																		
横断排水工A (T)	既設横断排水工A の撤去、積込み、仮置き場への運搬、積替え、運搬、処分をいう																																		
横断排水工C (T)	既設横断排水工C の撤去、積込み、仮置き場への運搬、積替え、運搬、処分をいう																																		
覆工切欠き (T)	既設覆工とインパート接合のために覆工の一部を切欠き、その切欠き部の撤去、積込み、仮置き場への運搬、積替え、運搬、処分をいう (無筋コンクリート構造)																																		
コンクリート縁石A (T)	円形水路上の既設コンクリート縁石の撤去、積込み、仮置き場への運搬、積替え、運搬、処分をいう (無筋コンクリート構造)																																		
コンクリート縁石B (T)	集水ます上の既設コンクリート縁石の撤去、積込み、仮置き場への運搬、積替え、運搬、処分をいう (無筋コンクリート構造)																																		
監査廊 (T)	既設監査廊 (中詰砂含む) の撤去、積込み、仮置き場への運搬、積替え、運搬、処分をいう (無筋コンクリート構造)																																		
集水ますφ400 (T)	既設集水ますφ400 の撤去、積込み、仮置き場への運搬、積替え、運搬、処分をいう (無筋コンクリート構造)																																		
集水ますφ200 (T)	既設集水ますφ200 の撤去、積込み、仮置き場への運搬、積替え、運搬、処分をいう (無筋コンクリート構造)																																		
ハンドレール (T)	ハンドレールの撤去、積込み、仮置き場への運搬、積替え、運搬、処分をいう (金属)																																		
T 1 - V E 5 4 (2) (T)	既設トンネル部管路 T 1 - V E 5 4 (2) の撤去、積込み、仮置き場への運搬、積替え、運搬、処分をいう (硬質塩化ビニール管)																																		
T 1 - C P 5 4 (4) (T)	既設トンネル部管路 T 1 - C P 5 4 (4) の撤去、積込み、仮置き場への運搬、積替え、運搬、処分をいう (多孔陶管)																																		
T 1 - C P 5 4 (6) (T)	既設トンネル部管路 T 1 - C P 5 4 (6) (T) の撤去、積込み、仮置き場への運搬、積替え、運搬、処分をいう (多孔陶管)																																		
T 1 - C P 7 5 (2) (T)	既設トンネル部管路 T 1 - C P 7 5 (2) (T) の撤去、積込み、仮置き場への運搬、積替え、運搬、処分をいう (多孔陶管)																																		
T 1 - C P 7 5 (4) (T)	既設トンネル部管路 T 1 - C P 7 5 (4) (T) の撤去、積込み、仮置き場への運搬、積替え、運搬、処分をいう (多孔陶管)																																		
仮設アスファルト舗装 (T)	舗装構成 (基層混合物 $t = 10$ cm、粒度調整路盤工 $t = 15$ cm) の仮設舗装工 加熱アスファルト基層工 ( $t = 10$ cm) の撤去、積込み、仮置き場への運搬、積替え、運搬、処分をいう (アスファルトコンクリート構造)																																		
正	<table border="1"> <tr> <td>監視員通路 (T)</td><td>既設監視員通路 (有筋) の撤去、積込み、仮置き場への運搬、積替え、運搬、処分をいう</td></tr> <tr> <td>中央排水工A (T)</td><td>既設中央排水工A の撤去、積込み、仮置き場への運搬、積替え、運搬、処分をいう</td></tr> <tr> <td>横断排水工A (T)</td><td>既設横断排水工A の撤去、積込み、仮置き場への運搬、積替え、運搬、処分をいう</td></tr> <tr> <td>横断排水工C (T)</td><td>既設横断排水工C の撤去、積込み、仮置き場への運搬、積替え、運搬、処分をいう</td></tr> <tr> <td>覆工切欠き (T)</td><td>既設覆工とインパート接合のために覆工の一部を切欠き、その切欠き部の撤去、積込み、仮置き場への運搬、積替え、運搬、処分をいう (無筋コンクリート構造)</td></tr> <tr> <td>コンクリート縁石A (T)</td><td>円形水路上の既設コンクリート縁石の撤去、積込み、仮置き場への運搬、積替え、運搬、処分をいう (無筋コンクリート構造)</td></tr> <tr> <td>コンクリート縁石B (T)</td><td>集水ます上の既設コンクリート縁石の撤去、積込み、仮置き場への運搬、積替え、運搬、処分をいう (無筋コンクリート構造)</td></tr> <tr> <td>監査廊 (T)</td><td>既設監査廊 (中詰砂含む) の撤去、積込み、仮置き場への運搬、積替え、運搬、処分をいう (無筋コンクリート構造)</td></tr> <tr> <td>集水ますφ400 (T)</td><td>既設集水ますφ400 の撤去、積込み、仮置き場への運搬、積替え、運搬、処分をいう (無筋コンクリート構造)</td></tr> <tr> <td>集水ますφ200 (T)</td><td>既設集水ますφ200 の撤去、積込み、仮置き場への運搬、積替え、運搬、処分をいう (無筋コンクリート構造)</td></tr> <tr> <td>ハンドレール (T)</td><td>ハンドレールの撤去、積込み、仮置き場への運搬、積替え、運搬、処分をいう (金属)</td></tr> <tr> <td>T 1 - V E 5 4 (2) (T)</td><td>既設トンネル部管路 T 1 - V E 5 4 (2) の撤去、積込み、仮置き場への運搬、積替え、運搬、処分をいう (硬質塩化ビニール管)</td></tr> <tr> <td>T 1 - C P 5 4 (4) (T)</td><td>既設トンネル部管路 T 1 - C P 5 4 (4) の撤去、積込み、仮置き場への運搬、積替え、運搬、処分をいう (多孔陶管)</td></tr> <tr> <td>T 1 - C P 5 4 (6) (T)</td><td>既設トンネル部管路 T 1 - C P 5 4 (6) (T) の撤去、積込み、仮置き場への運搬、積替え、運搬、処分をいう (多孔陶管)</td></tr> <tr> <td>T 1 - C P 7 5 (2) (T)</td><td>既設トンネル部管路 T 1 - C P 7 5 (2) (T) の撤去、積込み、仮置き場への運搬、積替え、運搬、処分をいう (多孔陶管)</td></tr> <tr> <td>T 1 - C P 7 5 (4) (T)</td><td>既設トンネル部管路 T 1 - C P 7 5 (4) (T) の撤去、積込み、仮置き場への運搬、積替え、運搬、処分をいう (多孔陶管)</td></tr> <tr> <td>仮設アスファルト舗装 (T)</td><td>舗装構成 (基層混合物 <math>t = 10</math> cm、粒度調整路盤工 <math>t = 15</math> cm) の仮設舗装工 加熱アスファルト基層工 (<math>t = 10</math> cm) の撤去、積込み、仮置き場への運搬、積替え、運搬、処分をいう (アスファルトコンクリート構造)</td></tr> </table>	監視員通路 (T)	既設監視員通路 (有筋) の撤去、積込み、仮置き場への運搬、積替え、運搬、処分をいう	中央排水工A (T)	既設中央排水工A の撤去、積込み、仮置き場への運搬、積替え、運搬、処分をいう	横断排水工A (T)	既設横断排水工A の撤去、積込み、仮置き場への運搬、積替え、運搬、処分をいう	横断排水工C (T)	既設横断排水工C の撤去、積込み、仮置き場への運搬、積替え、運搬、処分をいう	覆工切欠き (T)	既設覆工とインパート接合のために覆工の一部を切欠き、その切欠き部の撤去、積込み、仮置き場への運搬、積替え、運搬、処分をいう (無筋コンクリート構造)	コンクリート縁石A (T)	円形水路上の既設コンクリート縁石の撤去、積込み、仮置き場への運搬、積替え、運搬、処分をいう (無筋コンクリート構造)	コンクリート縁石B (T)	集水ます上の既設コンクリート縁石の撤去、積込み、仮置き場への運搬、積替え、運搬、処分をいう (無筋コンクリート構造)	監査廊 (T)	既設監査廊 (中詰砂含む) の撤去、積込み、仮置き場への運搬、積替え、運搬、処分をいう (無筋コンクリート構造)	集水ますφ400 (T)	既設集水ますφ400 の撤去、積込み、仮置き場への運搬、積替え、運搬、処分をいう (無筋コンクリート構造)	集水ますφ200 (T)	既設集水ますφ200 の撤去、積込み、仮置き場への運搬、積替え、運搬、処分をいう (無筋コンクリート構造)	ハンドレール (T)	ハンドレールの撤去、積込み、仮置き場への運搬、積替え、運搬、処分をいう (金属)	T 1 - V E 5 4 (2) (T)	既設トンネル部管路 T 1 - V E 5 4 (2) の撤去、積込み、仮置き場への運搬、積替え、運搬、処分をいう (硬質塩化ビニール管)	T 1 - C P 5 4 (4) (T)	既設トンネル部管路 T 1 - C P 5 4 (4) の撤去、積込み、仮置き場への運搬、積替え、運搬、処分をいう (多孔陶管)	T 1 - C P 5 4 (6) (T)	既設トンネル部管路 T 1 - C P 5 4 (6) (T) の撤去、積込み、仮置き場への運搬、積替え、運搬、処分をいう (多孔陶管)	T 1 - C P 7 5 (2) (T)	既設トンネル部管路 T 1 - C P 7 5 (2) (T) の撤去、積込み、仮置き場への運搬、積替え、運搬、処分をいう (多孔陶管)	T 1 - C P 7 5 (4) (T)	既設トンネル部管路 T 1 - C P 7 5 (4) (T) の撤去、積込み、仮置き場への運搬、積替え、運搬、処分をいう (多孔陶管)	仮設アスファルト舗装 (T)	舗装構成 (基層混合物 $t = 10$ cm、粒度調整路盤工 $t = 15$ cm) の仮設舗装工 加熱アスファルト基層工 ( $t = 10$ cm) の撤去、積込み、仮置き場への運搬、積替え、運搬、処分をいう (アスファルトコンクリート構造)
監視員通路 (T)	既設監視員通路 (有筋) の撤去、積込み、仮置き場への運搬、積替え、運搬、処分をいう																																		
中央排水工A (T)	既設中央排水工A の撤去、積込み、仮置き場への運搬、積替え、運搬、処分をいう																																		
横断排水工A (T)	既設横断排水工A の撤去、積込み、仮置き場への運搬、積替え、運搬、処分をいう																																		
横断排水工C (T)	既設横断排水工C の撤去、積込み、仮置き場への運搬、積替え、運搬、処分をいう																																		
覆工切欠き (T)	既設覆工とインパート接合のために覆工の一部を切欠き、その切欠き部の撤去、積込み、仮置き場への運搬、積替え、運搬、処分をいう (無筋コンクリート構造)																																		
コンクリート縁石A (T)	円形水路上の既設コンクリート縁石の撤去、積込み、仮置き場への運搬、積替え、運搬、処分をいう (無筋コンクリート構造)																																		
コンクリート縁石B (T)	集水ます上の既設コンクリート縁石の撤去、積込み、仮置き場への運搬、積替え、運搬、処分をいう (無筋コンクリート構造)																																		
監査廊 (T)	既設監査廊 (中詰砂含む) の撤去、積込み、仮置き場への運搬、積替え、運搬、処分をいう (無筋コンクリート構造)																																		
集水ますφ400 (T)	既設集水ますφ400 の撤去、積込み、仮置き場への運搬、積替え、運搬、処分をいう (無筋コンクリート構造)																																		
集水ますφ200 (T)	既設集水ますφ200 の撤去、積込み、仮置き場への運搬、積替え、運搬、処分をいう (無筋コンクリート構造)																																		
ハンドレール (T)	ハンドレールの撤去、積込み、仮置き場への運搬、積替え、運搬、処分をいう (金属)																																		
T 1 - V E 5 4 (2) (T)	既設トンネル部管路 T 1 - V E 5 4 (2) の撤去、積込み、仮置き場への運搬、積替え、運搬、処分をいう (硬質塩化ビニール管)																																		
T 1 - C P 5 4 (4) (T)	既設トンネル部管路 T 1 - C P 5 4 (4) の撤去、積込み、仮置き場への運搬、積替え、運搬、処分をいう (多孔陶管)																																		
T 1 - C P 5 4 (6) (T)	既設トンネル部管路 T 1 - C P 5 4 (6) (T) の撤去、積込み、仮置き場への運搬、積替え、運搬、処分をいう (多孔陶管)																																		
T 1 - C P 7 5 (2) (T)	既設トンネル部管路 T 1 - C P 7 5 (2) (T) の撤去、積込み、仮置き場への運搬、積替え、運搬、処分をいう (多孔陶管)																																		
T 1 - C P 7 5 (4) (T)	既設トンネル部管路 T 1 - C P 7 5 (4) (T) の撤去、積込み、仮置き場への運搬、積替え、運搬、処分をいう (多孔陶管)																																		
仮設アスファルト舗装 (T)	舗装構成 (基層混合物 $t = 10$ cm、粒度調整路盤工 $t = 15$ cm) の仮設舗装工 加熱アスファルト基層工 ( $t = 10$ cm) の撤去、積込み、仮置き場への運搬、積替え、運搬、処分をいう (アスファルトコンクリート構造)																																		

対象	割掛対象表参考内訳書 【共通仮設費】																																
誤	<p>割掛対象表参考内訳書</p> <p>【共通仮設費】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>割掛対象表 の項目名称</th> <th>工事の内容</th> <th>数量内訳 (参考)</th> <th>図面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事用機械運搬費 (切削工機械機械)</td> <td>路面切削工で使用する20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬、運搬時の損耗に要する費用及び3t以上の建設機械を本特記仕様書5-1に示す麻績IC工事機械置場基地から現場までの貨物自動車による運搬移動に要する費用をいう。</td> <td>路面切削機 重量29t 1台 8往復 バックホウ 0.30m3級 1台 8往復 運搬距離 麻績IC～更埴IC間 <math>L = 16.9km</math> (片道)</td> <td>長野IC 6.9km</td> </tr> <tr> <td>工事用機械移動費 (オーバーレイ工)</td> <td>オーバーレイ工で使用する3t以上の建設機械を本特記仕様書5-1に示す麻績IC工事機械置場基地から現場までの貨物自動車による運搬移動に要する費用をいう。</td> <td>アスファルトフィニッシャ (2.4~6.0m) 重量14.0t 1台 8往復 マカダムローラ 1台 8往復 タイヤローラ 1台 8往復 バックホウ 0.30m3級 1台 8往復 運搬移動距離 麻績IC～更埴IC間 <math>L = 19.5km</math> (片道)</td> <td>19.5km 8往復</td> </tr> <tr> <td>工事用機械移動費 (用排水工)</td> <td>用排水工で使用する3t以上の建設機械を本特記仕様書5-1に示す麻績IC工事機械置場基地から現場までの貨物自動車による運搬移動に要する費用をいう。</td> <td>バックホウ 0.30m3級 1台 8往復 運搬移動距離 麻績IC～更埴IC間 <math>L = 19.5km</math> (片道)</td> <td>19.5km</td> </tr> <tr> <td>工事用機械移動費 (路盤排水工)</td> <td>路盤排水工で使用する3t以上の建設機械を本特記仕様書5-1に示す麻績IC工事機械置場基地から現場までの貨物自動車による運搬移動に要する費用をいう。</td> <td>バックホウ 0.30m3級 1台 8往復 運搬移動距離 麻績IC～更埴IC間 <math>L = 19.5km</math> (片道)</td> <td>19.5km 長野IC</td> </tr> <tr> <td>有料道路料金費 (切削工機械機械)</td> <td>路面切削工で使用する建設機械において必要となる下記に示す道路名及び区間の有料道路通行料金の費用 (往復分) をいう。 道路名: 上信越自動車道、長野自動車道 区間: 長野IC～更埴IC間</td> <td>路面切削機 重量29t 1台 8往復 バックホウ 0.30m3級 1台 8往復 運搬移動距離 麻績IC～更埴IC間 <math>L = 6.9km</math> (片道)</td> <td>長野IC 長野IC 6.9km</td> </tr> <tr> <td>有料道路料金費 (オーバーレイ工機械移動)</td> <td>オーバーレイ工に関連する建設機械の運搬移動において必要となる下記に示す道路名及び区間の有料道路通行料金の費用 (往復分) をいう。 道路名: 長野自動車道 区間: 麻績IC～更埴IC間</td> <td>アスファルトフィニッシャ (2.4~6.0m) 重量14.0t 1台 8往復 マカダムローラ 1台 8往復 タイヤローラ 1台 8往復 バックホウ 0.30m3級 1台 8往復 運搬移動距離 麻績IC～更埴IC間 <math>L = 19.5km</math> (片道)</td> <td>19.5km</td> </tr> <tr> <td>有料道路料金費 (捨土削削運搬)</td> <td>捨土削削に関連する運搬において必要となる下記に示す道路名及び区間の有料道路通行料金の費用 (往復分) をいう。 道路名: 長野自動車、上信越自動車道 区間: 更埴IC～坂城IC</td> <td>運搬移動距離 更埴IC～坂城IC間 <math>L = 14.2km</math> (片道) 10tダンプトラック 1台 86往復</td> <td>14.2km 86往復</td> </tr> </tbody> </table>	割掛対象表 の項目名称	工事の内容	数量内訳 (参考)	図面	工事用機械運搬費 (切削工機械機械)	路面切削工で使用する20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬、運搬時の損耗に要する費用及び3t以上の建設機械を本特記仕様書5-1に示す麻績IC工事機械置場基地から現場までの貨物自動車による運搬移動に要する費用をいう。	路面切削機 重量29t 1台 8往復 バックホウ 0.30m3級 1台 8往復 運搬距離 麻績IC～更埴IC間 $L = 16.9km$ (片道)	長野IC 6.9km	工事用機械移動費 (オーバーレイ工)	オーバーレイ工で使用する3t以上の建設機械を本特記仕様書5-1に示す麻績IC工事機械置場基地から現場までの貨物自動車による運搬移動に要する費用をいう。	アスファルトフィニッシャ (2.4~6.0m) 重量14.0t 1台 8往復 マカダムローラ 1台 8往復 タイヤローラ 1台 8往復 バックホウ 0.30m3級 1台 8往復 運搬移動距離 麻績IC～更埴IC間 $L = 19.5km$ (片道)	19.5km 8往復	工事用機械移動費 (用排水工)	用排水工で使用する3t以上の建設機械を本特記仕様書5-1に示す麻績IC工事機械置場基地から現場までの貨物自動車による運搬移動に要する費用をいう。	バックホウ 0.30m3級 1台 8往復 運搬移動距離 麻績IC～更埴IC間 $L = 19.5km$ (片道)	19.5km	工事用機械移動費 (路盤排水工)	路盤排水工で使用する3t以上の建設機械を本特記仕様書5-1に示す麻績IC工事機械置場基地から現場までの貨物自動車による運搬移動に要する費用をいう。	バックホウ 0.30m3級 1台 8往復 運搬移動距離 麻績IC～更埴IC間 $L = 19.5km$ (片道)	19.5km 長野IC	有料道路料金費 (切削工機械機械)	路面切削工で使用する建設機械において必要となる下記に示す道路名及び区間の有料道路通行料金の費用 (往復分) をいう。 道路名: 上信越自動車道、長野自動車道 区間: 長野IC～更埴IC間	路面切削機 重量29t 1台 8往復 バックホウ 0.30m3級 1台 8往復 運搬移動距離 麻績IC～更埴IC間 $L = 6.9km$ (片道)	長野IC 長野IC 6.9km	有料道路料金費 (オーバーレイ工機械移動)	オーバーレイ工に関連する建設機械の運搬移動において必要となる下記に示す道路名及び区間の有料道路通行料金の費用 (往復分) をいう。 道路名: 長野自動車道 区間: 麻績IC～更埴IC間	アスファルトフィニッシャ (2.4~6.0m) 重量14.0t 1台 8往復 マカダムローラ 1台 8往復 タイヤローラ 1台 8往復 バックホウ 0.30m3級 1台 8往復 運搬移動距離 麻績IC～更埴IC間 $L = 19.5km$ (片道)	19.5km	有料道路料金費 (捨土削削運搬)	捨土削削に関連する運搬において必要となる下記に示す道路名及び区間の有料道路通行料金の費用 (往復分) をいう。 道路名: 長野自動車、上信越自動車道 区間: 更埴IC～坂城IC	運搬移動距離 更埴IC～坂城IC間 $L = 14.2km$ (片道) 10tダンプトラック 1台 86往復	14.2km 86往復
割掛対象表 の項目名称	工事の内容	数量内訳 (参考)	図面																														
工事用機械運搬費 (切削工機械機械)	路面切削工で使用する20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬、運搬時の損耗に要する費用及び3t以上の建設機械を本特記仕様書5-1に示す麻績IC工事機械置場基地から現場までの貨物自動車による運搬移動に要する費用をいう。	路面切削機 重量29t 1台 8往復 バックホウ 0.30m3級 1台 8往復 運搬距離 麻績IC～更埴IC間 $L = 16.9km$ (片道)	長野IC 6.9km																														
工事用機械移動費 (オーバーレイ工)	オーバーレイ工で使用する3t以上の建設機械を本特記仕様書5-1に示す麻績IC工事機械置場基地から現場までの貨物自動車による運搬移動に要する費用をいう。	アスファルトフィニッシャ (2.4~6.0m) 重量14.0t 1台 8往復 マカダムローラ 1台 8往復 タイヤローラ 1台 8往復 バックホウ 0.30m3級 1台 8往復 運搬移動距離 麻績IC～更埴IC間 $L = 19.5km$ (片道)	19.5km 8往復																														
工事用機械移動費 (用排水工)	用排水工で使用する3t以上の建設機械を本特記仕様書5-1に示す麻績IC工事機械置場基地から現場までの貨物自動車による運搬移動に要する費用をいう。	バックホウ 0.30m3級 1台 8往復 運搬移動距離 麻績IC～更埴IC間 $L = 19.5km$ (片道)	19.5km																														
工事用機械移動費 (路盤排水工)	路盤排水工で使用する3t以上の建設機械を本特記仕様書5-1に示す麻績IC工事機械置場基地から現場までの貨物自動車による運搬移動に要する費用をいう。	バックホウ 0.30m3級 1台 8往復 運搬移動距離 麻績IC～更埴IC間 $L = 19.5km$ (片道)	19.5km 長野IC																														
有料道路料金費 (切削工機械機械)	路面切削工で使用する建設機械において必要となる下記に示す道路名及び区間の有料道路通行料金の費用 (往復分) をいう。 道路名: 上信越自動車道、長野自動車道 区間: 長野IC～更埴IC間	路面切削機 重量29t 1台 8往復 バックホウ 0.30m3級 1台 8往復 運搬移動距離 麻績IC～更埴IC間 $L = 6.9km$ (片道)	長野IC 長野IC 6.9km																														
有料道路料金費 (オーバーレイ工機械移動)	オーバーレイ工に関連する建設機械の運搬移動において必要となる下記に示す道路名及び区間の有料道路通行料金の費用 (往復分) をいう。 道路名: 長野自動車道 区間: 麻績IC～更埴IC間	アスファルトフィニッシャ (2.4~6.0m) 重量14.0t 1台 8往復 マカダムローラ 1台 8往復 タイヤローラ 1台 8往復 バックホウ 0.30m3級 1台 8往復 運搬移動距離 麻績IC～更埴IC間 $L = 19.5km$ (片道)	19.5km																														
有料道路料金費 (捨土削削運搬)	捨土削削に関連する運搬において必要となる下記に示す道路名及び区間の有料道路通行料金の費用 (往復分) をいう。 道路名: 長野自動車、上信越自動車道 区間: 更埴IC～坂城IC	運搬移動距離 更埴IC～坂城IC間 $L = 14.2km$ (片道) 10tダンプトラック 1台 86往復	14.2km 86往復																														
正	<p>割掛対象表参考内訳書</p> <p>【共通仮設費】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>割掛対象表 の項目名称</th> <th>工事の内容</th> <th>数量内訳 (参考)</th> <th>図面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事用機械運搬費 (切削工機械機械)</td> <td>路面切削工で使用する20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬、運搬時の損耗に要する費用及び3t以上の建設機械を本特記仕様書5-1に示す麻績IC工事機械置場基地から現場までの貨物自動車による運搬移動に要する費用をいう。</td> <td>路面切削機 重量29t 1台 8往復 バックホウ 0.30m3級 1台 8往復 運搬距離 麻績IC～更埴IC間 <math>L = 18.6km</math> (片道)</td> <td>麻績IC 18.6km</td> </tr> <tr> <td>工事用機械移動費 (オーバーレイ工)</td> <td>オーバーレイ工で使用する3t以上の建設機械を本特記仕様書5-1に示す麻績IC工事機械置場基地から現場までの貨物自動車による運搬移動に要する費用をいう。</td> <td>アスファルトフィニッシャ (2.4~6.0m) 重量14.0t 1台 8往復 マカダムローラ 1台 8往復 タイヤローラ 1台 8往復 バックホウ 0.30m3級 1台 8往復 運搬移動距離 麻績IC～更埴IC間 <math>L = 18.6km</math> (片道)</td> <td>18.6km</td> </tr> <tr> <td>工事用機械移動費 (用排水工)</td> <td>用排水工で使用する3t以上の建設機械を本特記仕様書5-1に示す麻績IC工事機械置場基地から現場までの貨物自動車による運搬移動に要する費用をいう。</td> <td>バックホウ 0.30m3級 1台 11往復 運搬移動距離 麻績IC～更埴IC間 <math>L = 18.6km</math> (片道)</td> <td>11往復 18.6km</td> </tr> <tr> <td>工事用機械移動費 (路盤排水工)</td> <td>路盤排水工で使用する3t以上の建設機械を本特記仕様書5-1に示す麻績IC工事機械置場基地から現場までの貨物自動車による運搬移動に要する費用をいう。</td> <td>バックホウ 0.30m3級 1台 8往復 運搬移動距離 麻績IC～更埴IC間 <math>L = 18.6km</math> (片道)</td> <td>18.6km</td> </tr> <tr> <td>有料道路料金費 (切削工機械機械)</td> <td>路面切削工で使用する建設機械において必要となる下記に示す道路名及び区間の有料道路通行料金の費用 (往復分) をいう。 道路名: 上信越自動車道、長野自動車道 区間: 麻績IC～更埴IC間</td> <td>路面切削機 重量29t 1台 8往復 バックホウ 0.30m3級 1台 8往復 運搬移動距離 麻績IC～更埴IC間 <math>L = 18.6km</math> (片道)</td> <td>麻績IC 麻績IC</td> </tr> <tr> <td>有料道路料金費 (オーバーレイ工機械移動)</td> <td>オーバーレイ工に関連する建設機械の運搬移動において必要となる下記に示す道路名及び区間の有料道路通行料金の費用 (往復分) をいう。 道路名: 長野自動車道 区間: 更埴IC～坂城IC間</td> <td>アスファルトフィニッシャ (2.4~6.0m) 重量14.0t 1台 8往復 マカダムローラ 1台 8往復 タイヤローラ 1台 8往復 バックホウ 0.30m3級 1台 8往復 運搬移動距離 麻績IC～更埴IC間 <math>L = 18.6km</math> (片道)</td> <td>18.6km 18.6km</td> </tr> <tr> <td>有料道路料金費 (捨土削削運搬)</td> <td>捨土削削に関連する運搬において必要となる下記に示す道路名及び区間の有料道路通行料金の費用 (往復分) をいう。 道路名: 長野自動車、上信越自動車道 区間: 更埴IC～坂城IC間</td> <td>運搬移動距離 更埴IC～坂城IC間 <math>L = 15.1km</math> (片道) 10tダンプトラック 1台 669往復</td> <td>15.1km 669往復</td> </tr> </tbody> </table>	割掛対象表 の項目名称	工事の内容	数量内訳 (参考)	図面	工事用機械運搬費 (切削工機械機械)	路面切削工で使用する20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬、運搬時の損耗に要する費用及び3t以上の建設機械を本特記仕様書5-1に示す麻績IC工事機械置場基地から現場までの貨物自動車による運搬移動に要する費用をいう。	路面切削機 重量29t 1台 8往復 バックホウ 0.30m3級 1台 8往復 運搬距離 麻績IC～更埴IC間 $L = 18.6km$ (片道)	麻績IC 18.6km	工事用機械移動費 (オーバーレイ工)	オーバーレイ工で使用する3t以上の建設機械を本特記仕様書5-1に示す麻績IC工事機械置場基地から現場までの貨物自動車による運搬移動に要する費用をいう。	アスファルトフィニッシャ (2.4~6.0m) 重量14.0t 1台 8往復 マカダムローラ 1台 8往復 タイヤローラ 1台 8往復 バックホウ 0.30m3級 1台 8往復 運搬移動距離 麻績IC～更埴IC間 $L = 18.6km$ (片道)	18.6km	工事用機械移動費 (用排水工)	用排水工で使用する3t以上の建設機械を本特記仕様書5-1に示す麻績IC工事機械置場基地から現場までの貨物自動車による運搬移動に要する費用をいう。	バックホウ 0.30m3級 1台 11往復 運搬移動距離 麻績IC～更埴IC間 $L = 18.6km$ (片道)	11往復 18.6km	工事用機械移動費 (路盤排水工)	路盤排水工で使用する3t以上の建設機械を本特記仕様書5-1に示す麻績IC工事機械置場基地から現場までの貨物自動車による運搬移動に要する費用をいう。	バックホウ 0.30m3級 1台 8往復 運搬移動距離 麻績IC～更埴IC間 $L = 18.6km$ (片道)	18.6km	有料道路料金費 (切削工機械機械)	路面切削工で使用する建設機械において必要となる下記に示す道路名及び区間の有料道路通行料金の費用 (往復分) をいう。 道路名: 上信越自動車道、長野自動車道 区間: 麻績IC～更埴IC間	路面切削機 重量29t 1台 8往復 バックホウ 0.30m3級 1台 8往復 運搬移動距離 麻績IC～更埴IC間 $L = 18.6km$ (片道)	麻績IC 麻績IC	有料道路料金費 (オーバーレイ工機械移動)	オーバーレイ工に関連する建設機械の運搬移動において必要となる下記に示す道路名及び区間の有料道路通行料金の費用 (往復分) をいう。 道路名: 長野自動車道 区間: 更埴IC～坂城IC間	アスファルトフィニッシャ (2.4~6.0m) 重量14.0t 1台 8往復 マカダムローラ 1台 8往復 タイヤローラ 1台 8往復 バックホウ 0.30m3級 1台 8往復 運搬移動距離 麻績IC～更埴IC間 $L = 18.6km$ (片道)	18.6km 18.6km	有料道路料金費 (捨土削削運搬)	捨土削削に関連する運搬において必要となる下記に示す道路名及び区間の有料道路通行料金の費用 (往復分) をいう。 道路名: 長野自動車、上信越自動車道 区間: 更埴IC～坂城IC間	運搬移動距離 更埴IC～坂城IC間 $L = 15.1km$ (片道) 10tダンプトラック 1台 669往復	15.1km 669往復
割掛対象表 の項目名称	工事の内容	数量内訳 (参考)	図面																														
工事用機械運搬費 (切削工機械機械)	路面切削工で使用する20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬、運搬時の損耗に要する費用及び3t以上の建設機械を本特記仕様書5-1に示す麻績IC工事機械置場基地から現場までの貨物自動車による運搬移動に要する費用をいう。	路面切削機 重量29t 1台 8往復 バックホウ 0.30m3級 1台 8往復 運搬距離 麻績IC～更埴IC間 $L = 18.6km$ (片道)	麻績IC 18.6km																														
工事用機械移動費 (オーバーレイ工)	オーバーレイ工で使用する3t以上の建設機械を本特記仕様書5-1に示す麻績IC工事機械置場基地から現場までの貨物自動車による運搬移動に要する費用をいう。	アスファルトフィニッシャ (2.4~6.0m) 重量14.0t 1台 8往復 マカダムローラ 1台 8往復 タイヤローラ 1台 8往復 バックホウ 0.30m3級 1台 8往復 運搬移動距離 麻績IC～更埴IC間 $L = 18.6km$ (片道)	18.6km																														
工事用機械移動費 (用排水工)	用排水工で使用する3t以上の建設機械を本特記仕様書5-1に示す麻績IC工事機械置場基地から現場までの貨物自動車による運搬移動に要する費用をいう。	バックホウ 0.30m3級 1台 11往復 運搬移動距離 麻績IC～更埴IC間 $L = 18.6km$ (片道)	11往復 18.6km																														
工事用機械移動費 (路盤排水工)	路盤排水工で使用する3t以上の建設機械を本特記仕様書5-1に示す麻績IC工事機械置場基地から現場までの貨物自動車による運搬移動に要する費用をいう。	バックホウ 0.30m3級 1台 8往復 運搬移動距離 麻績IC～更埴IC間 $L = 18.6km$ (片道)	18.6km																														
有料道路料金費 (切削工機械機械)	路面切削工で使用する建設機械において必要となる下記に示す道路名及び区間の有料道路通行料金の費用 (往復分) をいう。 道路名: 上信越自動車道、長野自動車道 区間: 麻績IC～更埴IC間	路面切削機 重量29t 1台 8往復 バックホウ 0.30m3級 1台 8往復 運搬移動距離 麻績IC～更埴IC間 $L = 18.6km$ (片道)	麻績IC 麻績IC																														
有料道路料金費 (オーバーレイ工機械移動)	オーバーレイ工に関連する建設機械の運搬移動において必要となる下記に示す道路名及び区間の有料道路通行料金の費用 (往復分) をいう。 道路名: 長野自動車道 区間: 更埴IC～坂城IC間	アスファルトフィニッシャ (2.4~6.0m) 重量14.0t 1台 8往復 マカダムローラ 1台 8往復 タイヤローラ 1台 8往復 バックホウ 0.30m3級 1台 8往復 運搬移動距離 麻績IC～更埴IC間 $L = 18.6km$ (片道)	18.6km 18.6km																														
有料道路料金費 (捨土削削運搬)	捨土削削に関連する運搬において必要となる下記に示す道路名及び区間の有料道路通行料金の費用 (往復分) をいう。 道路名: 長野自動車、上信越自動車道 区間: 更埴IC～坂城IC間	運搬移動距離 更埴IC～坂城IC間 $L = 15.1km$ (片道) 10tダンプトラック 1台 669往復	15.1km 669往復																														

対象	割掛対象表参考内訳書 【共通仮設費】																																								
誤	<table border="1"> <thead> <tr> <th>割掛対象表 の項目名称</th><th>工事の内容</th><th>数量内訳 (参考)</th><th>回面</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>育料道路料金費 (用排水工機械移動)</td><td>用排水工に関する施設機械の運搬移動において必要となる下記に示す道路名及び区間の育料道路通行料金の費用 (往復分)をいう。 道路名：長野自動車道 区間：麻績IC～更埴IC間</td><td>運搬移動距離:麻績IC～更埴IC間 <math>L = 19.5\text{km}</math> (片道)</td><td>19.5km</td></tr> <tr> <td>育料道路料金費 (路盤排水工機械移動)</td><td>路盤排水工に関する施設機械の運搬移動において必要となる下記に示す道路名及び区間の育料道路通行料金の費用 (往復分)をいう。 道路名：長野自動車道 区間：麻績IC～更埴IC間</td><td>運搬移動距離:麻績IC～更埴IC間 <math>L = 19.5\text{km}</math> (片道)</td><td>19.5km</td></tr> <tr> <td>オンラインシステム測定費</td><td>通信回線を構築し、測定値及び管理基準値に対する警報を長野管理事務所、受注者の現場事務所、関係者の携帯電話に自動配信に要する費用をいう。</td><td>計測機器メンテナンス、システム機器 管理 月次保守業務等 1式</td><td>—</td></tr> </tbody> </table> <p>【準備工事費】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>割掛対象表 の項目名称</th><th>工事の内容</th><th>数量内訳 (参考)</th><th>回面</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>作業ヤード整備費</td><td>既設路面の養生用敷地板の設置・撤去・搬出に要する費用をいう。</td><td>既設路面養生用敷地板 22×1.524×3048 6枚</td><td>—</td></tr> <tr> <td>坑内仮排水設備費</td><td>既設の中央排水管及び横断排水管から放出する水を、水中ポンプで既設円形水路に導入するための設備の設置・撤去・搬出に要する費用をいう。</td><td>水中ポンプ 2インチ 2台</td><td>—</td></tr> </tbody> </table> <p>【仮設備工事費】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>割掛対象表 の項目名称</th><th>工事の内容</th><th>数量内訳 (参考)</th><th>回面</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事用電力設備費</td><td>トンネル坑内仮排水設備の機器材の運搬に必要な発動発電機の燃料等に要する費用をいう。</td><td>発動発電機 125kVA 1台</td><td>—</td></tr> <tr> <td>工事用電力費</td><td>工事用電力設備費において使用する発動発電機の燃料に要する費用をいう。</td><td>発動発電機 125kVA 1台</td><td>—</td></tr> </tbody> </table>	割掛対象表 の項目名称	工事の内容	数量内訳 (参考)	回面	育料道路料金費 (用排水工機械移動)	用排水工に関する施設機械の運搬移動において必要となる下記に示す道路名及び区間の育料道路通行料金の費用 (往復分)をいう。 道路名：長野自動車道 区間：麻績IC～更埴IC間	運搬移動距離:麻績IC～更埴IC間 $L = 19.5\text{km}$ (片道)	19.5km	育料道路料金費 (路盤排水工機械移動)	路盤排水工に関する施設機械の運搬移動において必要となる下記に示す道路名及び区間の育料道路通行料金の費用 (往復分)をいう。 道路名：長野自動車道 区間：麻績IC～更埴IC間	運搬移動距離:麻績IC～更埴IC間 $L = 19.5\text{km}$ (片道)	19.5km	オンラインシステム測定費	通信回線を構築し、測定値及び管理基準値に対する警報を長野管理事務所、受注者の現場事務所、関係者の携帯電話に自動配信に要する費用をいう。	計測機器メンテナンス、システム機器 管理 月次保守業務等 1式	—	割掛対象表 の項目名称	工事の内容	数量内訳 (参考)	回面	作業ヤード整備費	既設路面の養生用敷地板の設置・撤去・搬出に要する費用をいう。	既設路面養生用敷地板 22×1.524×3048 6枚	—	坑内仮排水設備費	既設の中央排水管及び横断排水管から放出する水を、水中ポンプで既設円形水路に導入するための設備の設置・撤去・搬出に要する費用をいう。	水中ポンプ 2インチ 2台	—	割掛対象表 の項目名称	工事の内容	数量内訳 (参考)	回面	工事用電力設備費	トンネル坑内仮排水設備の機器材の運搬に必要な発動発電機の燃料等に要する費用をいう。	発動発電機 125kVA 1台	—	工事用電力費	工事用電力設備費において使用する発動発電機の燃料に要する費用をいう。	発動発電機 125kVA 1台	—
割掛対象表 の項目名称	工事の内容	数量内訳 (参考)	回面																																						
育料道路料金費 (用排水工機械移動)	用排水工に関する施設機械の運搬移動において必要となる下記に示す道路名及び区間の育料道路通行料金の費用 (往復分)をいう。 道路名：長野自動車道 区間：麻績IC～更埴IC間	運搬移動距離:麻績IC～更埴IC間 $L = 19.5\text{km}$ (片道)	19.5km																																						
育料道路料金費 (路盤排水工機械移動)	路盤排水工に関する施設機械の運搬移動において必要となる下記に示す道路名及び区間の育料道路通行料金の費用 (往復分)をいう。 道路名：長野自動車道 区間：麻績IC～更埴IC間	運搬移動距離:麻績IC～更埴IC間 $L = 19.5\text{km}$ (片道)	19.5km																																						
オンラインシステム測定費	通信回線を構築し、測定値及び管理基準値に対する警報を長野管理事務所、受注者の現場事務所、関係者の携帯電話に自動配信に要する費用をいう。	計測機器メンテナンス、システム機器 管理 月次保守業務等 1式	—																																						
割掛対象表 の項目名称	工事の内容	数量内訳 (参考)	回面																																						
作業ヤード整備費	既設路面の養生用敷地板の設置・撤去・搬出に要する費用をいう。	既設路面養生用敷地板 22×1.524×3048 6枚	—																																						
坑内仮排水設備費	既設の中央排水管及び横断排水管から放出する水を、水中ポンプで既設円形水路に導入するための設備の設置・撤去・搬出に要する費用をいう。	水中ポンプ 2インチ 2台	—																																						
割掛対象表 の項目名称	工事の内容	数量内訳 (参考)	回面																																						
工事用電力設備費	トンネル坑内仮排水設備の機器材の運搬に必要な発動発電機の燃料等に要する費用をいう。	発動発電機 125kVA 1台	—																																						
工事用電力費	工事用電力設備費において使用する発動発電機の燃料に要する費用をいう。	発動発電機 125kVA 1台	—																																						
正	<table border="1"> <thead> <tr> <th>割掛対象表 の項目名称</th><th>工事の内容</th><th>数量内訳 (参考)</th><th>回面</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>育料道路料金費 (用排水工機械移動)</td><td>用排水工に関する施設機械の運搬移動において必要となる下記に示す道路名及び区間の育料道路通行料金の費用 (往復分)をいう。 道路名：長野自動車道 区間：麻績IC～更埴IC間</td><td>運搬移動距離:麻績IC～更埴IC間 <math>L = 18.6\text{km}</math> (片道)</td><td>18.6km</td></tr> <tr> <td>育料道路料金費 (路盤排水工機械移動)</td><td>路盤排水工に関する施設機械の運搬移動において必要となる下記に示す道路名及び区間の育料道路通行料金の費用 (往復分)をいう。 道路名：長野自動車道 区間：麻績IC～更埴IC間</td><td>運搬移動距離:麻績IC～更埴IC間 <math>L = 18.6\text{km}</math> (片道)</td><td>18.6km</td></tr> <tr> <td>オンラインシステム測定費</td><td>通信回線を構築し、測定値及び管理基準値に対する警報を長野管理事務所、受注者の現場事務所、関係者の携帯電話に自動配信に要する費用をいう。</td><td>計測機器メンテナンス、システム機器 管理 月次保守業務等 1式</td><td>—</td></tr> </tbody> </table> <p>【準備工事費】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>割掛対象表 の項目名称</th><th>工事の内容</th><th>数量内訳 (参考)</th><th>回面</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>作業ヤード整備費</td><td>既設路面の養生用敷地板の設置・撤去・搬出に要する費用をいう。</td><td>既設路面養生用敷地板 22×1.524×3048 6枚</td><td>—</td></tr> <tr> <td>坑内仮排水設備費</td><td>既設の中央排水管及び横断排水管から放出する水を、水中ポンプで既設円形水路に導入するための設備の設置・撤去・搬出に要する費用をいう。</td><td>水中ポンプ 2インチ 2台</td><td>—</td></tr> </tbody> </table> <p>【仮設備工事費】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>割掛対象表 の項目名称</th><th>工事の内容</th><th>数量内訳 (参考)</th><th>回面</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事用電力設備費</td><td>トンネル坑内仮排水設備の機器材の運搬に必要な発動発電機の燃料等に要する費用をいう。</td><td>発動発電機 125kVA 1台</td><td>—</td></tr> <tr> <td>工事用電力費</td><td>工事用電力設備費において使用する発動発電機の燃料に要する費用をいう。</td><td>発動発電機 125kVA 1台</td><td>—</td></tr> </tbody> </table>	割掛対象表 の項目名称	工事の内容	数量内訳 (参考)	回面	育料道路料金費 (用排水工機械移動)	用排水工に関する施設機械の運搬移動において必要となる下記に示す道路名及び区間の育料道路通行料金の費用 (往復分)をいう。 道路名：長野自動車道 区間：麻績IC～更埴IC間	運搬移動距離:麻績IC～更埴IC間 $L = 18.6\text{km}$ (片道)	18.6km	育料道路料金費 (路盤排水工機械移動)	路盤排水工に関する施設機械の運搬移動において必要となる下記に示す道路名及び区間の育料道路通行料金の費用 (往復分)をいう。 道路名：長野自動車道 区間：麻績IC～更埴IC間	運搬移動距離:麻績IC～更埴IC間 $L = 18.6\text{km}$ (片道)	18.6km	オンラインシステム測定費	通信回線を構築し、測定値及び管理基準値に対する警報を長野管理事務所、受注者の現場事務所、関係者の携帯電話に自動配信に要する費用をいう。	計測機器メンテナンス、システム機器 管理 月次保守業務等 1式	—	割掛対象表 の項目名称	工事の内容	数量内訳 (参考)	回面	作業ヤード整備費	既設路面の養生用敷地板の設置・撤去・搬出に要する費用をいう。	既設路面養生用敷地板 22×1.524×3048 6枚	—	坑内仮排水設備費	既設の中央排水管及び横断排水管から放出する水を、水中ポンプで既設円形水路に導入するための設備の設置・撤去・搬出に要する費用をいう。	水中ポンプ 2インチ 2台	—	割掛対象表 の項目名称	工事の内容	数量内訳 (参考)	回面	工事用電力設備費	トンネル坑内仮排水設備の機器材の運搬に必要な発動発電機の燃料等に要する費用をいう。	発動発電機 125kVA 1台	—	工事用電力費	工事用電力設備費において使用する発動発電機の燃料に要する費用をいう。	発動発電機 125kVA 1台	—
割掛対象表 の項目名称	工事の内容	数量内訳 (参考)	回面																																						
育料道路料金費 (用排水工機械移動)	用排水工に関する施設機械の運搬移動において必要となる下記に示す道路名及び区間の育料道路通行料金の費用 (往復分)をいう。 道路名：長野自動車道 区間：麻績IC～更埴IC間	運搬移動距離:麻績IC～更埴IC間 $L = 18.6\text{km}$ (片道)	18.6km																																						
育料道路料金費 (路盤排水工機械移動)	路盤排水工に関する施設機械の運搬移動において必要となる下記に示す道路名及び区間の育料道路通行料金の費用 (往復分)をいう。 道路名：長野自動車道 区間：麻績IC～更埴IC間	運搬移動距離:麻績IC～更埴IC間 $L = 18.6\text{km}$ (片道)	18.6km																																						
オンラインシステム測定費	通信回線を構築し、測定値及び管理基準値に対する警報を長野管理事務所、受注者の現場事務所、関係者の携帯電話に自動配信に要する費用をいう。	計測機器メンテナンス、システム機器 管理 月次保守業務等 1式	—																																						
割掛対象表 の項目名称	工事の内容	数量内訳 (参考)	回面																																						
作業ヤード整備費	既設路面の養生用敷地板の設置・撤去・搬出に要する費用をいう。	既設路面養生用敷地板 22×1.524×3048 6枚	—																																						
坑内仮排水設備費	既設の中央排水管及び横断排水管から放出する水を、水中ポンプで既設円形水路に導入するための設備の設置・撤去・搬出に要する費用をいう。	水中ポンプ 2インチ 2台	—																																						
割掛対象表 の項目名称	工事の内容	数量内訳 (参考)	回面																																						
工事用電力設備費	トンネル坑内仮排水設備の機器材の運搬に必要な発動発電機の燃料等に要する費用をいう。	発動発電機 125kVA 1台	—																																						
工事用電力費	工事用電力設備費において使用する発動発電機の燃料に要する費用をいう。	発動発電機 125kVA 1台	—																																						

対象	設計図 トンネル補強工 参考数量総括表 (1/3)																				
	変状区間	工区	覆工 スパン 位置	延長 m	単価表の項目	路盤掘削		コンクリート		型わく		鉄筋		インバート掘削		ロックボルト工		鋼アーチ支保工			
						土砂A (T)	土砂B (T)	C2-1 (T1)	C2-1 (T2)	型わく D (T)	鉄筋 A (T)	C-II-K-I (T1)	C-II-K-I (T2)	C (L=6.0m) (T)	C (H・A) (T)	C (H・B) (T)	C (H・C) (T)	C (H・D) (T)			
						単位	m3	m3	m3	m2	t	m3	m3	本	基	基	基	基			
誤	1-2	A1工区	SP76,77,78	20.5	トンネル補強工 A1		44.7	45.8		101.2				327.3	-	-	-	3	2		
		A2工区	SP79	6.0	トンネル補強工 A2		12.0	19.5		33.2				121.5	-	-	-	1	1		
		A3工区	SP81,82	17.0	トンネル補強工 A3		31.6	36.7		77.8				257.8	-	-	-	2	1		
		A4工区	SP80	6.0	トンネル補強工 A4		9.0	25.6		33.2				121.5	-	-	-	1	1		
		A5工区	SP83,84	21.0	トンネル補強工 A5		31.4	43.3		81.9				276.8	-	-	-	-	-		
		A6工区	SP85,86,87	26.0	トンネル補強工 A6		44.5	52.9		101.4				338.3	-	-	-	-	-		
	変状区間1-2小計				96.5		173.2	223.8	55.7	428.7	141.2	0	156.8	144	0	0	7	5			
	2	B1工区	SP103,104	21.0	トンネル補強工 B1		36.7	20.2		81.9				28							
		B2工区	SP105	10.0	トンネル補強工 B2		15.0	23.2		39.0				81.5	0.13	103.0	142.3	48	2		
		B3工区	SP106,107	21.0	トンネル補強工 B3		31.4	42.9		81.9				27				-	-		
		B4工区	SP108	11.0	トンネル補強工 B4		21.7	19.7		42.9				16				-	-		
	変状区間2小計				63.0		104.8	106.0	32.5	245.7	81.5	0.13	103.0	860.2	48	2	0	0			
	合計				159.5		278.0	329.8	88.2	674.4	222.7	0.13	259.8	2303.4	48	2	7	5			
正	1-2	A1工区	SP76,77,78	20.5	トネル補強工 A1		44.7	45.8		101.2				327.3	-	-	-	3	2		
		A2工区	SP79	6.0	トネル補強工 A2		12.0	19.5		33.2				121.5	-	-	-	1	1		
		A3工区	SP81,82	17.0	トネル補強工 A3		31.6	36.7		77.8				257.8	-	-	-	2	1		
		A4工区	SP80	6.0	トネル補強工 A4		9.0	25.6		33.2				121.5	-	-	-	1	1		
		A5工区	SP83,84	21.0	トネル補強工 A5		31.4	43.3		81.9				276.8	-	-	-	-	-		
		A6工区	SP85,86,87	26.0	トネル補強工 A6		44.5	52.9		101.4				338.3	-	-	-	-	-		
	変状区間1-2小計				96.5		173.2	223.8	55.7	428.7	141.2	0	156.8	144	0	0	7	5			
	2	B1工区	SP103,104	21.0	トネル補強工 B1		36.7	20.2		81.9				28							
		B2工区	SP105	10.0	トネル補強工 B2		15.0	23.2		39.0				81.5	0.13	103.0	142.3	48	2		
		B3工区	SP106,107	21.0	トネル補強工 B3		31.4	42.9		81.9				27				-	-		
		B4工区	SP108	11.0	トネル補強工 B4		21.7	19.7		42.9				16				-	-		
	変状区間2小計				63.0		104.8	106.0	32.5	245.7	81.5	0.134	97.8	860.2	48	2	0	0			
	合計				159.5		278.0	329.8	88.2	674.4	222.7	0.134	254.6	2303.4	48	2	7	5			
正	1-2	A1工区	SP76,77,78	20.5	トネル補強工 A1		44.7	45.8		101.2				327.3	-	-	-	3	2		
		A2工区	SP79	6.0	トネル補強工 A2		12.0	19.5		33.2				121.5	-	-	-	1	1		
		A3工区	SP81,82	17.0	トネル補強工 A3		31.6	36.7		77.8				257.8	-	-	-	2	1		
		A4工区	SP80	6.0	トネル補強工 A4		9.0	25.6		33.2				121.5	-	-	-	1	1		
		A5工区	SP83,84	21.0	トネル補強工 A5		31.4	43.3		81.9				276.8	-	-	-	-	-		
		A6工区	SP85,86,87	26.0	トネル補強工 A6		44.5	52.9		101.4				338.3	-	-	-	-	-		
	変状区間1-2小計				96.5		173.2	223.8	55.7	428.7	141.2	0	156.8	144	0	0	7	5			
	2	B1工区	SP103,104	21.0	トネル補強工 B1		36.7	20.2		81.9				28							
		B2工区	SP105	10.0	トネル補強工 B2		15.0	23.2		39.0				81.5	0.134	97.8	142.3	48	2		
		B3工区	SP106,107	21.0	トネル補強工 B3		31.4	42.9		81.9				27				-	-		
		B4工区	SP108	11.0	トネル補強工 B4		21.7	19.7		42.9				16				-	-		
	変状区間2小計				63.0		104.8	106.0	32.5	245.7	81.5	0.134	97.8	860.2	48	2	0	0			
	合計				159.5		278.0	329.8	88.2	674.4	222.7	0.134	254.6	2303.4	48	2	7	5			
正	1-2	A1工区	SP76,77,78	20.5	トネル補強工 A1		44.7	45.8		101.2				327.3	-	-	-	3	2		
		A2工区	SP79	6.0	トネル補強工 A2		12.0	19.5		33.2				121.5	-	-	-	1	1		
		A3工区	SP81,82	17.0	トネル補強工 A3		31.6	36.7		77.8				257.8	-	-	-	2	1		
		A4工区	SP80	6.0	トネル補強工 A4		9.0	25.6		33.2				121.5	-	-	-	1	1		
		A5工区	SP83,84	21.0	トネル補強工 A5		31.4	43.3		81.9				276.8	-	-	-	-	-		
		A6工区	SP85,86,87	26.0	トネル補強工 A6		44.5	52.9		101.4				338.3	-	-	-	-	-		
	変状区間1-2小計				96.5		173.2	223.8	55.7	428.7	141.2	0	156.8	144	0	0	7	5			
	2	B1工区	SP103,104	21.0	トネル補強工 B1		36.7	20.2		81.9				28							
		B2工区	SP105	10.0	トネル補強工 B2		15.0	23.2		39.0				81.5	0.134	97.8	142.3	48	2		
		B3工区	SP106,107	21.0	トネル補強工 B3		31.4	42.9		81.9				27				-	-		
		B4工区	SP108	11.0	トネル補強工 B4		21.7	19.7		42.9				16				-	-		
	変状区間2小計				63.0		104.8	106.0	32.5	245.7	81.5	0.134	97.8	860.2	48	2	0	0			
	合計				159.5		278.0	329.8	88.2	674.4	222.7	0.134	254.6	2303.4	48	2	7	5			

対象	設計図 トンネル補強工 参考数量総括表 (2/3)																								
誤	トンネル補強工 参考数量総括表 (2/3)																								
変状区間	工区	覆工 スパン 位置	延長 m	単価表の項目	図面に表記 する項目	仮設路床標示工	路床標示消去工	視線誘導標消去設置工	機械物等撤去工	接合部補強工	仮設円形水路工	仮設舗装工	仮設路床標示工	路床標示消去工	視線誘導標消去設置工	機械物等撤去工	接合部補強工	仮設円形水路工	仮設舗装工						
						路床標示J 1 S 残 量型B 1	(T)	路床標示消去工 B (T)	A2-3 (T)	A3-1 (II) (T)	コンクリート被覆 板厚10cm 数値L-type	アンカーア ー工	仮設円形水路工 A (T)	仮設円形水路工 B (T)	セメントコンクリ ート (t=10cm)	セメントコンクリ ート (t=15cm)	セメントコンクリ ート (t=20cm)	セメントコンクリ ート (t=20cm)	セメントコンクリ ート (t=20cm)	セメントコンクリ ート (t=20cm)					
1-2	A1工区	SP76,77,78	20.5	トンネル補強工 A1		1333.5	1127.0										1224.4	-	1215.1	-	445.0				
	A2工区	SP79	6.0	トンネル補強工 A2		1245.0	1302.5										90.2	-	89.8	-	90.1				
	A3工区	SP81,82	17.0	トンネル補強工 A3		1311.0	1335.5										195.7	-	194.8	-	195.6				
	A4工区	SP80	6.0	トンネル補強工 A4		1266.0	1405.0										97.9	-	97.5	-	97.6				
	A5工区	SP83,84	21.0	トンネル補強工 A5		1335.0	1347.5										214.4	-	213.3	-	214.2				
	A6工区	SP85,86,87	26.0	トンネル補強工 A6		1366.5	1830.3										305.6	-	295.0	-	305.1				
	変状区間1-2小計		96.5			1333.5	17.8									96.9	0	99.7	98.5	2128.2	0.0	2105.5	0.0	1347.6	
2	B1工区	SP103,104	21.0	トンネル補強工 B1		5103.0	1.0												798.8	789.6	-	351.6	-		
	B2工区	SP105		トンネル補強工 B2		1269.0	1314.5										34	65.0	65.0	109.6	109.0	-	109.4	-	
	B3工区	SP106,107		トンネル補強工 B3		1333.5	1346.8												212.1	211.0	-	211.8	-		
	B4工区	SP108		トンネル補強工 B4		1164.0	1715.0												89.8	85.5	-	89.2	-		
	変状区間2小計					5103.0	5587.3										34	65.0	65.0	1210.3	1195.1	0.0	762.0	0.0	
	合計		15			12960.0	13935.1										34	164.7	163.5	3338.5	3338.5	1195.1	2105.5	762.0	1347.6
変状区間	工区	覆工 スパン 位置	延長 m	単価表の項目	図面に表記 する項目	仮設工				撤去工				仮設工				撤去工							
						土留工 A (T)	土留工 B (T)	防護柵工 A (T)	防護柵工 B (T)	壁面レフランス工 A (T)	円形水路 φ200 (T)	円形水路 φ400 (T)	ハンドホール A (T)	ハンドホール B (T)	ハンドホール C (T)	中央排水管 集水ます (T)	監視員通路 (T)	中央排水工 A (T)							
1-2	A1工区	SP76,77,78	20.5	トンネル補強工 A1																					
	A2工区	SP79	6.0	トンネル補強工 A2																					
	A3工区	SP81,82	17.0	トンネル補強工 A3																					
	A4工区	SP80	6.0	トンネル補強工 A4																					
	A5工区	SP83,84	21.0	トンネル補強工 A5																					
	A6工区	SP85,86,87	26.0	トンネル補強工 A6																					
	変状区間1-2小計		96.5			28.5	0.0	104.6	104.6	209.2		16.2	33.1	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	49.5	100.2					
2	B1工区	SP103,104	21.0	トンネル補強工 B1																					
	B2工区	SP105	10.0	トンネル補強工 B2		68.5	65.0	11.5	11.5	23.0		10.6	21.4	-	-	-	-		32.2	68.3					
	B3工区	SP106,107	21.0	トンネル補強工 B3																					
	B4工区	SP108	11.0	トンネル補強工 B4																					
	変状区間2小計		63.0			68.5	65.0	13.0	13.0	26.0		10.6	21.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	32.2	68.3					
	合計		159.5			97.0	65.0	174.2	174.2	348.2		26.8	54.5	0.6	0.6	0.6	0.6	0.4	81.7	168.5					
変状区間	工区	覆工 スパン 位置	延長 m	単価表の項目	図面に表記 する項目	仮設工				撤去工				仮設工				撤去工							
						土留工 A (T)	土留工 B (T)	防護柵工 A (T)	防護柵工 B (T)	壁面レフランス工 A (T)	円形水路 φ200 (T)	円形水路 φ400 (T)	ハンドホール A (T)	ハンドホール B (T)	ハンドホール C (T)	中央排水管 集水ます (T)	監視員通路 (T)	中央排水工 A (T)							
1-2	A1工区	SP76,77,78	20.5	トンネル補強工 A1																					
	A2工区	SP79	6.0	トンネル補強工 A2																					
	A3工区	SP81,82	17.0	トンネル補強工 A3																					
	A4工区	SP80	6.0	トンネル補強工 A4																					
	A5工区	SP83,84	21.0	トンネル補強工 A5																					
	A6工区	SP85,86,87	26.0	トンネル補強工 A6																					
	変状区間1-2小計		96.5			28.5	0.0	104.6	104.6	209.2		16.2	33.1	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	49.5	100.2					
2	B1工区	SP103,104	21.0	トンネル補強工 B1																					
	B2工区	SP105	10.0	トンネル補強工 B2		68.5	65.0	11.5	11.5	23.0		10.6	21.4	-	-	-	-		32.2	68.3					
	B3工区	SP106,107	21.0	トンネル補強工 B3																					
	B4工区	SP108	11.0	トンネル補強工 B4																					
	変状区間2小計		63.0			68.5	65.0	09.6	09.6	139.0		10.6	21.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	32.2	68.3					
	合計		159.5			97.0	65.0	174.2	174.2	348.2		26.8	54.5	0.6	0.6	0.6	0.6	0.4	81.7	168.5					

誤

土運搬経路図 S=1:50000

番号	路線名	巾員	延長	路面	形状	使用開始時期	施工者	備考
①	長野自動車道	3.5m ×2車線	19.5km	舗装	無償	—	—	麻績IC～更埴JCT
②	上信越自動車道	3.5m ×2車線	14.2km	舗装	無償	—	—	坂城IC～更埴JCT
③	県道91号	3.5m	0.1km	舗装	無償	—	—	坂城IC～御所沢ヤード
④	町道	4m (全巾)	2.5km	舗装	無償	—	—	坂城IC～御所沢ヤード

坂城IC部詳細

更埴JCT

上信越自動車道

19.5km

14.2km

更埴JCT

坂城IC～更埴JCT

正

土運搬経路図 S=1:50000

番号	路線名	巾員	延長	路面	形状	使用開始時期	施工者	備考
①	長野自動車道	3.5m ×2車線	18.6km	舗装	無償	—	—	麻績IC～更埴IC
②	長野自動車道 上信越自動車道	3.5m ×2車線	15.1km	舗装	無償	—	—	更埴IC～坂城IC
③	県道91号	3.5m	0.1km	舗装	無償	—	—	坂城IC～御所沢ヤード
④	町道	4m (全巾)	2.5km	舗装	無償	—	—	坂城IC～御所沢ヤード

坂城IC部詳細

更埴IC

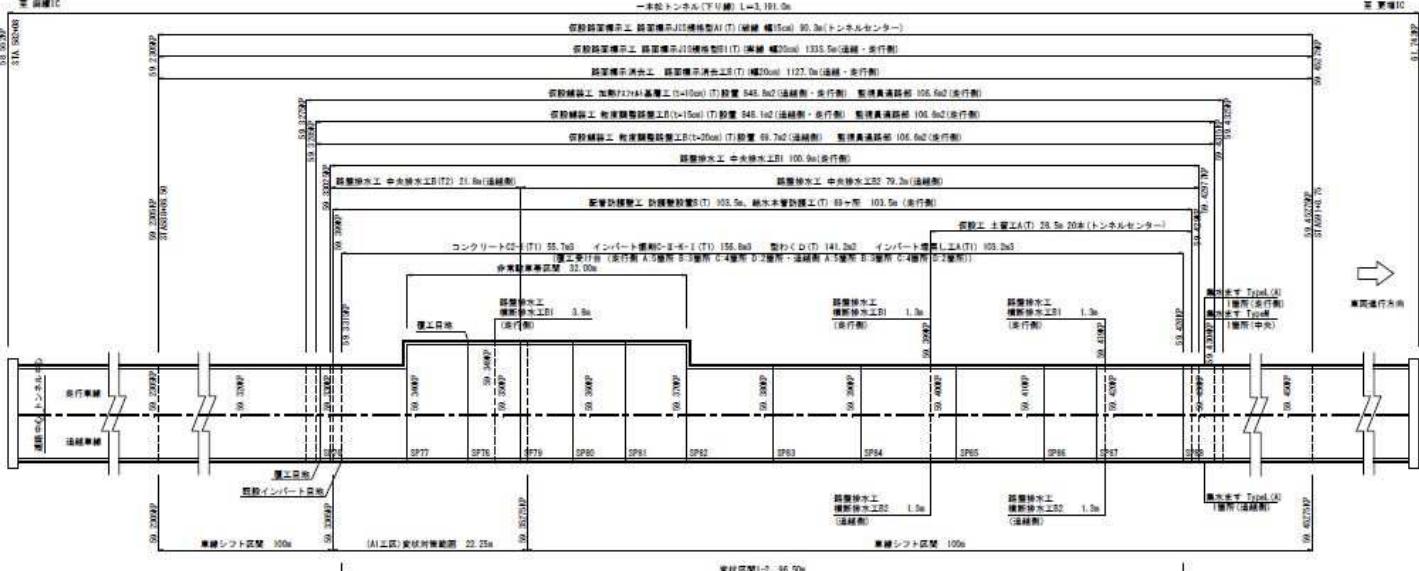
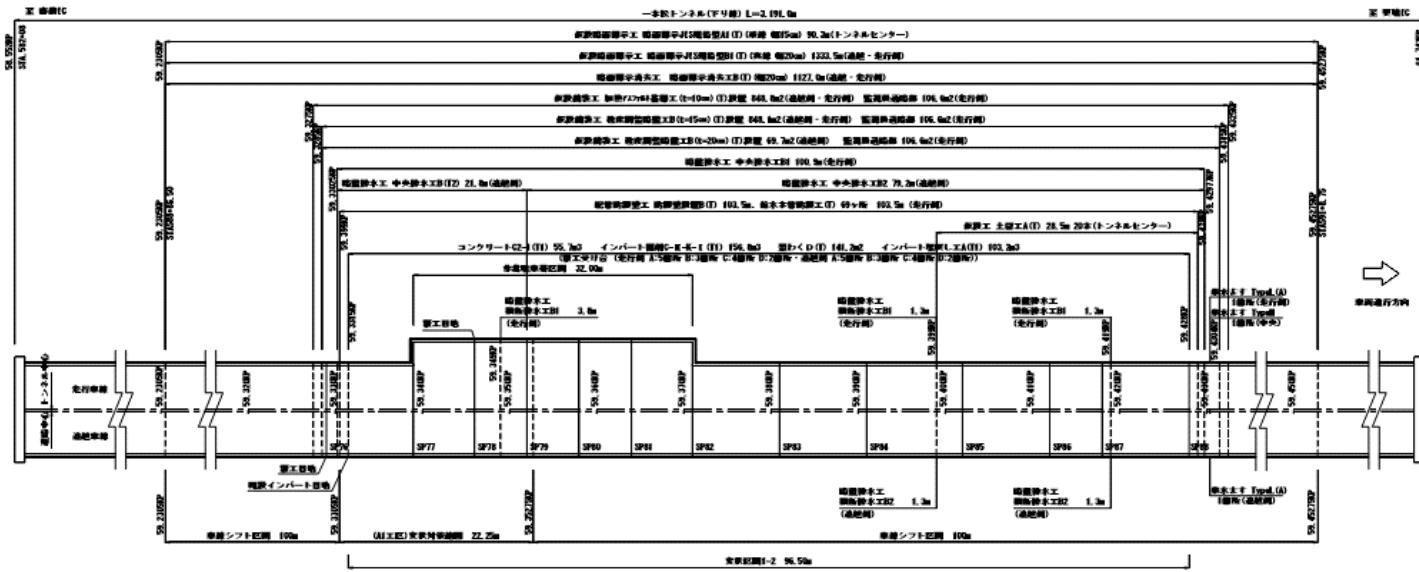
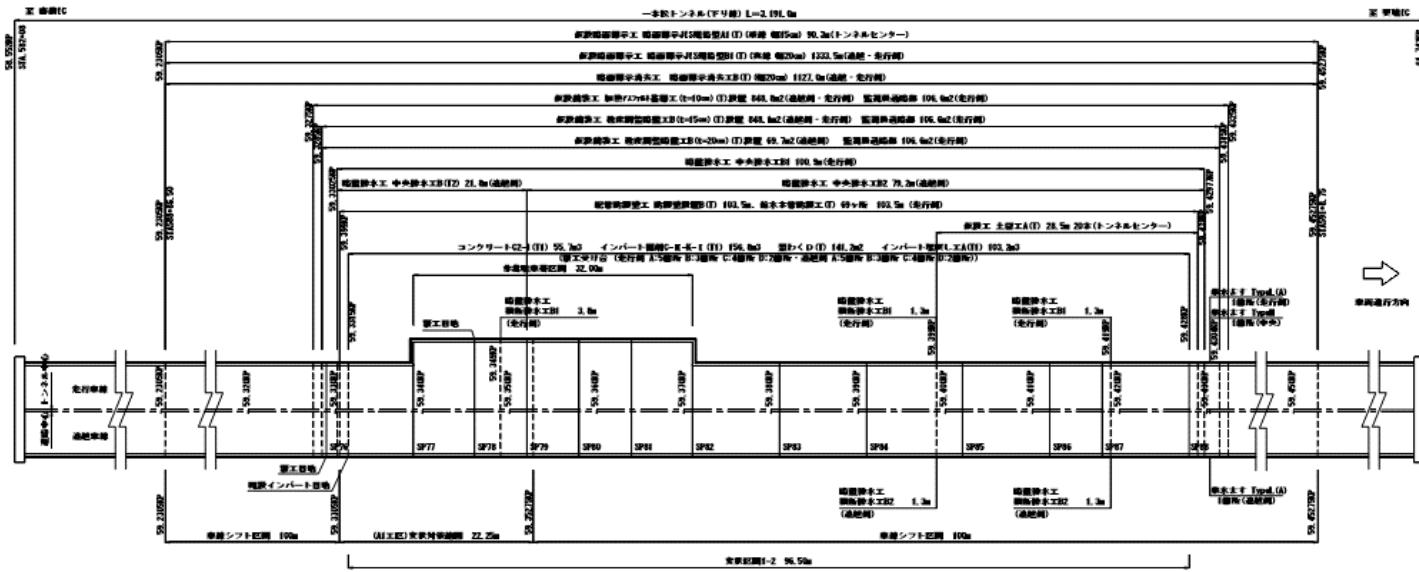
長野自動車道  
上信越自動車道

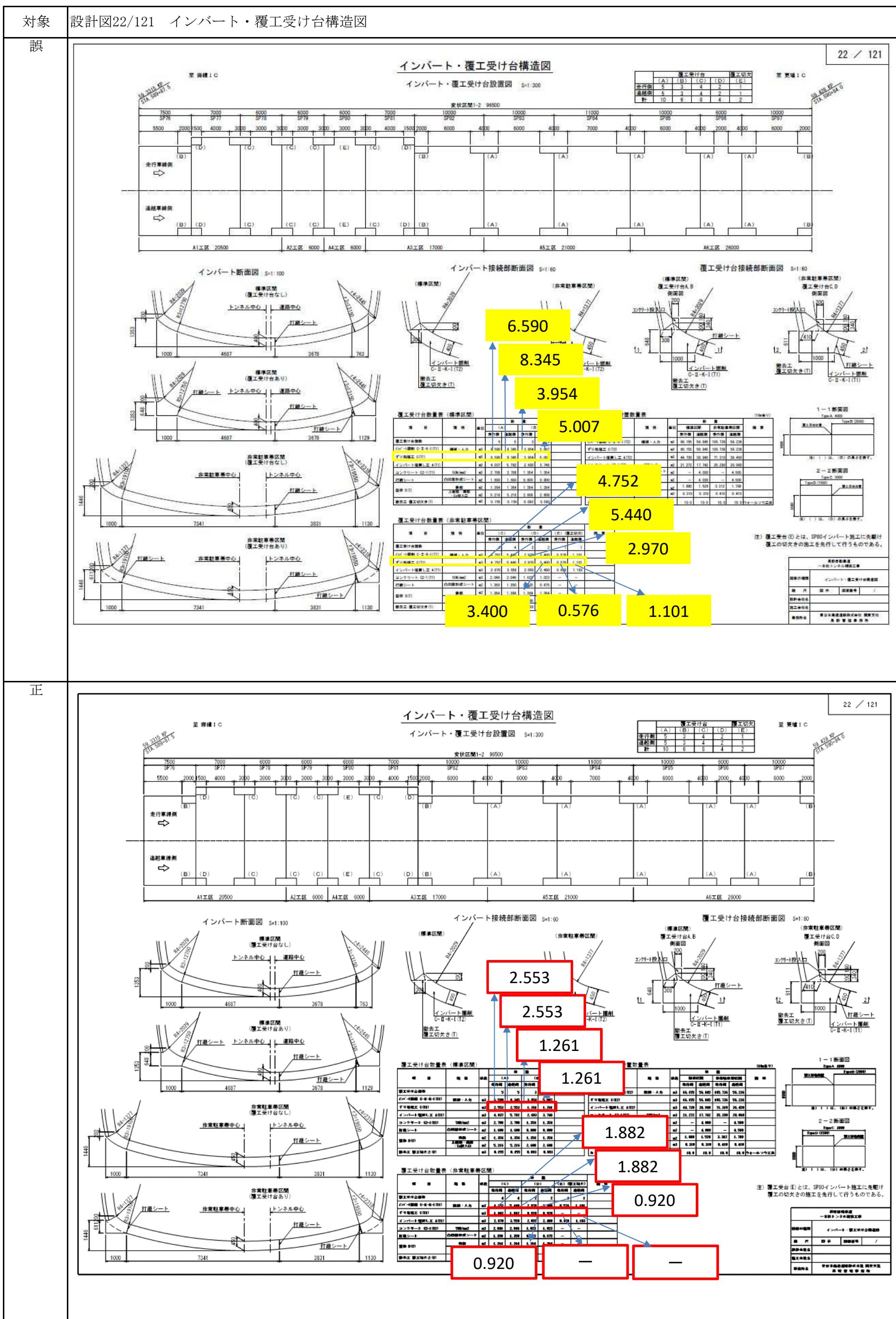
18.6km

15.1km

更埴IC

更埴IC～坂城IC

対象 誤	設計図5/121 工種区間長平面図 (1)
	<p style="text-align: right;">5 / 121</p> <p style="text-align: center;"><b>工種区間長平面図(1)</b></p> <p style="text-align: center;">変状区間1-2 (A1工区) 全体図 S=1:500</p>  <p style="text-align: center;">変状区間1-2 (A1工区) 対策範囲図 S=1:250</p>  <p style="text-align: right;">変状区間1-2 (A1工区) 対策範囲図 S=1:250</p> <p style="text-align: center;">変状区間1-2 (A1工区) 全体図 S=1:500</p>  <p style="text-align: center;">変状区間1-2 (A1工区) 対策範囲図 S=1:250</p>  <p style="text-align: right;">変状区間1-2 (A1工区) 対策範囲図 S=1:250</p>
正	<p style="text-align: right;">5 / 121</p> <p style="text-align: center;"><b>工種区間長平面図(1)</b></p> <p style="text-align: center;">変状区間1-2 (A1工区) 全体図 S=1:500</p>  <p style="text-align: center;">変状区間1-2 (A1工区) 対策範囲図 S=1:250</p>  <p style="text-align: right;">変状区間1-2 (A1工区) 対策範囲図 S=1:250</p>



対象 誤	設計図29/121 計測工計画図 (1)																																																																																											
	<p>計測工計画図 (1) S=1:600</p> <p>29 / 121</p> <p>A1工区</p> <p>A2工区</p> <p>標準部配置 S=1:600</p> <p>非常駐車帯部配置 S=1:600</p> <p>【凡・例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○: TS(測定点)→タスステーション</li> <li>×: 基準点(タス)</li> <li>●: 内空変位測定点(タス)</li> <li>□: 路面変位測定点(タス)</li> <li>■: インバート応力測定点(コンクリート有効応力)</li> </ul> <p>数量表 (変状区間1-2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">A1工区</th> <th colspan="2">A2工区</th> <th colspan="2">A3工区</th> <th colspan="2">A4工区</th> <th colspan="2">A5工区</th> <th colspan="2">A6工区</th> <th rowspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>設置 (個)</th> <th>期間 (月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>インバートコンクリート応力測定</td> <td>10(2)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>5(1)</td> <td>—</td> <td>15</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>路面変位測定</td> <td>20(4)</td> <td>5(1)</td> <td>20(4)</td> <td>5(1)</td> <td>20(4)</td> <td>5(1)</td> <td>20(4)</td> <td>25(5)</td> <td>—</td> <td>95</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>内空変位測定</td> <td>14(2)</td> <td>7(1)</td> <td>14(2)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>14(2)</td> <td>21(3)</td> <td>—</td> <td>70</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>オンラインシステム測定</td> <td>—</td> <td>1</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ ( ) 内の数は計測箇所数</p> <p>計測機器配置 —29/121シート121工区</p> <table border="1"> <tr> <td>機器名</td> <td>測定工器具名</td> </tr> <tr> <td>機器番号</td> <td>測定工器具番号</td> </tr> <tr> <td>測定名</td> <td>測定名</td> </tr> <tr> <td>測定名</td> <td>測定名</td> </tr> </table> <p>※ ( ) 内の数は計測箇所数</p> <p>※ 走行側施工時には、走行側にTSを設置 走行越側施工時には、走行側にTSを設置</p>	項目	A1工区		A2工区		A3工区		A4工区		A5工区		A6工区		合計	設置 (個)	期間 (月)	インバートコンクリート応力測定	10(2)	—	—	—	—	—	—	—	5(1)	—	15	—	路面変位測定	20(4)	5(1)	20(4)	5(1)	20(4)	5(1)	20(4)	25(5)	—	95	—	内空変位測定	14(2)	7(1)	14(2)	—	—	—	14(2)	21(3)	—	70	—	オンラインシステム測定	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	機器名	測定工器具名	機器番号	測定工器具番号	測定名	測定名	測定名	測定名																	
項目	A1工区		A2工区		A3工区		A4工区		A5工区		A6工区		合計																																																																															
	設置 (個)	期間 (月)	設置 (個)	期間 (月)	設置 (個)	期間 (月)	設置 (個)	期間 (月)	設置 (個)	期間 (月)	設置 (個)	期間 (月)																																																																																
インバートコンクリート応力測定	10(2)	—	—	—	—	—	—	—	5(1)	—	15	—																																																																																
路面変位測定	20(4)	5(1)	20(4)	5(1)	20(4)	5(1)	20(4)	25(5)	—	95	—																																																																																	
内空変位測定	14(2)	7(1)	14(2)	—	—	—	14(2)	21(3)	—	70	—																																																																																	
オンラインシステム測定	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—																																																																																
機器名	測定工器具名																																																																																											
機器番号	測定工器具番号																																																																																											
測定名	測定名																																																																																											
測定名	測定名																																																																																											
正	<p>計測工計画図 (1) S=1:600</p> <p>29 / 121</p> <p>A1工区</p> <p>A2工区</p> <p>標準部配置 S=1:600</p> <p>非常駐車帯部配置 S=1:600</p> <p>【凡・例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○: TS(測定点)→タスステーション</li> <li>×: 基準点(タス)</li> <li>●: 内空変位測定点(タス)</li> <li>□: 路面変位測定点(タス)</li> <li>■: インバート応力測定点(コンクリート有効応力)</li> </ul> <p>数量表 (変状区間1-2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">A1工区</th> <th colspan="2">A2工区</th> <th colspan="2">A3工区</th> <th colspan="2">A4工区</th> <th colspan="2">A5工区</th> <th colspan="2">A6工区</th> <th rowspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>設置 (個)</th> <th>期間 (月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>インバートコンクリート応力測定</td> <td>10(2)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>5(1)</td> <td>—</td> <td>15</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>路面変位測定</td> <td>20(4)</td> <td>1</td> <td>5(1)</td> <td>1</td> <td>20(4)</td> <td>1</td> <td>5(1)</td> <td>1</td> <td>20(4)</td> <td>1</td> <td>25(5)</td> <td>1</td> <td>95</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>内空変位測定</td> <td>14(2)</td> <td>1</td> <td>7(1)</td> <td>1</td> <td>14(2)</td> <td>1</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>14(2)</td> <td>1</td> <td>21(3)</td> <td>1</td> <td>70</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>オンラインシステム測定</td> <td>—</td> <td>1式</td> <td>1式</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ ( ) 内の数は計測箇所数</p> <p>計測機器配置 —29/121シート121工区</p> <table border="1"> <tr> <td>機器名</td> <td>測定工器具名</td> </tr> <tr> <td>機器番号</td> <td>測定工器具番号</td> </tr> <tr> <td>測定名</td> <td>測定名</td> </tr> <tr> <td>測定名</td> <td>測定名</td> </tr> </table>	項目	A1工区		A2工区		A3工区		A4工区		A5工区		A6工区		合計	設置 (個)	期間 (月)	インバートコンクリート応力測定	10(2)	—	—	—	—	—	—	—	5(1)	—	15	—	路面変位測定	20(4)	1	5(1)	1	20(4)	1	5(1)	1	20(4)	1	25(5)	1	95	6	内空変位測定	14(2)	1	7(1)	1	14(2)	1	—	—	14(2)	1	21(3)	1	70	5	オンラインシステム測定	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1式	1式	機器名	測定工器具名	機器番号	測定工器具番号	測定名	測定名	測定名	測定名										
項目	A1工区		A2工区		A3工区		A4工区		A5工区		A6工区		合計																																																																															
	設置 (個)	期間 (月)	設置 (個)	期間 (月)	設置 (個)	期間 (月)	設置 (個)	期間 (月)	設置 (個)	期間 (月)	設置 (個)	期間 (月)																																																																																
インバートコンクリート応力測定	10(2)	—	—	—	—	—	—	—	5(1)	—	15	—																																																																																
路面変位測定	20(4)	1	5(1)	1	20(4)	1	5(1)	1	20(4)	1	25(5)	1	95	6																																																																														
内空変位測定	14(2)	1	7(1)	1	14(2)	1	—	—	14(2)	1	21(3)	1	70	5																																																																														
オンラインシステム測定	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1式	1式																																																																															
機器名	測定工器具名																																																																																											
機器番号	測定工器具番号																																																																																											
測定名	測定名																																																																																											
測定名	測定名																																																																																											

対象

設計図53/121 支障物配置計画図 (2)

誤

支障物配置計画図 (2)

既設ケーブル撤去・復旧・多孔陶管撤去・復旧計画図 S=1:2500

トンネル部管路工・撤去工 断面図 (走行側) S=1:50

支障物移動 数量表 (走行側)

名 称	場所	既設ケーブル-移動	既設ケーブル-復旧	既設ケーブル-移動	既設ケーブル-復旧	既設ケーブル-移動	既設ケーブル-復旧	合計		
既設電源ケーブル	—	365.0	365.0	365.0	365.0	365.0	365.0	365.0		
既設通信ケーブル	—	126.8	126.8	126.8	126.8	126.8	126.8	126.8		
既設通風ケーブル	—	122.2	122.2	122.2	122.2	122.2	122.2	122.2		
既設排水管	—	100.2	100.2	100.2	100.2	100.2	100.2	100.2		
ラック (W=480)	—	388.0	388.0	—	—	—	—	388.0		
通風管	—	222.0	222.0	—	—	—	—	222.0		
電源箱	—	122.0	122.0	—	—	—	—	122.0		
ラック箱	—	0	122.0	—	—	—	—	122.0		
電源箱	—	42	33	75	—	—	—	42	33	75
電源箱	—	42	33	75	—	—	—	42	33	75
排水管	—	—	388.0	388.0	—	—	—	388.0	—	388.0
排水管 (W=480)	—	126.8	100.2	232.2	—	—	—	126.8	100.2	232.2
電源箱	—	126.2	100.2	232.4	—	—	—	126.2	100.2	232.4

多孔管は撤去後、再利用する計画である。

トンネル部管路工・撤去工 断面図 (追越側) S=1:50

支障物移動 数量表 (追越側)

名 称	場所	既設ケーブル-移動	既設ケーブル-復旧	既設ケーブル-移動	既設ケーブル-復旧	既設ケーブル-移動	既設ケーブル-復旧	合計
ケーブル管路工・移設工	T1-VE54 (2)	—	81.9	81.9	81.9	81.9	81.9	81.9

※ 既設はT1-VE54の1本あたりを表す。

非常駐車帯区間 仮設ケーブル・多孔陶管 撤去・復旧計画図

トンネル部管路工・移設工 計画書 (走行側)

名 称	場所	既設ケーブル-移設	既設ケーブル-移設	既設ケーブル-移設	既設ケーブル-移設	既設ケーブル-移設	既設ケーブル-移設	合計
ケーブル管路工・移設工	—	—	—	—	—	—	—	—

非常駐車帯区間 仮設ケーブル・多孔陶管 撤去・復旧計画図

正

支障物配置計画図 (2)

既設ケーブル撤去・復旧・多孔陶管撤去・復旧計画図 S=1:2500

トンネル部管路工・撤去工 断面図 (走行側) S=1:50

支障物移動 数量表 (走行側)

名 称	場所	既設ケーブル-2	既設ケーブル-2	既設ケーブル-2	既設ケーブル-2	既設ケーブル-2	既設ケーブル-2	合計		
既設電源ケーブル	—	365.0	365.0	365.0	365.0	365.0	365.0	365.0		
既設通信ケーブル	—	126.8	126.8	126.8	126.8	126.8	126.8	126.8		
既設通風ケーブル	—	122.2	122.2	122.2	122.2	122.2	122.2	122.2		
既設排水管	—	100.2	100.2	100.2	100.2	100.2	100.2	100.2		
ラック (W=480)	—	388.0	388.0	—	—	—	—	388.0		
通風管	—	222.0	222.0	—	—	—	—	222.0		
電源箱	—	122.0	122.0	—	—	—	—	122.0		
ラック箱	—	0	122.0	—	—	—	—	122.0		
電源箱	—	42	22	75	—	—	—	42	22	75
電源箱	—	42	22	75	—	—	—	42	22	75
排水管	—	—	388.0	388.0	—	—	—	388.0	—	388.0
排水管 (W=480)	—	126.8	100.2	232.2	—	—	—	126.8	100.2	232.2
電源箱	—	126.2	100.2	232.4	—	—	—	126.2	100.2	232.4

トンネル部管路工・撤去工 断面図 (追越側) S=1:50

支障物移動 数量表 (追越側)

名 称	場所	既設ケーブル-2	既設ケーブル-2	既設ケーブル-2	既設ケーブル-2	既設ケーブル-2	既設ケーブル-2	合計
ケーブル管路工・移設工	T1-VE54 (2)	—	81.9	81.9	81.9	81.9	81.9	81.9

※ 既設はT1-VE54の1本あたりを表す。

非常駐車帯区間 仮設ケーブル・多孔陶管 撤去・復旧計画図

トンネル部管路工・移設工 計画書 (走行側)

名 称	場所	既設ケーブル-2	既設ケーブル-2	既設ケーブル-2	既設ケーブル-2	既設ケーブル-2	既設ケーブル-2	合計
ケーブル管路工・移設工	—	—	—	—	—	—	—	—

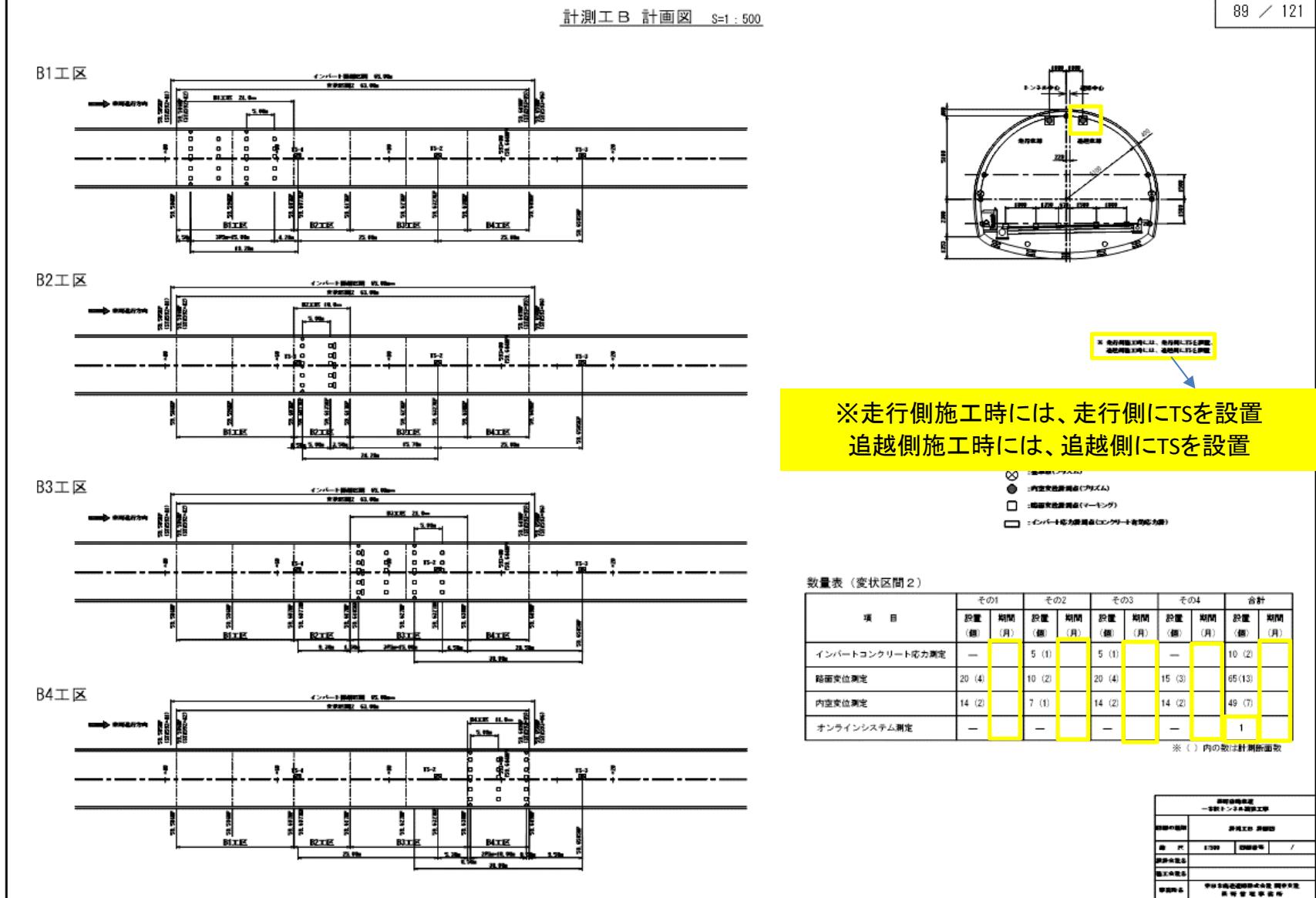
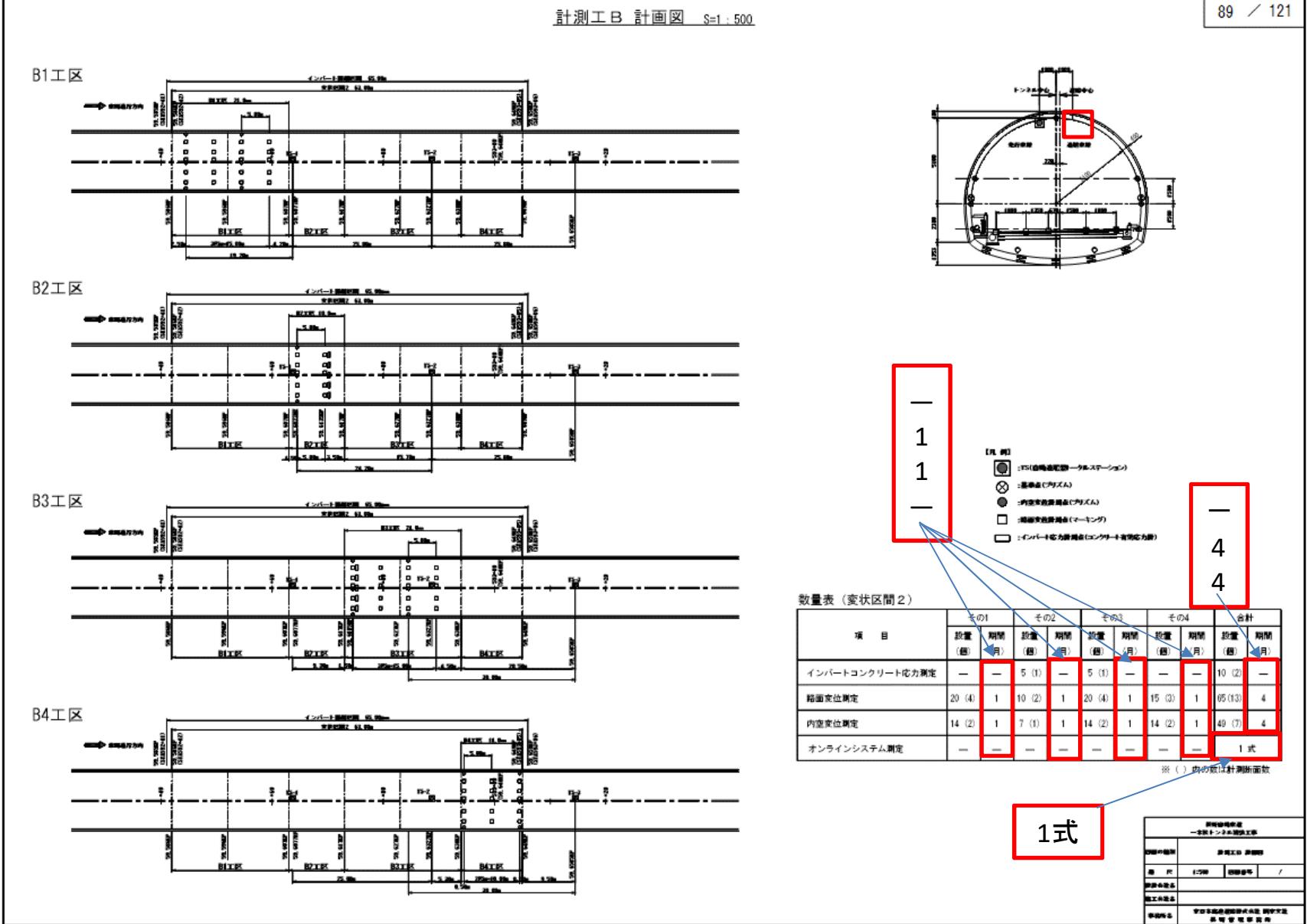
非常駐車帯区間 仮設ケーブル・多孔陶管 撤去・復旧計画図

対象	設計図69/121 工種区間長平面図 (1)
誤	<p>工種区間長平面図 (1) 変状区間2 (B1工区) 全体図 S=1:500</p> <p>69 / 121</p> <p>変状区間2 (B1工区) 対策範囲図 S=1:250</p> <p>69 / 121</p>
正	<p>工種区間長平面図 (1) 変状区間2 (B1工区) 全体図 S=1:500</p> <p>69 / 121</p> <p>変状区間2 (B1工区) 対策範囲図 S=1:250</p> <p>69 / 121</p>

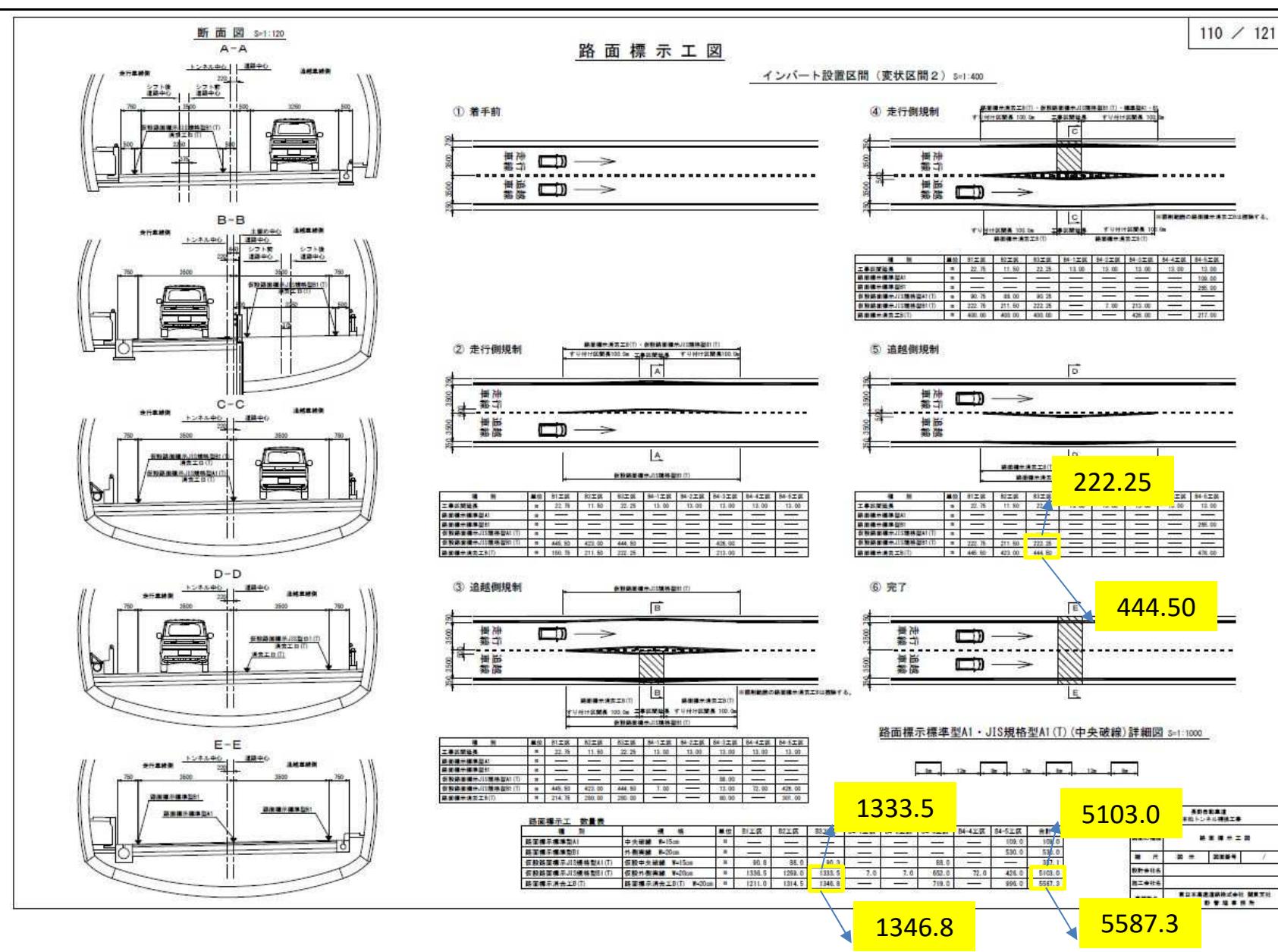
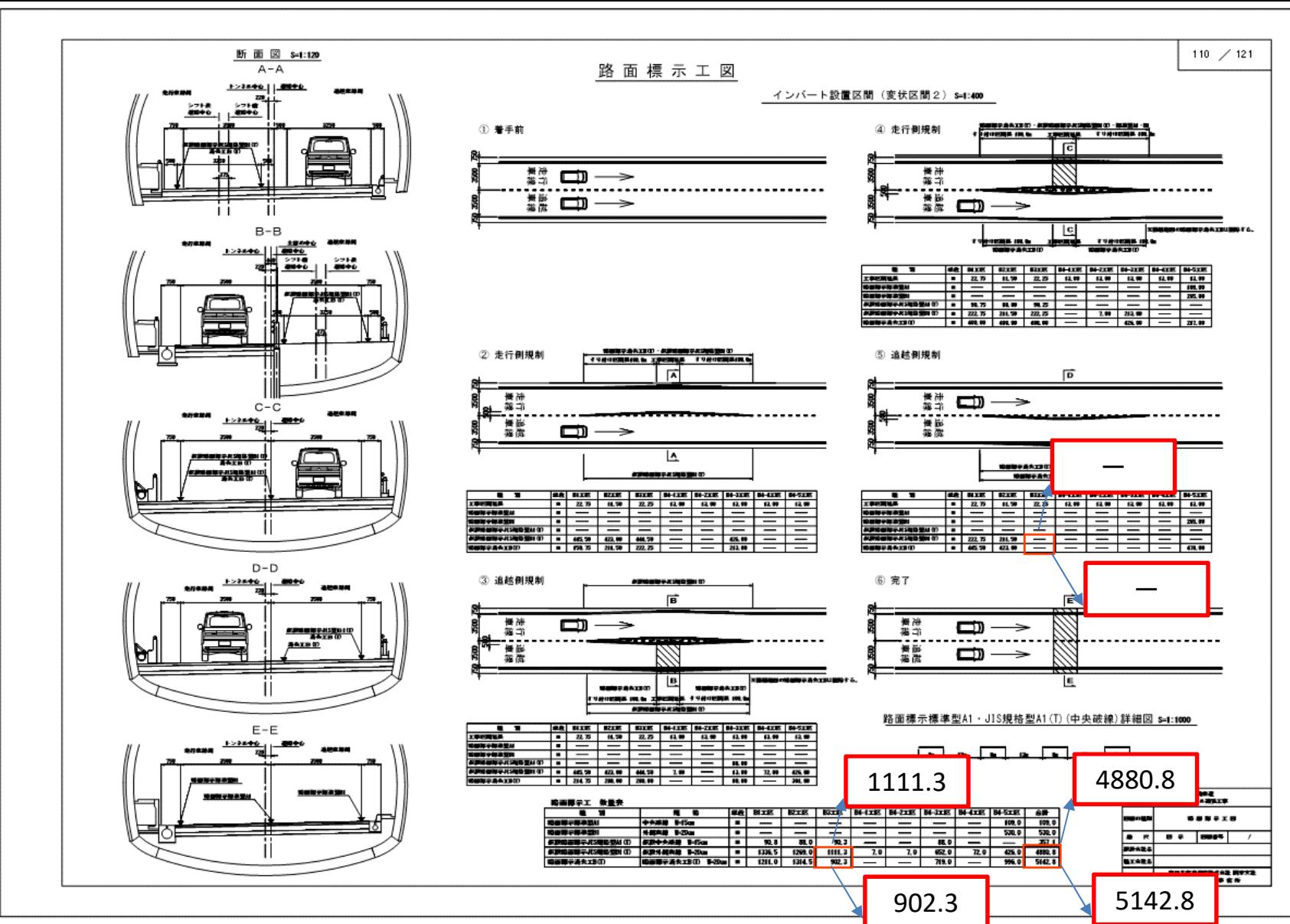
対象	設計図72/121 工種区間長平面図 (4)
誤	<p>工種区間長平面図 (4) 要状区間2 (B3工区) 全体図 S=1:500</p> <p>1333.5m</p> <p>1346.8m</p> <p>車両進行方向</p> <p>変状区間2 (B3工区) 対策範囲図 S=1:250</p> <p>1333.5m</p> <p>車両進行方向</p>
正	<p>工種区間長平面図 (4) 要状区間2 (B3工区) 全体図 S=1:500</p> <p>1111.3m</p> <p>902.3m</p> <p>車両進行方向</p> <p>変状区間2 (B3工区) 対策範囲図 S=1:250</p> <p>1111.3m</p> <p>車両進行方向</p>

対象 誤	設計図82/121 インパート・覆工受け台構造図
正	

対象 誤	設計図83/121 覆工コンクリート補強対策工図	
	<p>覆工コンクリート補強対策工図</p> <p>断面図 S=1:100</p> <p>覆工内面ロックボルト配置 S=1:100</p> <p>断面詳細図 S=1:50</p> <p>ロックボルト頭部処理工図 S=1:10</p> <p>0.096 0.096</p> <p>0.002m<sup>3</sup>/箇所 0.002m<sup>3</sup>/箇所</p> <p>M24 φ250×50 φ250×50</p>	
正	<p>覆工コンクリート補強対策工図</p> <p>断面図 S=1:100</p> <p>覆工内面ロックボルト配置 S=1:100</p> <p>断面詳細図 S=1:50</p> <p>ロックボルト頭部処理工図 S=1:10</p> <p>0.24 0.24</p> <p>0.005m<sup>3</sup>/箇所 0.005m<sup>3</sup>/箇所</p> <p>R32 φ250×100 φ250×100</p>	

対象 誤	設計図89/121 計測工B 計画図																																												
	<p>計測工B 計画図 S=1 : 500 89 / 121</p>  <p>※走行側施工時には、走行側にTSを設置 追越側施工時には、追越側にTSを設置</p> <p>数量表 (変状区間2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>その1</th> <th>その2</th> <th>その3</th> <th>その4</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <th></th> <th>設置 (個)</th> <th>期間 (月)</th> <th>設置 (個)</th> <th>期間 (月)</th> <th>設置 (個)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>インバートコンクリート応力測定</td> <td>—</td> <td>5 (1)</td> <td>5 (1)</td> <td>—</td> <td>10 (2)</td> </tr> <tr> <td>路面変位測定</td> <td>20 (4)</td> <td>10 (2)</td> <td>20 (4)</td> <td>15 (3)</td> <td>65 (13)</td> </tr> <tr> <td>内空変位測定</td> <td>14 (2)</td> <td>7 (1)</td> <td>14 (2)</td> <td>14 (2)</td> <td>49 (7)</td> </tr> <tr> <td>オンラインシステム測定</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ ( ) 内の数は計測箇所数</p> <p>測定箇所表 —走行側測定用— 測定箇所名: 走行側測定用 測定箇所番号: / 測定箇所名: / 測定箇所番号: / 測定箇所名: / 測定箇所番号: /</p>	項目	その1	その2	その3	その4	合計		設置 (個)	期間 (月)	設置 (個)	期間 (月)	設置 (個)	インバートコンクリート応力測定	—	5 (1)	5 (1)	—	10 (2)	路面変位測定	20 (4)	10 (2)	20 (4)	15 (3)	65 (13)	内空変位測定	14 (2)	7 (1)	14 (2)	14 (2)	49 (7)	オンラインシステム測定	—	—	—	—	1								
項目	その1	その2	その3	その4	合計																																								
	設置 (個)	期間 (月)	設置 (個)	期間 (月)	設置 (個)																																								
インバートコンクリート応力測定	—	5 (1)	5 (1)	—	10 (2)																																								
路面変位測定	20 (4)	10 (2)	20 (4)	15 (3)	65 (13)																																								
内空変位測定	14 (2)	7 (1)	14 (2)	14 (2)	49 (7)																																								
オンラインシステム測定	—	—	—	—	1																																								
正	<p>計測工B 計画図 S=1 : 500 89 / 121</p>  <p>1式</p> <p>【図 例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○: 走行側測定用—トラスステーション</li> <li>◎: 基準点(マリズム)</li> <li>●: 内空変位測定用(マリズム)</li> <li>□: 路面変位測定用(マーリング)</li> <li>■: インバート応力測定用(コンクリート表面応力)</li> </ul> <p>数量表 (変状区間2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>その1</th> <th>その2</th> <th>その3</th> <th>その4</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <th></th> <th>設置 (個)</th> <th>期間 (月)</th> <th>設置 (個)</th> <th>期間 (月)</th> <th>設置 (個)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>インバートコンクリート応力測定</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>5 (1)</td> <td>—</td> <td>5 (1)</td> <td>—</td> <td>10 (2)</td> </tr> <tr> <td>路面変位測定</td> <td>20 (4)</td> <td>1</td> <td>10 (2)</td> <td>1</td> <td>20 (4)</td> <td>1</td> <td>15 (3)</td> </tr> <tr> <td>内空変位測定</td> <td>14 (2)</td> <td>1</td> <td>7 (1)</td> <td>1</td> <td>14 (2)</td> <td>1</td> <td>49 (7)</td> </tr> <tr> <td>オンラインシステム測定</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1式</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ ( ) 内の数は計測箇所数</p> <p>測定箇所表 —走行側測定用— 測定箇所名: 走行側測定用 測定箇所番号: / 測定箇所名: / 測定箇所番号: / 測定箇所名: / 測定箇所番号: /</p>	項目	その1	その2	その3	その4	合計		設置 (個)	期間 (月)	設置 (個)	期間 (月)	設置 (個)	インバートコンクリート応力測定	—	—	5 (1)	—	5 (1)	—	10 (2)	路面変位測定	20 (4)	1	10 (2)	1	20 (4)	1	15 (3)	内空変位測定	14 (2)	1	7 (1)	1	14 (2)	1	49 (7)	オンラインシステム測定	—	—	—	—	—	—	1式
項目	その1	その2	その3	その4	合計																																								
	設置 (個)	期間 (月)	設置 (個)	期間 (月)	設置 (個)																																								
インバートコンクリート応力測定	—	—	5 (1)	—	5 (1)	—	10 (2)																																						
路面変位測定	20 (4)	1	10 (2)	1	20 (4)	1	15 (3)																																						
内空変位測定	14 (2)	1	7 (1)	1	14 (2)	1	49 (7)																																						
オンラインシステム測定	—	—	—	—	—	—	1式																																						



対象	設計図110/121 路面標示工図
	
誤	

対象 設計図118/121 (参考図)施工手順図(3)

118 / 121

**(参考図) 施工手順図(3) S=1:250  
変状区間2 (B3工区)**

**施工範囲図**  
変状区間2 L=63.0m

SP103	SP104	SP105	SP106	SP107	SP108
B工区					

**高規格道路  
一般トランク線構造工事**  
図面の範囲 (中央部: 第二歩道規制  
変状区間2 (B3工区))  
図面番号 34-200  
監修者名 /  
施工者名 /  
監修者名 東日本高速道路株式会社  
監修者名 /

正

**(参考図) 施工手順図(3) S=1:250  
変状区間2 (B3工区)**

**施工範囲図**  
変状区間2 L=63.0m

SP103	SP104	SP105	SP106	SP107	SP108
B工区					

**高規格道路  
一般トランク線構造工事**  
図面の範囲 (中央部: 第二歩道規制  
変状区間2 (B3工区))  
図面番号 34-200  
監修者名 /  
施工者名 /  
監修者名 東日本高速道路株式会社  
監修者名 /

対象	別添1 「技術提案における施工条件書」 技術提案における施工条件書 (3/7)																																																																																												
誤	<p align="center"><b>技術提案における施工条件書(3/7)</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>大項目</th> <th>小項目</th> <th>内 容</th> <th>参 照</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="background-color: #cccccc;">施工条件</td> <td colspan="2">工 期</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>契約保証取得の日の翌日から、技術提案に基づく工事工程表に基づいた期間とする。</li> </ul> </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">工事対象</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>施工範囲は、一本松トンネル(下り線)の設計図書に示す範囲とする。</li> </ul> </td> <td>設計図書図面1</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" rowspan="8" style="background-color: #cccccc;">作業日及び交通規制抑制期間</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>本工事の作業時間は以下の条件とする。 昼夜連続施工(24時間作業可能) 標準:2交替(1方実作業時間:9時間(休憩時間を除く))</li> <li>本工事の作業日は土曜日、日曜日に作業ができるものとする。ただし、下表の期間については交通規制抑制期間のため、いかなる作業も行ってはならない。</li> </ul> </td> <td rowspan="8"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>期間 (予定)</th> <th>区 間</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年12月27日～令和3年1月8日の13日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和3年4月26日～令和3年5月9日の14日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和3年8月5日～令和3年8月19日の14日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和3年9月18日～令和3年9月26日の9日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和3年12月27日～令和4年1月3日の8日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和4年4月25日～令和3年5月8日の14日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和4年8月6日～令和4年8月18日の13日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和4年9月17日～令和3年9月25日の9日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和4年12月24日～令和5年1月8日の16日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和5年4月22日～令和5年5月7日の16日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和5年8月5日～令和5年8月17日の13日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事期間中の3連休、10月の土日</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>以下の期間(※)については昼夜連続規制を行ってはならないが、日々規制(規制時間7:00～18:00)は可能とする。 冬季期間(毎年)：11月21日～翌年4月30日(上表に示す期間を除く)</li> </ul> </td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td> <p>※冬季期間はインバート補強工に関する規制は認めない。また、同期間に日々規制を実施した場合、実施日数は求める規制日数削減対象となる日数に含めない。日々規制での作業は、支承物移転・復旧等を想定している。なお、日々規制は速度規制(50km規制)が行われているときは規制を行ってはならない。</p> </td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記、交通規制抑制期間前日の作業終了時には、以下の①または②に示す条件で交通開放を行うものとする。 交通開放時の路面条件 ①板設舗装(基層(t=100mm)) + 粒度調整路盤工(上層路盤(t=200mm)) + 粒度調整路盤工(下層路盤(t=150mm)) ②覆工板 + 仮設舗装(t=40mm)(※)</li> </ul> </td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td> <p>※覆工板の表面はアスファルト混合物、もしくは、覆工板表面にアスファルト混合物を施した製品とし、ブロック毎の施工において覆工板敷設延長は30m以内とする。なお、覆工板は受台等を介して設置し、段差及び板のバタツキを抑える構造とする条件で採用を可能とする。 上記①基層面及び②覆工板表面の交通開放条件は、「舗装施工管理要領」のⅢ補修工事関係に記載の出来形基準の項目の内、平坦性と滑り抵抗値の各基準を満足しなければならない。また、路面標示の復旧を行うこととする。</p> </td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> <td>設計図書図面 18～21、79～80</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	分類	大項目	小項目	内 容	参 照	備 考	施工条件	工 期		<ul style="list-style-type: none"> <li>契約保証取得の日の翌日から、技術提案に基づく工事工程表に基づいた期間とする。</li> </ul>			工事対象		<ul style="list-style-type: none"> <li>施工範囲は、一本松トンネル(下り線)の設計図書に示す範囲とする。</li> </ul>	設計図書図面1		作業日及び交通規制抑制期間		<ul style="list-style-type: none"> <li>本工事の作業時間は以下の条件とする。 昼夜連続施工(24時間作業可能) 標準:2交替(1方実作業時間:9時間(休憩時間を除く))</li> <li>本工事の作業日は土曜日、日曜日に作業ができるものとする。ただし、下表の期間については交通規制抑制期間のため、いかなる作業も行ってはならない。</li> </ul>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>期間 (予定)</th> <th>区 間</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年12月27日～令和3年1月8日の13日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和3年4月26日～令和3年5月9日の14日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和3年8月5日～令和3年8月19日の14日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和3年9月18日～令和3年9月26日の9日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和3年12月27日～令和4年1月3日の8日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和4年4月25日～令和3年5月8日の14日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和4年8月6日～令和4年8月18日の13日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和4年9月17日～令和3年9月25日の9日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和4年12月24日～令和5年1月8日の16日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和5年4月22日～令和5年5月7日の16日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和5年8月5日～令和5年8月17日の13日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事期間中の3連休、10月の土日</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	期間 (予定)	区 間	概 要	令和2年12月27日～令和3年1月8日の13日間			令和3年4月26日～令和3年5月9日の14日間			令和3年8月5日～令和3年8月19日の14日間			令和3年9月18日～令和3年9月26日の9日間			令和3年12月27日～令和4年1月3日の8日間			令和4年4月25日～令和3年5月8日の14日間			令和4年8月6日～令和4年8月18日の13日間			令和4年9月17日～令和3年9月25日の9日間			令和4年12月24日～令和5年1月8日の16日間			令和5年4月22日～令和5年5月7日の16日間			令和5年8月5日～令和5年8月17日の13日間			工事期間中の3連休、10月の土日						<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の期間(※)については昼夜連続規制を行ってはならないが、日々規制(規制時間7:00～18:00)は可能とする。 冬季期間(毎年)：11月21日～翌年4月30日(上表に示す期間を除く)</li> </ul>				<p>※冬季期間はインバート補強工に関する規制は認めない。また、同期間に日々規制を実施した場合、実施日数は求める規制日数削減対象となる日数に含めない。日々規制での作業は、支承物移転・復旧等を想定している。なお、日々規制は速度規制(50km規制)が行われているときは規制を行ってはならない。</p>				<ul style="list-style-type: none"> <li>上記、交通規制抑制期間前日の作業終了時には、以下の①または②に示す条件で交通開放を行うものとする。 交通開放時の路面条件 ①板設舗装(基層(t=100mm)) + 粒度調整路盤工(上層路盤(t=200mm)) + 粒度調整路盤工(下層路盤(t=150mm)) ②覆工板 + 仮設舗装(t=40mm)(※)</li> </ul>				<p>※覆工板の表面はアスファルト混合物、もしくは、覆工板表面にアスファルト混合物を施した製品とし、ブロック毎の施工において覆工板敷設延長は30m以内とする。なお、覆工板は受台等を介して設置し、段差及び板のバタツキを抑える構造とする条件で採用を可能とする。 上記①基層面及び②覆工板表面の交通開放条件は、「舗装施工管理要領」のⅢ補修工事関係に記載の出来形基準の項目の内、平坦性と滑り抵抗値の各基準を満足しなければならない。また、路面標示の復旧を行うこととする。</p>					設計図書図面 18～21、79～80											
分類	大項目	小項目	内 容	参 照	備 考																																																																																								
施工条件	工 期		<ul style="list-style-type: none"> <li>契約保証取得の日の翌日から、技術提案に基づく工事工程表に基づいた期間とする。</li> </ul>																																																																																										
	工事対象		<ul style="list-style-type: none"> <li>施工範囲は、一本松トンネル(下り線)の設計図書に示す範囲とする。</li> </ul>	設計図書図面1																																																																																									
	作業日及び交通規制抑制期間		<ul style="list-style-type: none"> <li>本工事の作業時間は以下の条件とする。 昼夜連続施工(24時間作業可能) 標準:2交替(1方実作業時間:9時間(休憩時間を除く))</li> <li>本工事の作業日は土曜日、日曜日に作業ができるものとする。ただし、下表の期間については交通規制抑制期間のため、いかなる作業も行ってはならない。</li> </ul>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>期間 (予定)</th> <th>区 間</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年12月27日～令和3年1月8日の13日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和3年4月26日～令和3年5月9日の14日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和3年8月5日～令和3年8月19日の14日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和3年9月18日～令和3年9月26日の9日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和3年12月27日～令和4年1月3日の8日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和4年4月25日～令和3年5月8日の14日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和4年8月6日～令和4年8月18日の13日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和4年9月17日～令和3年9月25日の9日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和4年12月24日～令和5年1月8日の16日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和5年4月22日～令和5年5月7日の16日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和5年8月5日～令和5年8月17日の13日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事期間中の3連休、10月の土日</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	期間 (予定)	区 間	概 要		令和2年12月27日～令和3年1月8日の13日間			令和3年4月26日～令和3年5月9日の14日間			令和3年8月5日～令和3年8月19日の14日間			令和3年9月18日～令和3年9月26日の9日間						令和3年12月27日～令和4年1月3日の8日間			令和4年4月25日～令和3年5月8日の14日間			令和4年8月6日～令和4年8月18日の13日間			令和4年9月17日～令和3年9月25日の9日間			令和4年12月24日～令和5年1月8日の16日間			令和5年4月22日～令和5年5月7日の16日間			令和5年8月5日～令和5年8月17日の13日間			工事期間中の3連休、10月の土日																																																
			期間 (予定)		区 間	概 要																																																																																							
			令和2年12月27日～令和3年1月8日の13日間																																																																																										
			令和3年4月26日～令和3年5月9日の14日間																																																																																										
			令和3年8月5日～令和3年8月19日の14日間																																																																																										
			令和3年9月18日～令和3年9月26日の9日間																																																																																										
			令和3年12月27日～令和4年1月3日の8日間																																																																																										
			令和4年4月25日～令和3年5月8日の14日間																																																																																										
令和4年8月6日～令和4年8月18日の13日間																																																																																													
令和4年9月17日～令和3年9月25日の9日間																																																																																													
令和4年12月24日～令和5年1月8日の16日間																																																																																													
令和5年4月22日～令和5年5月7日の16日間																																																																																													
令和5年8月5日～令和5年8月17日の13日間																																																																																													
工事期間中の3連休、10月の土日																																																																																													
		<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の期間(※)については昼夜連続規制を行ってはならないが、日々規制(規制時間7:00～18:00)は可能とする。 冬季期間(毎年)：11月21日～翌年4月30日(上表に示す期間を除く)</li> </ul>																																																																																											
		<p>※冬季期間はインバート補強工に関する規制は認めない。また、同期間に日々規制を実施した場合、実施日数は求める規制日数削減対象となる日数に含めない。日々規制での作業は、支承物移転・復旧等を想定している。なお、日々規制は速度規制(50km規制)が行われているときは規制を行ってはならない。</p>																																																																																											
		<ul style="list-style-type: none"> <li>上記、交通規制抑制期間前日の作業終了時には、以下の①または②に示す条件で交通開放を行うものとする。 交通開放時の路面条件 ①板設舗装(基層(t=100mm)) + 粒度調整路盤工(上層路盤(t=200mm)) + 粒度調整路盤工(下層路盤(t=150mm)) ②覆工板 + 仮設舗装(t=40mm)(※)</li> </ul>																																																																																											
		<p>※覆工板の表面はアスファルト混合物、もしくは、覆工板表面にアスファルト混合物を施した製品とし、ブロック毎の施工において覆工板敷設延長は30m以内とする。なお、覆工板は受台等を介して設置し、段差及び板のバタツキを抑える構造とする条件で採用を可能とする。 上記①基層面及び②覆工板表面の交通開放条件は、「舗装施工管理要領」のⅢ補修工事関係に記載の出来形基準の項目の内、平坦性と滑り抵抗値の各基準を満足しなければならない。また、路面標示の復旧を行うこととする。</p>																																																																																											
			設計図書図面 18～21、79～80																																																																																										
正	<p align="center"><b>技術提案における施工条件書(3/7)</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>大項目</th> <th>小項目</th> <th>内 容</th> <th>参 照</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="background-color: #cccccc;">施工条件</td> <td colspan="2">工 期</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>契約保証取得の日の翌日から、技術提案に基づく工事工程表に基づいた期間とする。</li> </ul> </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">工事対象</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>施工範囲は、一本松トンネル(下り線)の設計図書に示す範囲とする。</li> </ul> </td> <td>設計図書図面1</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" rowspan="8" style="background-color: #cccccc;">作業日及び交通規制抑制期間</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>本工事の作業時間は以下の条件とする。 昼夜連続施工(24時間作業可能) 標準:2交替(1方実作業時間:9時間(休憩時間を除く))</li> <li>本工事の作業日は土曜日、日曜日に作業ができるものとする。ただし、下表の期間については交通規制抑制期間のため、いかなる作業も行ってはならない。</li> </ul> </td> <td rowspan="8"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>期間 (予定)</th> <th>区 間</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年12月27日～令和3年1月8日の13日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和3年4月26日～令和3年5月9日の14日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和3年8月5日～令和3年8月18日 <b>18日</b>の14日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和3年9月18日～令和3年9月26日の9日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和3年12月27日～令和4年1月3日の8日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和4年4月25日～令和3年5月8日の14日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和4年8月6日～令和4年8月18日の13日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和4年9月17日～令和3年9月25日の9日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和4年12月24日～令和5年1月8日の16日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和5年4月22日～令和5年5月7日の16日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和5年8月5日～令和5年8月17日の13日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和5年9月16日～令和5年9月24日の9日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事期間中の3連休、10月の土日</td> <td>12月1日～1月31日</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>以下の期間(※)については昼夜連続規制を行ってはならないが、日々規制(規制時間7:00～18:00)は可能とする。 冬季期間(毎年)：11月21日～翌年4月30日(上表に示す期間を除く)</li> </ul> </td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td> <p>※冬季期間はインバート補強工に関する規制は認めない。また、同期間に日々規制を実施した場合、実施日数は求める規制日数削減対象となる日数に含めない。日々規制での作業は、支承物移転・復旧等を想定している。なお、日々規制は速度規制(50km規制)が行われているときは規制を行ってはならない。</p> </td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td> <p>※工事期間中の12月1日～1月31日(厳冬期)においては、原則工事(日々規制を含む)を行ってはならない。</p> </td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	分類	大項目	小項目	内 容	参 照	備 考	施工条件	工 期		<ul style="list-style-type: none"> <li>契約保証取得の日の翌日から、技術提案に基づく工事工程表に基づいた期間とする。</li> </ul>			工事対象		<ul style="list-style-type: none"> <li>施工範囲は、一本松トンネル(下り線)の設計図書に示す範囲とする。</li> </ul>	設計図書図面1		作業日及び交通規制抑制期間		<ul style="list-style-type: none"> <li>本工事の作業時間は以下の条件とする。 昼夜連続施工(24時間作業可能) 標準:2交替(1方実作業時間:9時間(休憩時間を除く))</li> <li>本工事の作業日は土曜日、日曜日に作業ができるものとする。ただし、下表の期間については交通規制抑制期間のため、いかなる作業も行ってはならない。</li> </ul>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>期間 (予定)</th> <th>区 間</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年12月27日～令和3年1月8日の13日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和3年4月26日～令和3年5月9日の14日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和3年8月5日～令和3年8月18日 <b>18日</b>の14日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和3年9月18日～令和3年9月26日の9日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和3年12月27日～令和4年1月3日の8日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和4年4月25日～令和3年5月8日の14日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和4年8月6日～令和4年8月18日の13日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和4年9月17日～令和3年9月25日の9日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和4年12月24日～令和5年1月8日の16日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和5年4月22日～令和5年5月7日の16日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和5年8月5日～令和5年8月17日の13日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和5年9月16日～令和5年9月24日の9日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事期間中の3連休、10月の土日</td> <td>12月1日～1月31日</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	期間 (予定)	区 間	概 要	令和2年12月27日～令和3年1月8日の13日間			令和3年4月26日～令和3年5月9日の14日間			令和3年8月5日～令和3年8月18日 <b>18日</b> の14日間			令和3年9月18日～令和3年9月26日の9日間			令和3年12月27日～令和4年1月3日の8日間			令和4年4月25日～令和3年5月8日の14日間			令和4年8月6日～令和4年8月18日の13日間			令和4年9月17日～令和3年9月25日の9日間			令和4年12月24日～令和5年1月8日の16日間			令和5年4月22日～令和5年5月7日の16日間			令和5年8月5日～令和5年8月17日の13日間			令和5年9月16日～令和5年9月24日の9日間			工事期間中の3連休、10月の土日	12月1日～1月31日					<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の期間(※)については昼夜連続規制を行ってはならないが、日々規制(規制時間7:00～18:00)は可能とする。 冬季期間(毎年)：11月21日～翌年4月30日(上表に示す期間を除く)</li> </ul>				<p>※冬季期間はインバート補強工に関する規制は認めない。また、同期間に日々規制を実施した場合、実施日数は求める規制日数削減対象となる日数に含めない。日々規制での作業は、支承物移転・復旧等を想定している。なお、日々規制は速度規制(50km規制)が行われているときは規制を行ってはならない。</p>				<p>※工事期間中の12月1日～1月31日(厳冬期)においては、原則工事(日々規制を含む)を行ってはならない。</p>																	
分類	大項目	小項目	内 容	参 照	備 考																																																																																								
施工条件	工 期		<ul style="list-style-type: none"> <li>契約保証取得の日の翌日から、技術提案に基づく工事工程表に基づいた期間とする。</li> </ul>																																																																																										
	工事対象		<ul style="list-style-type: none"> <li>施工範囲は、一本松トンネル(下り線)の設計図書に示す範囲とする。</li> </ul>	設計図書図面1																																																																																									
	作業日及び交通規制抑制期間		<ul style="list-style-type: none"> <li>本工事の作業時間は以下の条件とする。 昼夜連続施工(24時間作業可能) 標準:2交替(1方実作業時間:9時間(休憩時間を除く))</li> <li>本工事の作業日は土曜日、日曜日に作業ができるものとする。ただし、下表の期間については交通規制抑制期間のため、いかなる作業も行ってはならない。</li> </ul>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>期間 (予定)</th> <th>区 間</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年12月27日～令和3年1月8日の13日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和3年4月26日～令和3年5月9日の14日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和3年8月5日～令和3年8月18日 <b>18日</b>の14日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和3年9月18日～令和3年9月26日の9日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和3年12月27日～令和4年1月3日の8日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和4年4月25日～令和3年5月8日の14日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和4年8月6日～令和4年8月18日の13日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和4年9月17日～令和3年9月25日の9日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和4年12月24日～令和5年1月8日の16日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和5年4月22日～令和5年5月7日の16日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和5年8月5日～令和5年8月17日の13日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和5年9月16日～令和5年9月24日の9日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事期間中の3連休、10月の土日</td> <td>12月1日～1月31日</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	期間 (予定)	区 間	概 要		令和2年12月27日～令和3年1月8日の13日間			令和3年4月26日～令和3年5月9日の14日間			令和3年8月5日～令和3年8月18日 <b>18日</b> の14日間			令和3年9月18日～令和3年9月26日の9日間						令和3年12月27日～令和4年1月3日の8日間			令和4年4月25日～令和3年5月8日の14日間			令和4年8月6日～令和4年8月18日の13日間			令和4年9月17日～令和3年9月25日の9日間			令和4年12月24日～令和5年1月8日の16日間			令和5年4月22日～令和5年5月7日の16日間			令和5年8月5日～令和5年8月17日の13日間			令和5年9月16日～令和5年9月24日の9日間			工事期間中の3連休、10月の土日	12月1日～1月31日																																												
			期間 (予定)		区 間	概 要																																																																																							
			令和2年12月27日～令和3年1月8日の13日間																																																																																										
			令和3年4月26日～令和3年5月9日の14日間																																																																																										
			令和3年8月5日～令和3年8月18日 <b>18日</b> の14日間																																																																																										
			令和3年9月18日～令和3年9月26日の9日間																																																																																										
			令和3年12月27日～令和4年1月3日の8日間																																																																																										
			令和4年4月25日～令和3年5月8日の14日間																																																																																										
令和4年8月6日～令和4年8月18日の13日間																																																																																													
令和4年9月17日～令和3年9月25日の9日間																																																																																													
令和4年12月24日～令和5年1月8日の16日間																																																																																													
令和5年4月22日～令和5年5月7日の16日間																																																																																													
令和5年8月5日～令和5年8月17日の13日間																																																																																													
令和5年9月16日～令和5年9月24日の9日間																																																																																													
工事期間中の3連休、10月の土日	12月1日～1月31日																																																																																												
		<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の期間(※)については昼夜連続規制を行ってはならないが、日々規制(規制時間7:00～18:00)は可能とする。 冬季期間(毎年)：11月21日～翌年4月30日(上表に示す期間を除く)</li> </ul>																																																																																											
		<p>※冬季期間はインバート補強工に関する規制は認めない。また、同期間に日々規制を実施した場合、実施日数は求める規制日数削減対象となる日数に含めない。日々規制での作業は、支承物移転・復旧等を想定している。なお、日々規制は速度規制(50km規制)が行われているときは規制を行ってはならない。</p>																																																																																											
		<p>※工事期間中の12月1日～1月31日(厳冬期)においては、原則工事(日々規制を含む)を行ってはならない。</p>																																																																																											
正	<p align="center"><b>技術提案における施工条件書(3/7)</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>大項目</th> <th>小項目</th> <th>内 容</th> <th>参 照</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="background-color: #cccccc;">施工条件</td> <td colspan="2">工 期</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>契約保証取得の日の翌日から、技術提案に基づく工事工程表に基づいた期間とする。</li> </ul> </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">工事対象</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>施工範囲は、一本松トンネル(下り線)の設計図書に示す範囲とする。</li> </ul> </td> <td>設計図書図面1</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" rowspan="8" style="background-color: #cccccc;">作業日及び交通規制抑制期間</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>本工事の作業時間は以下の条件とする。 昼夜連続施工(24時間作業可能) 標準:2交替(1方実作業時間:9時間(休憩時間を除く))</li> <li>本工事の作業日は土曜日、日曜日に作業ができるものとする。ただし、下表の期間については交通規制抑制期間のため、いかなる作業も行ってはならない。</li> </ul> </td> <td rowspan="8"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>期間 (予定)</th> <th>区 間</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年12月27日～令和3年1月8日の13日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和3年4月26日～令和3年5月9日の14日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和3年8月5日～令和3年8月18日 <b>18日</b>の14日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和3年9月18日～令和3年9月26日の9日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和3年12月27日～令和4年1月3日の8日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和4年4月25日～令和3年5月8日の14日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和4年8月6日～令和4年8月18日の13日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和4年9月17日～令和3年9月25日の9日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和4年12月24日～令和5年1月8日の16日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和5年4月22日～令和5年5月7日の16日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和5年8月5日～令和5年8月17日の13日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和5年9月16日～令和5年9月24日の9日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事期間中の3連休、10月の土日</td> <td>12月1日～1月31日</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>以下の期間(※)については昼夜連続規制を行ってはならないが、日々規制(規制時間7:00～18:00)は可能とする。 冬季期間(毎年)：11月21日～翌年4月30日(上表に示す期間を除く)</li> </ul> </td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td> <p>※冬季期間はインバート補強工に関する規制は認めない。また、同期間に日々規制を実施した場合、実施日数は求める規制日数削減対象となる日数に含めない。日々規制での作業は、支承物移転・復旧等を想定している。なお、日々規制は速度規制(50km規制)が行われているときは規制を行ってはならない。</p> </td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td> <p>※工事期間中の12月1日～1月31日(厳冬期)においては、原則工事(日々規制を含む)を行ってはならない。</p> </td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	分類	大項目	小項目	内 容	参 照	備 考	施工条件	工 期		<ul style="list-style-type: none"> <li>契約保証取得の日の翌日から、技術提案に基づく工事工程表に基づいた期間とする。</li> </ul>			工事対象		<ul style="list-style-type: none"> <li>施工範囲は、一本松トンネル(下り線)の設計図書に示す範囲とする。</li> </ul>	設計図書図面1		作業日及び交通規制抑制期間		<ul style="list-style-type: none"> <li>本工事の作業時間は以下の条件とする。 昼夜連続施工(24時間作業可能) 標準:2交替(1方実作業時間:9時間(休憩時間を除く))</li> <li>本工事の作業日は土曜日、日曜日に作業ができるものとする。ただし、下表の期間については交通規制抑制期間のため、いかなる作業も行ってはならない。</li> </ul>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>期間 (予定)</th> <th>区 間</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年12月27日～令和3年1月8日の13日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和3年4月26日～令和3年5月9日の14日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和3年8月5日～令和3年8月18日 <b>18日</b>の14日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和3年9月18日～令和3年9月26日の9日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和3年12月27日～令和4年1月3日の8日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和4年4月25日～令和3年5月8日の14日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和4年8月6日～令和4年8月18日の13日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和4年9月17日～令和3年9月25日の9日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和4年12月24日～令和5年1月8日の16日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和5年4月22日～令和5年5月7日の16日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和5年8月5日～令和5年8月17日の13日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和5年9月16日～令和5年9月24日の9日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事期間中の3連休、10月の土日</td> <td>12月1日～1月31日</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	期間 (予定)	区 間	概 要	令和2年12月27日～令和3年1月8日の13日間			令和3年4月26日～令和3年5月9日の14日間			令和3年8月5日～令和3年8月18日 <b>18日</b> の14日間			令和3年9月18日～令和3年9月26日の9日間			令和3年12月27日～令和4年1月3日の8日間			令和4年4月25日～令和3年5月8日の14日間			令和4年8月6日～令和4年8月18日の13日間			令和4年9月17日～令和3年9月25日の9日間			令和4年12月24日～令和5年1月8日の16日間			令和5年4月22日～令和5年5月7日の16日間			令和5年8月5日～令和5年8月17日の13日間			令和5年9月16日～令和5年9月24日の9日間			工事期間中の3連休、10月の土日	12月1日～1月31日					<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の期間(※)については昼夜連続規制を行ってはならないが、日々規制(規制時間7:00～18:00)は可能とする。 冬季期間(毎年)：11月21日～翌年4月30日(上表に示す期間を除く)</li> </ul>				<p>※冬季期間はインバート補強工に関する規制は認めない。また、同期間に日々規制を実施した場合、実施日数は求める規制日数削減対象となる日数に含めない。日々規制での作業は、支承物移転・復旧等を想定している。なお、日々規制は速度規制(50km規制)が行われているときは規制を行ってはならない。</p>				<p>※工事期間中の12月1日～1月31日(厳冬期)においては、原則工事(日々規制を含む)を行ってはならない。</p>																	
分類	大項目	小項目	内 容	参 照	備 考																																																																																								
施工条件	工 期		<ul style="list-style-type: none"> <li>契約保証取得の日の翌日から、技術提案に基づく工事工程表に基づいた期間とする。</li> </ul>																																																																																										
	工事対象		<ul style="list-style-type: none"> <li>施工範囲は、一本松トンネル(下り線)の設計図書に示す範囲とする。</li> </ul>	設計図書図面1																																																																																									
	作業日及び交通規制抑制期間		<ul style="list-style-type: none"> <li>本工事の作業時間は以下の条件とする。 昼夜連続施工(24時間作業可能) 標準:2交替(1方実作業時間:9時間(休憩時間を除く))</li> <li>本工事の作業日は土曜日、日曜日に作業ができるものとする。ただし、下表の期間については交通規制抑制期間のため、いかなる作業も行ってはならない。</li> </ul>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>期間 (予定)</th> <th>区 間</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年12月27日～令和3年1月8日の13日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和3年4月26日～令和3年5月9日の14日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和3年8月5日～令和3年8月18日 <b>18日</b>の14日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和3年9月18日～令和3年9月26日の9日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和3年12月27日～令和4年1月3日の8日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和4年4月25日～令和3年5月8日の14日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和4年8月6日～令和4年8月18日の13日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和4年9月17日～令和3年9月25日の9日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和4年12月24日～令和5年1月8日の16日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和5年4月22日～令和5年5月7日の16日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和5年8月5日～令和5年8月17日の13日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和5年9月16日～令和5年9月24日の9日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事期間中の3連休、10月の土日</td> <td>12月1日～1月31日</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	期間 (予定)	区 間	概 要		令和2年12月27日～令和3年1月8日の13日間			令和3年4月26日～令和3年5月9日の14日間			令和3年8月5日～令和3年8月18日 <b>18日</b> の14日間			令和3年9月18日～令和3年9月26日の9日間						令和3年12月27日～令和4年1月3日の8日間			令和4年4月25日～令和3年5月8日の14日間			令和4年8月6日～令和4年8月18日の13日間			令和4年9月17日～令和3年9月25日の9日間			令和4年12月24日～令和5年1月8日の16日間			令和5年4月22日～令和5年5月7日の16日間			令和5年8月5日～令和5年8月17日の13日間			令和5年9月16日～令和5年9月24日の9日間			工事期間中の3連休、10月の土日	12月1日～1月31日																																												
			期間 (予定)		区 間	概 要																																																																																							
			令和2年12月27日～令和3年1月8日の13日間																																																																																										
			令和3年4月26日～令和3年5月9日の14日間																																																																																										
			令和3年8月5日～令和3年8月18日 <b>18日</b> の14日間																																																																																										
			令和3年9月18日～令和3年9月26日の9日間																																																																																										
			令和3年12月27日～令和4年1月3日の8日間																																																																																										
			令和4年4月25日～令和3年5月8日の14日間																																																																																										
令和4年8月6日～令和4年8月18日の13日間																																																																																													
令和4年9月17日～令和3年9月25日の9日間																																																																																													
令和4年12月24日～令和5年1月8日の16日間																																																																																													
令和5年4月22日～令和5年5月7日の16日間																																																																																													
令和5年8月5日～令和5年8月17日の13日間																																																																																													
令和5年9月16日～令和5年9月24日の9日間																																																																																													
工事期間中の3連休、10月の土日	12月1日～1月31日																																																																																												
		<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の期間(※)については昼夜連続規制を行ってはならないが、日々規制(規制時間7:00～18:00)は可能とする。 冬季期間(毎年)：11月21日～翌年4月30日(上表に示す期間を除く)</li> </ul>																																																																																											
		<p>※冬季期間はインバート補強工に関する規制は認めない。また、同期間に日々規制を実施した場合、実施日数は求める規制日数削減対象となる日数に含めない。日々規制での作業は、支承物移転・復旧等を想定している。なお、日々規制は速度規制(50km規制)が行われているときは規制を行ってはならない。</p>																																																																																											
		<p>※工事期間中の12月1日～1月31日(厳冬期)においては、原則工事(日々規制を含む)を行ってはならない。</p>																																																																																											
正	<p align="center"><b>技術提案における施工条件書(3/7)</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>大項目</th> <th>小項目</th> <th>内 容</th> <th>参 照</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="background-color: #cccccc;">施工条件</td> <td colspan="2">工 期</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>契約保証取得の日の翌日から、技術提案に基づく工事工程表に基づいた期間とする。</li> </ul> </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">工事対象</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>施工範囲は、一本松トンネル(下り線)の設計図書に示す範囲とする。</li> </ul> </td> <td>設計図書図面1</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" rowspan="8" style="background-color: #cccccc;">作業日及び交通規制抑制期間</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>本工事の作業時間は以下の条件とする。 昼夜連続施工(24時間作業可能) 標準:2交替(1方実作業時間:9時間(休憩時間を除く))</li> <li>本工事の作業日は土曜日、日曜日に作業ができるものとする。ただし、下表の期間については交通規制抑制期間のため、いかなる作業も行ってはならない。</li> </ul> </td> <td rowspan="8"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>期間 (予定)</th> <th>区 間</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年12月27日～令和3年1月8日の13日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和3年4月26日～令和3年5月9日の14日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和3年8月5日～令和3年8月18日 <b>18日</b>の14日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和3年9月18日～令和3年9月26日の9日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和3年12月27日～令和4年1月3日の8日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和4年4月25日～令和3年5月8日の14日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和4年8月6日～令和4年8月18日の13日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和4年9月17日～令和3年9月25日の9日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和4年12月24日～令和5年1月8日の16日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和5年4月22日～令和5年5月7日の16日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和5年8月5日～令和5年8月17日の13日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和5年9月16日～令和5年9月24日の9日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事期間中の3連休、10月の土日</td> <td>12月1日～1月31日</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>以下の期間(※)については昼夜連続規制を行ってはならないが、日々規制(規制時間7:00～18:00)は可能とする。 冬季期間(毎年)：11月21日～翌年4月30日(上表に示す期間を除く)</li> </ul> </td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td> <p>※冬季期間はインバート補強工に関する規制は認めない。また、同期間に日々規制を実施した場合、実施日数は求める規制日数削減対象となる日数に含めない。日々規制での作業は、支承物移転・復旧等を想定している。なお、日々規制は速度規制(50km規制)が行われているときは規制を行ってはならない。</p> </td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td> <p>※工事期間中の12月1日～1月31日(厳冬期)においては、原則工事(日々規制を含む)を行ってはならない。</p> </td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	分類	大項目	小項目	内 容	参 照	備 考	施工条件	工 期		<ul style="list-style-type: none"> <li>契約保証取得の日の翌日から、技術提案に基づく工事工程表に基づいた期間とする。</li> </ul>			工事対象		<ul style="list-style-type: none"> <li>施工範囲は、一本松トンネル(下り線)の設計図書に示す範囲とする。</li> </ul>	設計図書図面1		作業日及び交通規制抑制期間		<ul style="list-style-type: none"> <li>本工事の作業時間は以下の条件とする。 昼夜連続施工(24時間作業可能) 標準:2交替(1方実作業時間:9時間(休憩時間を除く))</li> <li>本工事の作業日は土曜日、日曜日に作業ができるものとする。ただし、下表の期間については交通規制抑制期間のため、いかなる作業も行ってはならない。</li> </ul>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>期間 (予定)</th> <th>区 間</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年12月27日～令和3年1月8日の13日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和3年4月26日～令和3年5月9日の14日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和3年8月5日～令和3年8月18日 <b>18日</b>の14日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和3年9月18日～令和3年9月26日の9日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和3年12月27日～令和4年1月3日の8日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和4年4月25日～令和3年5月8日の14日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和4年8月6日～令和4年8月18日の13日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和4年9月17日～令和3年9月25日の9日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和4年12月24日～令和5年1月8日の16日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和5年4月22日～令和5年5月7日の16日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和5年8月5日～令和5年8月17日の13日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和5年9月16日～令和5年9月24日の9日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事期間中の3連休、10月の土日</td> <td>12月1日～1月31日</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	期間 (予定)	区 間	概 要	令和2年12月27日～令和3年1月8日の13日間			令和3年4月26日～令和3年5月9日の14日間			令和3年8月5日～令和3年8月18日 <b>18日</b> の14日間			令和3年9月18日～令和3年9月26日の9日間			令和3年12月27日～令和4年1月3日の8日間			令和4年4月25日～令和3年5月8日の14日間			令和4年8月6日～令和4年8月18日の13日間			令和4年9月17日～令和3年9月25日の9日間			令和4年12月24日～令和5年1月8日の16日間			令和5年4月22日～令和5年5月7日の16日間			令和5年8月5日～令和5年8月17日の13日間			令和5年9月16日～令和5年9月24日の9日間			工事期間中の3連休、10月の土日	12月1日～1月31日					<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の期間(※)については昼夜連続規制を行ってはならないが、日々規制(規制時間7:00～18:00)は可能とする。 冬季期間(毎年)：11月21日～翌年4月30日(上表に示す期間を除く)</li> </ul>				<p>※冬季期間はインバート補強工に関する規制は認めない。また、同期間に日々規制を実施した場合、実施日数は求める規制日数削減対象となる日数に含めない。日々規制での作業は、支承物移転・復旧等を想定している。なお、日々規制は速度規制(50km規制)が行われているときは規制を行ってはならない。</p>				<p>※工事期間中の12月1日～1月31日(厳冬期)においては、原則工事(日々規制を含む)を行ってはならない。</p>																	
分類	大項目	小項目	内 容	参 照	備 考																																																																																								
施工条件	工 期		<ul style="list-style-type: none"> <li>契約保証取得の日の翌日から、技術提案に基づく工事工程表に基づいた期間とする。</li> </ul>																																																																																										
	工事対象		<ul style="list-style-type: none"> <li>施工範囲は、一本松トンネル(下り線)の設計図書に示す範囲とする。</li> </ul>	設計図書図面1																																																																																									
	作業日及び交通規制抑制期間		<ul style="list-style-type: none"> <li>本工事の作業時間は以下の条件とする。 昼夜連続施工(24時間作業可能) 標準:2交替(1方実作業時間:9時間(休憩時間を除く))</li> <li>本工事の作業日は土曜日、日曜日に作業ができるものとする。ただし、下表の期間については交通規制抑制期間のため、いかなる作業も行ってはならない。</li> </ul>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>期間 (予定)</th> <th>区 間</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年12月27日～令和3年1月8日の13日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和3年4月26日～令和3年5月9日の14日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和3年8月5日～令和3年8月18日 <b>18日</b>の14日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和3年9月18日～令和3年9月26日の9日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和3年12月27日～令和4年1月3日の8日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和4年4月25日～令和3年5月8日の14日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和4年8月6日～令和4年8月18日の13日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和4年9月17日～令和3年9月25日の9日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和4年12月24日～令和5年1月8日の16日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和5年4月22日～令和5年5月7日の16日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和5年8月5日～令和5年8月17日の13日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和5年9月16日～令和5年9月24日の9日間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事期間中の3連休、10月の土日</td> <td>12月1日～1月31日</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	期間 (予定)	区 間	概 要		令和2年12月27日～令和3年1月8日の13日間			令和3年4月26日～令和3年5月9日の14日間			令和3年8月5日～令和3年8月18日 <b>18日</b> の14日間			令和3年9月18日～令和3年9月26日の9日間						令和3年12月27日～令和4年1月3日の8日間			令和4年4月25日～令和3年5月8日の14日間			令和4年8月6日～令和4年8月18日の13日間			令和4年9月17日～令和3年9月25日の9日間			令和4年12月24日～令和5年1月8日の16日間			令和5年4月22日～令和5年5月7日の16日間			令和5年8月5日～令和5年8月17日の13日間			令和5年9月16日～令和5年9月24日の9日間			工事期間中の3連休、10月の土日	12月1日～1月31日																																												
			期間 (予定)		区 間	概 要																																																																																							
			令和2年12月27日～令和3年1月8日の13日間																																																																																										
			令和3年4月26日～令和3年5月9日の14日間																																																																																										
			令和3年8月5日～令和3年8月18日 <b>18日</b> の14日間																																																																																										
			令和3年9月18日～令和3年9月26日の9日間																																																																																										
			令和3年12月27日～令和4年1月3日の8日間																																																																																										
			令和4年4月25日～令和3年5月8日の14日間																																																																																										
令和4年8月6日～令和4年8月18日の13日間																																																																																													
令和4年9月17日～令和3年9月25日の9日間																																																																																													
令和4年12月24日～令和5年1月8日の16日間																																																																																													
令和5年4月22日～令和5年5月7日の16日間																																																																																													
令和5年8月5日～令和5年8月17日の13日間																																																																																													
令和5年9月16日～令和5年9月24日の9日間																																																																																													
工事期間中の3連休、10月の土日	12月1日～1月31日																																																																																												
		<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の期間(※)については昼夜連続規制を行ってはならないが、日々規制(規制時間7:00～18:00)は可能とする。 冬季期間(毎年)：11月21日～翌年4月30日(上表に示す期間を除く)</li> </ul>																																																																																											
		<p>※冬季期間はインバート補強工に関する規制は認めない。また、同期間に日々規制を実施した場合、実施日数は求める規制日数削減対象となる日数に含めない。日々規制での作業は、支承物移転・復旧等を想定している。なお、日々規制は速度規制(50km規制)が行われているときは規制を行ってはならない。</p>																																																																																											
		<p>※工事期間中の12月1日～1月31日(厳冬期)においては、原則工事(日々規制を含む)を行ってはならない。</p>																																																																																											

対象	別添1 「技術提案における施工条件書」 技術提案における施工条件書 (5/7)																																																																																																	
誤	<p style="text-align: center;"><b>技術提案における施工条件書 (5/7)</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>大項目</th> <th>小項目</th> <th>内 容</th> <th>参 照</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">施工条件</td> <td rowspan="2">構造物取壊し</td> <td>コンクリート舗装 アスファルト舗装</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>既設舗装面の(一部)撤去を要しない工法(非開削工法等)の提案は可能とする。ただし、工事完了時の舗装面は、設計図書に示す舗装構成にすること。</li> </ul> </td> <td>設計図書図面 14~17, 77~78</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンクリート構造物</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>インバート本体施工部分の既設コンクリート構造物(監視員通路、監査廊、円形水路)の撤去について、車線シフトさせることによる擦り付け部分の撤去範囲を変更する提案は可能とする。また、車線シフトを行わない場合による撤去範囲の変更も可能とする。ただし、撤去を行わない場合は、既設構造物が工事により毀損しないよう防護を施すこと。 ※SP103~SP108の円形水路はインバート施工完了後に新材に取替えること。</li> </ul> </td> <td>設計図書図面 26~28, 87~88 特記仕様書 23-11-4-2(19)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="8">施工条件</td> <td rowspan="2">路盤排水工</td> <td>中央排水工 横断排水工</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>路盤排水工の完成時は設計図書に示す位置・構造以外は認めない。ただし、工事期間中に既存の位置から移設を要しない工法や、工事期間中の切回し方法の提案は可能であるが、排水機能を満足することを条件とする。</li> </ul> </td> <td>設計図書図面 36~41, 94~98 特記仕様書 23-4-1, 23-5-2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>仮設工 (土留工、防護柵工、目隠しフェンス工)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>【走行・追越車線境界部】 土留め、防護柵、目隠しフェンスの構造及び施工機械に関する提案は可能とする。ただし、提案によって通行止め回数が増加することは認めない。 求める性能は以下とする。 ・土留め:「道路土工-仮設構造物工指針」社団法人日本道路協会 1999.3の性能を満足すること。 ・防護柵:「設計要領 第五集 交通安全施設編【防護柵編】H28.8」の性能を満足すること。 ・目隠しフェンス:道路路面より高さ2mとすること。 防護柵及び土留め杭に作用する衝突度の計算に用いるガードレールの種別はSB種相当とする。また、土留め杭の上部に作用する活荷重は10kN/m<sup>2</sup>、土留め杭の根入れ長の計算に用いる変形係数は2470MPa/m<sup>2</sup>、土圧の計算に用いる内部摩擦角<math>\phi = 45^\circ</math>とする。 なお、上記の構造を変更する場合は、協会等の基準類を満足する事を提示の上、提案することは可能とする。</li> </ul> </td> <td>設計図書図面 31~35, 42, 90~93, 99 特記仕様書 23-11-4-2(18)(20)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>配管防護壁工 (防護壁)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>設計図書に示す仮設物の転用計画について、変更する提案は可能とする。</li> <li>【走行・追越路肩部】 設計図書に示す配管防護壁工の変更は不可とする。</li> </ul> </td> <td style="background-color: yellow; text-align: center;"><math>\phi = 45^\circ</math></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>インバート本体</td> <td>施工方式</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>本工事の設計図書に示す施工は、左右分割施工方式(半割施工)を採用している。通行止めを要する全幅一括施工方式の提案は不可とする。また、分割数の制約は設けないが、工事期間中は1車線通行確保することを条件とする。なお、部分非開削工法(曲線函体推進工法等)も可能とする。</li> <li>当該工事は、工種全般で労務の構成をトンネル特殊工に限定しない。</li> <li>特記仕様書に記載している重機械類を変更する提案は可能とする。</li> <li>施工パーティ一数を複数設定する提案は可能とする。ただし、作業の輻輳・工事用車両の搬出入等、安全を確保すること。</li> <li>本工事のインバート施工に関して、非常駐車帯区間及び内空変位が卓越している区間(SP105)については早期閉合とする。他の区間も含めた施工順序及び閉合時期については以下とおりとする。 インバートの施工順序に関する制約 ①変状区間1-2(標準区間):走行側、追越側共に施工順序に制約は設けない。 ②変状区間1-2(非常駐車帯区間):走行側、追越側共に施工順序の制約は設けない。ただし、非常駐車帯区間全体の閉合が未了(片側施工のみ)の状態で他区間に着手する提案は不可とする。(※1) ③変状区間2(SP105):走行側、追越側共に施工順序の制約は設けないが、インバートの閉合が未了(片側施工のみ)の状態で、他区間に着手する提案は不可とする。 ④変状区間2(SP105以外):走行側、追越側共に施工順序の制約は設けない。</li> </ul> </td> <td>設計図書図面 14~17, 77~78 特記仕様書 23-11-4-2(5)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>施工条件</td> <td>施工方式</td> <td></td> <td></td> <td>設計図書図面 5~13, 69~76</td> <td>(※1)非常駐車帯区間に隣接するSP76・SP82は非常駐車帯区間と併せての施工は可能とする。</td> </tr> <tr> <td>正</td><td colspan="6"> <p style="text-align: center;"><b>技術提案における施工条件書 (5/7)</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>大項目</th> <th>小項目</th> <th>内 容</th> <th>参 照</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">施工条件</td> <td rowspan="2">構造物取壊し</td> <td>コンクリート舗装 アスファルト舗装</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>既設舗装面の(一部)撤去を要しない工法(非開削工法等)の提案は可能とする。ただし、工事完了時の舗装面は、設計図書に示す舗装構成にすること。</li> </ul> </td> <td>設計図書図面 14~17, 77~78</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンクリート構造物</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>インバート本体施工部分の既設コンクリート構造物(監視員通路、監査廊、円形水路)の撤去について、車線シフトさせることによる擦り付け部分の撤去範囲を変更する提案は可能とする。また、車線シフトを行わない場合による撤去範囲の変更も可能とする。ただし、撤去を行わない場合は、既設構造物が工事により毀損しないよう防護を施すこと。 ※SP103~SP108の円形水路はインバート施工完了後に新材に取替えること。</li> </ul> </td> <td>設計図書図面 26~28, 87~88 特記仕様書 23-11-4-2(19)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="8">施工条件</td> <td rowspan="2">路盤排水工</td> <td>中央排水工 横断排水工</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>路盤排水工の完成時は設計図書に示す位置・構造以外は認めない。ただし、工事期間中に既存の位置から移設を要しない工法や、工事期間中の切回し方法の提案は可能であるが、排水機能を満足することを条件とする。</li> </ul> </td> <td>設計図書図面 36~41, 94~98 特記仕様書 23-4-1, 23-5-2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>仮設工 (土留工、防護柵工、目隠しフェンス工)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>【走行・追越車線境界部】 土留め、防護柵、目隠しフェンスの構造及び施工機械に関する提案は可能とする。ただし、提案によって通行止め回数が増加することは認めない。 求める性能は以下とする。 ・土留め:「道路土工-仮設構造物工指針」社団法人日本道路協会 1999.3の性能を満足すること。 ・防護柵:「設計要領 第五集 交通安全施設編【防護柵編】H28.8」の性能を満足すること。 ・目隠しフェンス:道路路面より高さ2mとすること。 防護柵及び土留め杭に作用する衝突度の計算に用いるガードレールの種別はSB種相当とする。また、土留め杭の上部に作用する活荷重は10kN/m<sup>2</sup>、土留め杭の根入れ長の計算に用いる変形係数は2470MPa/m<sup>2</sup>、土圧の計算に用いる内部摩擦角<math>\phi = 30^\circ</math>とする。 なお、上記の構造を変更する場合は、協会等の基準類を満足する事を提示の上、提案することは可能とする。</li> </ul> </td> <td>設計図書図面 31~35, 42, 90~93, 99 特記仕様書 23-11-4-2(18)(20)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>配管防護壁工 (防護壁)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>設計図書に示す仮設物の転用計画について、変更する提案は可能とする。</li> <li>【走行・追越路肩部】</li> </ul> </td> <td style="background-color: yellow; text-align: center;"><math>\phi = 30^\circ</math></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>インバート本体</td> <td>施工方式</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>インバートの施工順序に関する制約 ①変状区間1-2(標準区間):走行側、追越側共に施工順序に制約は設けない。 ②変状区間1-2(非常駐車帯区間):走行側、追越側共に施工順序の制約は設けない。ただし、非常駐車帯区間全体の閉合が未了(片側施工のみ)の状態で他区間に着手する提案は不可とする。(※1) ③変状区間2(SP105):走行側、追越側共に施工順序の制約は設けないが、インバートの閉合が未了(片側施工のみ)の状態で、他区間に着手する提案は不可とする。 ④変状区間2(SP105以外):走行側、追越側共に施工順序の制約は設けない。</li> </ul> </td> <td>設計図書図面 5~13, 69~76</td> <td>(※1)非常駐車帯区間に隣接するSP76・SP82は非常駐車帯区間と併せての施工は可能とする。</td> </tr> <tr> <td>施工条件</td> <td>施工方式</td> <td> <p style="border: 2px solid red; padding: 5px; text-align: center;"><b>※②、③ではインバートの掘削から閉合までを連続して施工する事を条件とするものである。複数パーティーでの施工を計画する場合は、②又は③の区間と他区間の同時施工は可能であるが、②又は③の閉合までの施工に影響を及ぼさないことを条件とする。</b></p> </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>施工条件</td> <td>施工方式</td> <td> <p style="border: 2px solid red; padding: 5px; text-align: center;">※②、③ではインバートの掘削から閉合までを連続して施工する事を条件とするものである。複数パーティーでの施工を計画する場合は、②又は③の区間と他区間の同時施工は可能であるが、②又は③の閉合までの施工に影響を及ぼさないことを条件とする。</p> </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </td></tr> </tbody></table>	分類	大項目	小項目	内 容	参 照	備 考	施工条件	構造物取壊し	コンクリート舗装 アスファルト舗装	<ul style="list-style-type: none"> <li>既設舗装面の(一部)撤去を要しない工法(非開削工法等)の提案は可能とする。ただし、工事完了時の舗装面は、設計図書に示す舗装構成にすること。</li> </ul>	設計図書図面 14~17, 77~78		コンクリート構造物	<ul style="list-style-type: none"> <li>インバート本体施工部分の既設コンクリート構造物(監視員通路、監査廊、円形水路)の撤去について、車線シフトさせることによる擦り付け部分の撤去範囲を変更する提案は可能とする。また、車線シフトを行わない場合による撤去範囲の変更も可能とする。ただし、撤去を行わない場合は、既設構造物が工事により毀損しないよう防護を施すこと。 ※SP103~SP108の円形水路はインバート施工完了後に新材に取替えること。</li> </ul>	設計図書図面 26~28, 87~88 特記仕様書 23-11-4-2(19)		施工条件	路盤排水工	中央排水工 横断排水工	<ul style="list-style-type: none"> <li>路盤排水工の完成時は設計図書に示す位置・構造以外は認めない。ただし、工事期間中に既存の位置から移設を要しない工法や、工事期間中の切回し方法の提案は可能であるが、排水機能を満足することを条件とする。</li> </ul>	設計図書図面 36~41, 94~98 特記仕様書 23-4-1, 23-5-2		仮設工 (土留工、防護柵工、目隠しフェンス工)	<ul style="list-style-type: none"> <li>【走行・追越車線境界部】 土留め、防護柵、目隠しフェンスの構造及び施工機械に関する提案は可能とする。ただし、提案によって通行止め回数が増加することは認めない。 求める性能は以下とする。 ・土留め:「道路土工-仮設構造物工指針」社団法人日本道路協会 1999.3の性能を満足すること。 ・防護柵:「設計要領 第五集 交通安全施設編【防護柵編】H28.8」の性能を満足すること。 ・目隠しフェンス:道路路面より高さ2mとすること。 防護柵及び土留め杭に作用する衝突度の計算に用いるガードレールの種別はSB種相当とする。また、土留め杭の上部に作用する活荷重は10kN/m<sup>2</sup>、土留め杭の根入れ長の計算に用いる変形係数は2470MPa/m<sup>2</sup>、土圧の計算に用いる内部摩擦角<math>\phi = 45^\circ</math>とする。 なお、上記の構造を変更する場合は、協会等の基準類を満足する事を提示の上、提案することは可能とする。</li> </ul>	設計図書図面 31~35, 42, 90~93, 99 特記仕様書 23-11-4-2(18)(20)		配管防護壁工 (防護壁)	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計図書に示す仮設物の転用計画について、変更する提案は可能とする。</li> <li>【走行・追越路肩部】 設計図書に示す配管防護壁工の変更は不可とする。</li> </ul>	$\phi = 45^\circ$			インバート本体	施工方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>本工事の設計図書に示す施工は、左右分割施工方式(半割施工)を採用している。通行止めを要する全幅一括施工方式の提案は不可とする。また、分割数の制約は設けないが、工事期間中は1車線通行確保することを条件とする。なお、部分非開削工法(曲線函体推進工法等)も可能とする。</li> <li>当該工事は、工種全般で労務の構成をトンネル特殊工に限定しない。</li> <li>特記仕様書に記載している重機械類を変更する提案は可能とする。</li> <li>施工パーティ一数を複数設定する提案は可能とする。ただし、作業の輻輳・工事用車両の搬出入等、安全を確保すること。</li> <li>本工事のインバート施工に関して、非常駐車帯区間及び内空変位が卓越している区間(SP105)については早期閉合とする。他の区間も含めた施工順序及び閉合時期については以下とおりとする。 インバートの施工順序に関する制約 ①変状区間1-2(標準区間):走行側、追越側共に施工順序に制約は設けない。 ②変状区間1-2(非常駐車帯区間):走行側、追越側共に施工順序の制約は設けない。ただし、非常駐車帯区間全体の閉合が未了(片側施工のみ)の状態で他区間に着手する提案は不可とする。(※1) ③変状区間2(SP105):走行側、追越側共に施工順序の制約は設けないが、インバートの閉合が未了(片側施工のみ)の状態で、他区間に着手する提案は不可とする。 ④変状区間2(SP105以外):走行側、追越側共に施工順序の制約は設けない。</li> </ul>	設計図書図面 14~17, 77~78 特記仕様書 23-11-4-2(5)		施工条件	施工方式			設計図書図面 5~13, 69~76	(※1)非常駐車帯区間に隣接するSP76・SP82は非常駐車帯区間と併せての施工は可能とする。	正	<p style="text-align: center;"><b>技術提案における施工条件書 (5/7)</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>大項目</th> <th>小項目</th> <th>内 容</th> <th>参 照</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">施工条件</td> <td rowspan="2">構造物取壊し</td> <td>コンクリート舗装 アスファルト舗装</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>既設舗装面の(一部)撤去を要しない工法(非開削工法等)の提案は可能とする。ただし、工事完了時の舗装面は、設計図書に示す舗装構成にすること。</li> </ul> </td> <td>設計図書図面 14~17, 77~78</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンクリート構造物</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>インバート本体施工部分の既設コンクリート構造物(監視員通路、監査廊、円形水路)の撤去について、車線シフトさせることによる擦り付け部分の撤去範囲を変更する提案は可能とする。また、車線シフトを行わない場合による撤去範囲の変更も可能とする。ただし、撤去を行わない場合は、既設構造物が工事により毀損しないよう防護を施すこと。 ※SP103~SP108の円形水路はインバート施工完了後に新材に取替えること。</li> </ul> </td> <td>設計図書図面 26~28, 87~88 特記仕様書 23-11-4-2(19)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="8">施工条件</td> <td rowspan="2">路盤排水工</td> <td>中央排水工 横断排水工</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>路盤排水工の完成時は設計図書に示す位置・構造以外は認めない。ただし、工事期間中に既存の位置から移設を要しない工法や、工事期間中の切回し方法の提案は可能であるが、排水機能を満足することを条件とする。</li> </ul> </td> <td>設計図書図面 36~41, 94~98 特記仕様書 23-4-1, 23-5-2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>仮設工 (土留工、防護柵工、目隠しフェンス工)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>【走行・追越車線境界部】 土留め、防護柵、目隠しフェンスの構造及び施工機械に関する提案は可能とする。ただし、提案によって通行止め回数が増加することは認めない。 求める性能は以下とする。 ・土留め:「道路土工-仮設構造物工指針」社団法人日本道路協会 1999.3の性能を満足すること。 ・防護柵:「設計要領 第五集 交通安全施設編【防護柵編】H28.8」の性能を満足すること。 ・目隠しフェンス:道路路面より高さ2mとすること。 防護柵及び土留め杭に作用する衝突度の計算に用いるガードレールの種別はSB種相当とする。また、土留め杭の上部に作用する活荷重は10kN/m<sup>2</sup>、土留め杭の根入れ長の計算に用いる変形係数は2470MPa/m<sup>2</sup>、土圧の計算に用いる内部摩擦角<math>\phi = 30^\circ</math>とする。 なお、上記の構造を変更する場合は、協会等の基準類を満足する事を提示の上、提案することは可能とする。</li> </ul> </td> <td>設計図書図面 31~35, 42, 90~93, 99 特記仕様書 23-11-4-2(18)(20)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>配管防護壁工 (防護壁)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>設計図書に示す仮設物の転用計画について、変更する提案は可能とする。</li> <li>【走行・追越路肩部】</li> </ul> </td> <td style="background-color: yellow; text-align: center;"><math>\phi = 30^\circ</math></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>インバート本体</td> <td>施工方式</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>インバートの施工順序に関する制約 ①変状区間1-2(標準区間):走行側、追越側共に施工順序に制約は設けない。 ②変状区間1-2(非常駐車帯区間):走行側、追越側共に施工順序の制約は設けない。ただし、非常駐車帯区間全体の閉合が未了(片側施工のみ)の状態で他区間に着手する提案は不可とする。(※1) ③変状区間2(SP105):走行側、追越側共に施工順序の制約は設けないが、インバートの閉合が未了(片側施工のみ)の状態で、他区間に着手する提案は不可とする。 ④変状区間2(SP105以外):走行側、追越側共に施工順序の制約は設けない。</li> </ul> </td> <td>設計図書図面 5~13, 69~76</td> <td>(※1)非常駐車帯区間に隣接するSP76・SP82は非常駐車帯区間と併せての施工は可能とする。</td> </tr> <tr> <td>施工条件</td> <td>施工方式</td> <td> <p style="border: 2px solid red; padding: 5px; text-align: center;"><b>※②、③ではインバートの掘削から閉合までを連続して施工する事を条件とするものである。複数パーティーでの施工を計画する場合は、②又は③の区間と他区間の同時施工は可能であるが、②又は③の閉合までの施工に影響を及ぼさないことを条件とする。</b></p> </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>施工条件</td> <td>施工方式</td> <td> <p style="border: 2px solid red; padding: 5px; text-align: center;">※②、③ではインバートの掘削から閉合までを連続して施工する事を条件とするものである。複数パーティーでの施工を計画する場合は、②又は③の区間と他区間の同時施工は可能であるが、②又は③の閉合までの施工に影響を及ぼさないことを条件とする。</p> </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						分類	大項目	小項目	内 容	参 照	備 考	施工条件	構造物取壊し	コンクリート舗装 アスファルト舗装	<ul style="list-style-type: none"> <li>既設舗装面の(一部)撤去を要しない工法(非開削工法等)の提案は可能とする。ただし、工事完了時の舗装面は、設計図書に示す舗装構成にすること。</li> </ul>	設計図書図面 14~17, 77~78		コンクリート構造物	<ul style="list-style-type: none"> <li>インバート本体施工部分の既設コンクリート構造物(監視員通路、監査廊、円形水路)の撤去について、車線シフトさせることによる擦り付け部分の撤去範囲を変更する提案は可能とする。また、車線シフトを行わない場合による撤去範囲の変更も可能とする。ただし、撤去を行わない場合は、既設構造物が工事により毀損しないよう防護を施すこと。 ※SP103~SP108の円形水路はインバート施工完了後に新材に取替えること。</li> </ul>	設計図書図面 26~28, 87~88 特記仕様書 23-11-4-2(19)		施工条件	路盤排水工	中央排水工 横断排水工	<ul style="list-style-type: none"> <li>路盤排水工の完成時は設計図書に示す位置・構造以外は認めない。ただし、工事期間中に既存の位置から移設を要しない工法や、工事期間中の切回し方法の提案は可能であるが、排水機能を満足することを条件とする。</li> </ul>	設計図書図面 36~41, 94~98 特記仕様書 23-4-1, 23-5-2		仮設工 (土留工、防護柵工、目隠しフェンス工)	<ul style="list-style-type: none"> <li>【走行・追越車線境界部】 土留め、防護柵、目隠しフェンスの構造及び施工機械に関する提案は可能とする。ただし、提案によって通行止め回数が増加することは認めない。 求める性能は以下とする。 ・土留め:「道路土工-仮設構造物工指針」社団法人日本道路協会 1999.3の性能を満足すること。 ・防護柵:「設計要領 第五集 交通安全施設編【防護柵編】H28.8」の性能を満足すること。 ・目隠しフェンス:道路路面より高さ2mとすること。 防護柵及び土留め杭に作用する衝突度の計算に用いるガードレールの種別はSB種相当とする。また、土留め杭の上部に作用する活荷重は10kN/m<sup>2</sup>、土留め杭の根入れ長の計算に用いる変形係数は2470MPa/m<sup>2</sup>、土圧の計算に用いる内部摩擦角<math>\phi = 30^\circ</math>とする。 なお、上記の構造を変更する場合は、協会等の基準類を満足する事を提示の上、提案することは可能とする。</li> </ul>	設計図書図面 31~35, 42, 90~93, 99 特記仕様書 23-11-4-2(18)(20)		配管防護壁工 (防護壁)	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計図書に示す仮設物の転用計画について、変更する提案は可能とする。</li> <li>【走行・追越路肩部】</li> </ul>	$\phi = 30^\circ$			インバート本体	施工方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>インバートの施工順序に関する制約 ①変状区間1-2(標準区間):走行側、追越側共に施工順序に制約は設けない。 ②変状区間1-2(非常駐車帯区間):走行側、追越側共に施工順序の制約は設けない。ただし、非常駐車帯区間全体の閉合が未了(片側施工のみ)の状態で他区間に着手する提案は不可とする。(※1) ③変状区間2(SP105):走行側、追越側共に施工順序の制約は設けないが、インバートの閉合が未了(片側施工のみ)の状態で、他区間に着手する提案は不可とする。 ④変状区間2(SP105以外):走行側、追越側共に施工順序の制約は設けない。</li> </ul>	設計図書図面 5~13, 69~76	(※1)非常駐車帯区間に隣接するSP76・SP82は非常駐車帯区間と併せての施工は可能とする。	施工条件	施工方式	<p style="border: 2px solid red; padding: 5px; text-align: center;"><b>※②、③ではインバートの掘削から閉合までを連続して施工する事を条件とするものである。複数パーティーでの施工を計画する場合は、②又は③の区間と他区間の同時施工は可能であるが、②又は③の閉合までの施工に影響を及ぼさないことを条件とする。</b></p>				施工条件	施工方式	<p style="border: 2px solid red; padding: 5px; text-align: center;">※②、③ではインバートの掘削から閉合までを連続して施工する事を条件とするものである。複数パーティーでの施工を計画する場合は、②又は③の区間と他区間の同時施工は可能であるが、②又は③の閉合までの施工に影響を及ぼさないことを条件とする。</p>			
分類	大項目	小項目	内 容	参 照	備 考																																																																																													
施工条件	構造物取壊し	コンクリート舗装 アスファルト舗装	<ul style="list-style-type: none"> <li>既設舗装面の(一部)撤去を要しない工法(非開削工法等)の提案は可能とする。ただし、工事完了時の舗装面は、設計図書に示す舗装構成にすること。</li> </ul>	設計図書図面 14~17, 77~78																																																																																														
		コンクリート構造物	<ul style="list-style-type: none"> <li>インバート本体施工部分の既設コンクリート構造物(監視員通路、監査廊、円形水路)の撤去について、車線シフトさせることによる擦り付け部分の撤去範囲を変更する提案は可能とする。また、車線シフトを行わない場合による撤去範囲の変更も可能とする。ただし、撤去を行わない場合は、既設構造物が工事により毀損しないよう防護を施すこと。 ※SP103~SP108の円形水路はインバート施工完了後に新材に取替えること。</li> </ul>	設計図書図面 26~28, 87~88 特記仕様書 23-11-4-2(19)																																																																																														
	施工条件	路盤排水工	中央排水工 横断排水工	<ul style="list-style-type: none"> <li>路盤排水工の完成時は設計図書に示す位置・構造以外は認めない。ただし、工事期間中に既存の位置から移設を要しない工法や、工事期間中の切回し方法の提案は可能であるが、排水機能を満足することを条件とする。</li> </ul>	設計図書図面 36~41, 94~98 特記仕様書 23-4-1, 23-5-2																																																																																													
			仮設工 (土留工、防護柵工、目隠しフェンス工)	<ul style="list-style-type: none"> <li>【走行・追越車線境界部】 土留め、防護柵、目隠しフェンスの構造及び施工機械に関する提案は可能とする。ただし、提案によって通行止め回数が増加することは認めない。 求める性能は以下とする。 ・土留め:「道路土工-仮設構造物工指針」社団法人日本道路協会 1999.3の性能を満足すること。 ・防護柵:「設計要領 第五集 交通安全施設編【防護柵編】H28.8」の性能を満足すること。 ・目隠しフェンス:道路路面より高さ2mとすること。 防護柵及び土留め杭に作用する衝突度の計算に用いるガードレールの種別はSB種相当とする。また、土留め杭の上部に作用する活荷重は10kN/m<sup>2</sup>、土留め杭の根入れ長の計算に用いる変形係数は2470MPa/m<sup>2</sup>、土圧の計算に用いる内部摩擦角<math>\phi = 45^\circ</math>とする。 なお、上記の構造を変更する場合は、協会等の基準類を満足する事を提示の上、提案することは可能とする。</li> </ul>	設計図書図面 31~35, 42, 90~93, 99 特記仕様書 23-11-4-2(18)(20)																																																																																													
		配管防護壁工 (防護壁)	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計図書に示す仮設物の転用計画について、変更する提案は可能とする。</li> <li>【走行・追越路肩部】 設計図書に示す配管防護壁工の変更は不可とする。</li> </ul>	$\phi = 45^\circ$																																																																																														
		インバート本体	施工方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>本工事の設計図書に示す施工は、左右分割施工方式(半割施工)を採用している。通行止めを要する全幅一括施工方式の提案は不可とする。また、分割数の制約は設けないが、工事期間中は1車線通行確保することを条件とする。なお、部分非開削工法(曲線函体推進工法等)も可能とする。</li> <li>当該工事は、工種全般で労務の構成をトンネル特殊工に限定しない。</li> <li>特記仕様書に記載している重機械類を変更する提案は可能とする。</li> <li>施工パーティ一数を複数設定する提案は可能とする。ただし、作業の輻輳・工事用車両の搬出入等、安全を確保すること。</li> <li>本工事のインバート施工に関して、非常駐車帯区間及び内空変位が卓越している区間(SP105)については早期閉合とする。他の区間も含めた施工順序及び閉合時期については以下とおりとする。 インバートの施工順序に関する制約 ①変状区間1-2(標準区間):走行側、追越側共に施工順序に制約は設けない。 ②変状区間1-2(非常駐車帯区間):走行側、追越側共に施工順序の制約は設けない。ただし、非常駐車帯区間全体の閉合が未了(片側施工のみ)の状態で他区間に着手する提案は不可とする。(※1) ③変状区間2(SP105):走行側、追越側共に施工順序の制約は設けないが、インバートの閉合が未了(片側施工のみ)の状態で、他区間に着手する提案は不可とする。 ④変状区間2(SP105以外):走行側、追越側共に施工順序の制約は設けない。</li> </ul>	設計図書図面 14~17, 77~78 特記仕様書 23-11-4-2(5)																																																																																													
		施工条件	施工方式			設計図書図面 5~13, 69~76	(※1)非常駐車帯区間に隣接するSP76・SP82は非常駐車帯区間と併せての施工は可能とする。																																																																																											
		正	<p style="text-align: center;"><b>技術提案における施工条件書 (5/7)</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>大項目</th> <th>小項目</th> <th>内 容</th> <th>参 照</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">施工条件</td> <td rowspan="2">構造物取壊し</td> <td>コンクリート舗装 アスファルト舗装</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>既設舗装面の(一部)撤去を要しない工法(非開削工法等)の提案は可能とする。ただし、工事完了時の舗装面は、設計図書に示す舗装構成にすること。</li> </ul> </td> <td>設計図書図面 14~17, 77~78</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンクリート構造物</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>インバート本体施工部分の既設コンクリート構造物(監視員通路、監査廊、円形水路)の撤去について、車線シフトさせることによる擦り付け部分の撤去範囲を変更する提案は可能とする。また、車線シフトを行わない場合による撤去範囲の変更も可能とする。ただし、撤去を行わない場合は、既設構造物が工事により毀損しないよう防護を施すこと。 ※SP103~SP108の円形水路はインバート施工完了後に新材に取替えること。</li> </ul> </td> <td>設計図書図面 26~28, 87~88 特記仕様書 23-11-4-2(19)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="8">施工条件</td> <td rowspan="2">路盤排水工</td> <td>中央排水工 横断排水工</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>路盤排水工の完成時は設計図書に示す位置・構造以外は認めない。ただし、工事期間中に既存の位置から移設を要しない工法や、工事期間中の切回し方法の提案は可能であるが、排水機能を満足することを条件とする。</li> </ul> </td> <td>設計図書図面 36~41, 94~98 特記仕様書 23-4-1, 23-5-2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>仮設工 (土留工、防護柵工、目隠しフェンス工)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>【走行・追越車線境界部】 土留め、防護柵、目隠しフェンスの構造及び施工機械に関する提案は可能とする。ただし、提案によって通行止め回数が増加することは認めない。 求める性能は以下とする。 ・土留め:「道路土工-仮設構造物工指針」社団法人日本道路協会 1999.3の性能を満足すること。 ・防護柵:「設計要領 第五集 交通安全施設編【防護柵編】H28.8」の性能を満足すること。 ・目隠しフェンス:道路路面より高さ2mとすること。 防護柵及び土留め杭に作用する衝突度の計算に用いるガードレールの種別はSB種相当とする。また、土留め杭の上部に作用する活荷重は10kN/m<sup>2</sup>、土留め杭の根入れ長の計算に用いる変形係数は2470MPa/m<sup>2</sup>、土圧の計算に用いる内部摩擦角<math>\phi = 30^\circ</math>とする。 なお、上記の構造を変更する場合は、協会等の基準類を満足する事を提示の上、提案することは可能とする。</li> </ul> </td> <td>設計図書図面 31~35, 42, 90~93, 99 特記仕様書 23-11-4-2(18)(20)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>配管防護壁工 (防護壁)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>設計図書に示す仮設物の転用計画について、変更する提案は可能とする。</li> <li>【走行・追越路肩部】</li> </ul> </td> <td style="background-color: yellow; text-align: center;"><math>\phi = 30^\circ</math></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>インバート本体</td> <td>施工方式</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>インバートの施工順序に関する制約 ①変状区間1-2(標準区間):走行側、追越側共に施工順序に制約は設けない。 ②変状区間1-2(非常駐車帯区間):走行側、追越側共に施工順序の制約は設けない。ただし、非常駐車帯区間全体の閉合が未了(片側施工のみ)の状態で他区間に着手する提案は不可とする。(※1) ③変状区間2(SP105):走行側、追越側共に施工順序の制約は設けないが、インバートの閉合が未了(片側施工のみ)の状態で、他区間に着手する提案は不可とする。 ④変状区間2(SP105以外):走行側、追越側共に施工順序の制約は設けない。</li> </ul> </td> <td>設計図書図面 5~13, 69~76</td> <td>(※1)非常駐車帯区間に隣接するSP76・SP82は非常駐車帯区間と併せての施工は可能とする。</td> </tr> <tr> <td>施工条件</td> <td>施工方式</td> <td> <p style="border: 2px solid red; padding: 5px; text-align: center;"><b>※②、③ではインバートの掘削から閉合までを連続して施工する事を条件とするものである。複数パーティーでの施工を計画する場合は、②又は③の区間と他区間の同時施工は可能であるが、②又は③の閉合までの施工に影響を及ぼさないことを条件とする。</b></p> </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>施工条件</td> <td>施工方式</td> <td> <p style="border: 2px solid red; padding: 5px; text-align: center;">※②、③ではインバートの掘削から閉合までを連続して施工する事を条件とするものである。複数パーティーでの施工を計画する場合は、②又は③の区間と他区間の同時施工は可能であるが、②又は③の閉合までの施工に影響を及ぼさないことを条件とする。</p> </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						分類	大項目	小項目	内 容	参 照	備 考	施工条件	構造物取壊し	コンクリート舗装 アスファルト舗装	<ul style="list-style-type: none"> <li>既設舗装面の(一部)撤去を要しない工法(非開削工法等)の提案は可能とする。ただし、工事完了時の舗装面は、設計図書に示す舗装構成にすること。</li> </ul>	設計図書図面 14~17, 77~78		コンクリート構造物	<ul style="list-style-type: none"> <li>インバート本体施工部分の既設コンクリート構造物(監視員通路、監査廊、円形水路)の撤去について、車線シフトさせることによる擦り付け部分の撤去範囲を変更する提案は可能とする。また、車線シフトを行わない場合による撤去範囲の変更も可能とする。ただし、撤去を行わない場合は、既設構造物が工事により毀損しないよう防護を施すこと。 ※SP103~SP108の円形水路はインバート施工完了後に新材に取替えること。</li> </ul>	設計図書図面 26~28, 87~88 特記仕様書 23-11-4-2(19)		施工条件	路盤排水工	中央排水工 横断排水工	<ul style="list-style-type: none"> <li>路盤排水工の完成時は設計図書に示す位置・構造以外は認めない。ただし、工事期間中に既存の位置から移設を要しない工法や、工事期間中の切回し方法の提案は可能であるが、排水機能を満足することを条件とする。</li> </ul>	設計図書図面 36~41, 94~98 特記仕様書 23-4-1, 23-5-2		仮設工 (土留工、防護柵工、目隠しフェンス工)	<ul style="list-style-type: none"> <li>【走行・追越車線境界部】 土留め、防護柵、目隠しフェンスの構造及び施工機械に関する提案は可能とする。ただし、提案によって通行止め回数が増加することは認めない。 求める性能は以下とする。 ・土留め:「道路土工-仮設構造物工指針」社団法人日本道路協会 1999.3の性能を満足すること。 ・防護柵:「設計要領 第五集 交通安全施設編【防護柵編】H28.8」の性能を満足すること。 ・目隠しフェンス:道路路面より高さ2mとすること。 防護柵及び土留め杭に作用する衝突度の計算に用いるガードレールの種別はSB種相当とする。また、土留め杭の上部に作用する活荷重は10kN/m<sup>2</sup>、土留め杭の根入れ長の計算に用いる変形係数は2470MPa/m<sup>2</sup>、土圧の計算に用いる内部摩擦角<math>\phi = 30^\circ</math>とする。 なお、上記の構造を変更する場合は、協会等の基準類を満足する事を提示の上、提案することは可能とする。</li> </ul>	設計図書図面 31~35, 42, 90~93, 99 特記仕様書 23-11-4-2(18)(20)		配管防護壁工 (防護壁)	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計図書に示す仮設物の転用計画について、変更する提案は可能とする。</li> <li>【走行・追越路肩部】</li> </ul>	$\phi = 30^\circ$			インバート本体	施工方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>インバートの施工順序に関する制約 ①変状区間1-2(標準区間):走行側、追越側共に施工順序に制約は設けない。 ②変状区間1-2(非常駐車帯区間):走行側、追越側共に施工順序の制約は設けない。ただし、非常駐車帯区間全体の閉合が未了(片側施工のみ)の状態で他区間に着手する提案は不可とする。(※1) ③変状区間2(SP105):走行側、追越側共に施工順序の制約は設けないが、インバートの閉合が未了(片側施工のみ)の状態で、他区間に着手する提案は不可とする。 ④変状区間2(SP105以外):走行側、追越側共に施工順序の制約は設けない。</li> </ul>	設計図書図面 5~13, 69~76	(※1)非常駐車帯区間に隣接するSP76・SP82は非常駐車帯区間と併せての施工は可能とする。	施工条件	施工方式	<p style="border: 2px solid red; padding: 5px; text-align: center;"><b>※②、③ではインバートの掘削から閉合までを連続して施工する事を条件とするものである。複数パーティーでの施工を計画する場合は、②又は③の区間と他区間の同時施工は可能であるが、②又は③の閉合までの施工に影響を及ぼさないことを条件とする。</b></p>				施工条件	施工方式	<p style="border: 2px solid red; padding: 5px; text-align: center;">※②、③ではインバートの掘削から閉合までを連続して施工する事を条件とするものである。複数パーティーでの施工を計画する場合は、②又は③の区間と他区間の同時施工は可能であるが、②又は③の閉合までの施工に影響を及ぼさないことを条件とする。</p>																																													
		分類	大項目	小項目	内 容	参 照	備 考																																																																																											
		施工条件	構造物取壊し	コンクリート舗装 アスファルト舗装	<ul style="list-style-type: none"> <li>既設舗装面の(一部)撤去を要しない工法(非開削工法等)の提案は可能とする。ただし、工事完了時の舗装面は、設計図書に示す舗装構成にすること。</li> </ul>	設計図書図面 14~17, 77~78																																																																																												
コンクリート構造物	<ul style="list-style-type: none"> <li>インバート本体施工部分の既設コンクリート構造物(監視員通路、監査廊、円形水路)の撤去について、車線シフトさせることによる擦り付け部分の撤去範囲を変更する提案は可能とする。また、車線シフトを行わない場合による撤去範囲の変更も可能とする。ただし、撤去を行わない場合は、既設構造物が工事により毀損しないよう防護を施すこと。 ※SP103~SP108の円形水路はインバート施工完了後に新材に取替えること。</li> </ul>			設計図書図面 26~28, 87~88 特記仕様書 23-11-4-2(19)																																																																																														
施工条件	路盤排水工		中央排水工 横断排水工	<ul style="list-style-type: none"> <li>路盤排水工の完成時は設計図書に示す位置・構造以外は認めない。ただし、工事期間中に既存の位置から移設を要しない工法や、工事期間中の切回し方法の提案は可能であるが、排水機能を満足することを条件とする。</li> </ul>	設計図書図面 36~41, 94~98 特記仕様書 23-4-1, 23-5-2																																																																																													
			仮設工 (土留工、防護柵工、目隠しフェンス工)	<ul style="list-style-type: none"> <li>【走行・追越車線境界部】 土留め、防護柵、目隠しフェンスの構造及び施工機械に関する提案は可能とする。ただし、提案によって通行止め回数が増加することは認めない。 求める性能は以下とする。 ・土留め:「道路土工-仮設構造物工指針」社団法人日本道路協会 1999.3の性能を満足すること。 ・防護柵:「設計要領 第五集 交通安全施設編【防護柵編】H28.8」の性能を満足すること。 ・目隠しフェンス:道路路面より高さ2mとすること。 防護柵及び土留め杭に作用する衝突度の計算に用いるガードレールの種別はSB種相当とする。また、土留め杭の上部に作用する活荷重は10kN/m<sup>2</sup>、土留め杭の根入れ長の計算に用いる変形係数は2470MPa/m<sup>2</sup>、土圧の計算に用いる内部摩擦角<math>\phi = 30^\circ</math>とする。 なお、上記の構造を変更する場合は、協会等の基準類を満足する事を提示の上、提案することは可能とする。</li> </ul>	設計図書図面 31~35, 42, 90~93, 99 特記仕様書 23-11-4-2(18)(20)																																																																																													
	配管防護壁工 (防護壁)		<ul style="list-style-type: none"> <li>設計図書に示す仮設物の転用計画について、変更する提案は可能とする。</li> <li>【走行・追越路肩部】</li> </ul>	$\phi = 30^\circ$																																																																																														
	インバート本体		施工方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>インバートの施工順序に関する制約 ①変状区間1-2(標準区間):走行側、追越側共に施工順序に制約は設けない。 ②変状区間1-2(非常駐車帯区間):走行側、追越側共に施工順序の制約は設けない。ただし、非常駐車帯区間全体の閉合が未了(片側施工のみ)の状態で他区間に着手する提案は不可とする。(※1) ③変状区間2(SP105):走行側、追越側共に施工順序の制約は設けないが、インバートの閉合が未了(片側施工のみ)の状態で、他区間に着手する提案は不可とする。 ④変状区間2(SP105以外):走行側、追越側共に施工順序の制約は設けない。</li> </ul>	設計図書図面 5~13, 69~76	(※1)非常駐車帯区間に隣接するSP76・SP82は非常駐車帯区間と併せての施工は可能とする。																																																																																												
	施工条件		施工方式	<p style="border: 2px solid red; padding: 5px; text-align: center;"><b>※②、③ではインバートの掘削から閉合までを連続して施工する事を条件とするものである。複数パーティーでの施工を計画する場合は、②又は③の区間と他区間の同時施工は可能であるが、②又は③の閉合までの施工に影響を及ぼさないことを条件とする。</b></p>																																																																																														
	施工条件		施工方式	<p style="border: 2px solid red; padding: 5px; text-align: center;">※②、③ではインバートの掘削から閉合までを連続して施工する事を条件とするものである。複数パーティーでの施工を計画する場合は、②又は③の区間と他区間の同時施工は可能であるが、②又は③の閉合までの施工に影響を及ぼさないことを条件とする。</p>																																																																																														